



ディスクロージャー誌
損保ジャパンひまわり生命の現状
平成18年度決算のご報告

Report 2007

損保ジャパンひまわり生命

25th
Anniversary

はじめに

平素より、皆様方には損保ジャパンひまわり生命に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は1981年(昭和56年)7月に「アイ・エヌ・エイ生命」として設立、翌年4月に営業を開始しました。

そして2007年(平成19年)4月、創業25周年を迎え、着実に成長しております。

このたび当社では、ディスクロージャー誌「損保ジャパンひまわり生命の現状(平成18年度決算のご報告)」を作成いたしました。2006年度(平成18年度)の業績や事業内容などの分かりやすい説明に努めています。

本誌が皆様方に当社をご理解いただくための一助となれば幸いです。

今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

Profile

設立：1981年(昭和56年)7月
営業開始：1982年(昭和57年)4月
資本金：172億5千万円
総資産：9,499億円(平成19年3月末)
保険料等収入：2,653億円(平成18年4月～平成19年3月)
本社所在地：東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル35階
ホームページ：<http://www.himawari-life.com>
代表取締役社長：田中 勝治郎
従業員数：1,063名(平成19年3月末)
株主：株式会社損害保険ジャパン

Contents

はじめに トップメッセージと経営方針 1	内部管理体制 コンプライアンス体制 31 リスク管理体制 34
保険金等支払管理態勢の確立に向けて 保険金等のお支払い漏れに関するお詫びとお知らせ 3 保険金支払態勢と支払件数 5	教育・組織風土 営業職員・代理店教育・研修の概略 37 自由闊達な職場環境 38
お客様サービス お客様の利便性向上に向けた取り組み 7 「お客様の声」への取り組み 8 お客様からのお問い合わせ窓口 9 ホームページ 10 多種多様な商品ラインナップ(商品開発・商品一覧) 11 お客様に対するお申し込みに際しての情報提供 16 ご契約者に対する情報提供 17 販売チャネル 18 コンサルティングシステム 20 お客様情報の取扱方針(個人情報保護宣言) 21	損保ジャパングループ 損保ジャパングループの概要 39 損保ジャパンの事業戦略 40 損保ジャパンひまわり生命の沿革 41 損保ジャパンひまわり生命の組織図 42
トピックス 23	決算ハイライト 43 財務諸表の適正性、および財務諸表作成に係る 内部監査の有効性に関する確認書 49
事業概況 経営の健全性 25 主要業績の状況 26 エンベディッド・バリュー 27 逆ざやの状況 28 2006年度(平成18年度)の一般勘定資産の運用状況 29	生命保険契約者保護機構とは 50 データファイル 51 用語集 113

トップメッセージと経営方針

<はじめに>

平素より損保ジャパンひまわり生命をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

弊社では、本年4月に公表いたしましたとおり、2005年度(平成17年度)までの5年間において、多数の保険金等のお支払い漏れがあったことが判明いたしました。

お客様へ確実に保険金等をお支払いするという、保険会社としての本来の役割が果たせていなかったことにつきましては深く反省し、お客様や関係者の皆様方に多大なご迷惑をお掛けしましたことを心よりお詫び申し上げます。

弊社では、お支払い漏れの対象となったお客様には迅速にお支払いが完了するように手配を進めるとともに、今回の事態を厳粛に受け止め、今後二度と同様の事態が発生しないよう、保険金等支払管理態勢の強化を経営の最重要課題として取り組み、お客様からの信頼回復に努めてまいりますことを皆様にお約束いたします。

<新中期経営計画>

弊社は、従来から「お客様から信頼され、選ばれる生命保険会社」を目指しておりますが、今般の保険金等のお支払い漏れを契機とし

て、「お客様の目線」で物事を考え、取り組んでいく姿勢が弊社として不十分であったとあらためて強く認識しました。

その反省をもとに、2007年度(平成19年度)からスタートする新中期経営計画では、「お客様目線の経営」を1つ目の柱としました。

「お客様目線の経営」とは、あらゆることに対してお客様の立場に立って物事を考え、会社全体でお客様満足度の向上を推進していくことをいいます。

これまでも弊社ではお客様から寄せられた苦情や要望を、課題改善につなげていく仕組みの構築に努めてまいりました。今後はその取り組みを前進させ、お客様からいただいたご指摘については一層的確に分析・把握し、その中から経営改善課題を抽出し、経営陣が責任を持って課題への対応を迅速に行ってまいります。

そして、社員全員がお客様の目線で能動的に業務プロセスの改善に努める社風を築き上げてまいります。

また、「お客様目線の会社」になるために、ご加入時のお客様へのご説明からお客様へ保険金等をお届けするまで、すべてのご契約期間を通じて最高品質のサービスを提供することこそが保険会社の使命であることをあらためて認識し、保険金等のお支払漏れをゼロとすべく、保険金等支払いに係る事務シス

テムや要員などインフラ整備も含めた保険金等支払管理態勢を確立させてまいります。

2つ目の柱は「成長戦略」です。生命保険契約は長きに渡るため、お客様にご安心いただき確実に保険金等をお支払いするためには、会社は成長し続けなければならないと考えております。おかげさまで弊社は2005年度(平成17年度)末で標準責任準備金の積立を完了し、2006年度(平成18年度)には基礎利益183億円を計上することができました。

今後、業界トップクラスの生命保険会社を目指していくために、新中期経営計画では、「商品・サービス」「チャネル」「事務・システム」「人材力」「ブランド」という切り口から、弊社の成長が一層加速されるための施策を展開してまいります。

3つ目の柱は「強固な財務・経営基盤」です。弊社は2007年(平成19年)2月、200億円の資本増強を行いました。これにより、財務基盤が一層強化され、機動的な戦略展開が可能になりました。具体的には新商品の開発やシステムの抜本的見直し、人材育成などに経営資源を投入してまいります。

資産運用面では、ALM(資産・負債の総合管理)をさらに重視しながら、健全かつ効率の高い資産運用に努めてまいります。また、

内部統制、リスク管理、コンプライアンスについてもこれまでに増して強化してまいります。

<おわりに>

弊社は「お客様から信頼され、選ばれる生命保険会社」の実現に向け、全役職員が一丸となって業務を遂行してまいります。今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。



2007年(平成19年)7月

代表取締役社長

田中勝治郎

保険金等支払管理態勢の確立に向けて

保険金等のお支払い漏れに関するお詫びとお知らせ

当社では、2001年度(平成13年度)から2005年度(平成17年度)までの過去5年間にお客様からご請求があった保険金等のお支払い事案の再調査を行っております。

その結果、以下のとおり誠に遺憾ながら、事務ミス等に起因して保険金等の追加お支払いが必要となる事案があることが判明しました。

保険事業の根幹をなす保険金等の支払業務において、このような事態を招いたことを深く反省し、お客様および関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

当社では、引き続き調査・お支払い手続きの早期完了に努めるとともに、正確・適切な保険金等のお支払いおよびお客様サービスの向上を最優先の経営課題として認識し、適切な保険金等の支払管理態勢の確立に向けた各種取り組みを進めてまいります。

1. 調査内容¹

当社は、2001年度(平成13年度)から2005年度(平成17年度)までに支払事由が発生した約18万事案(個人保険および団体保険)のうち、以下の事案を抽出し追加払いの要請について調査を実施しました。

- (1) 保険金・給付金等をお支払いした事案のうち、「請求書」、「診断書」等当社にご提出いただいた資料から「追加的なお支払い」が必要となる事案(以下「支払い漏れ事案」という。)
- (2) 保険金・給付金等をお支払いした事案のうち、他の保険金等について「追加的なお支払い」が必要となる可能性が高い事案(以下「請求勧奨事案」という。)

< 事案例 >

- 特定疾病保険金、障害給付金に該当する可能性の高い傷病名・病状で入院給付金等のご請求があった事案
- 入院給付金のお支払いをして、その後の通院給付金のご請求をいただいていない事案
なお、調査にあたってはお客様に対するご請求

勧奨等を実施して追加情報の確認を進めております。

(3) 保険金・給付金等以外の返戻金について「追加的なお支払い」が必要となる事案

- 1: 上記とは別に、過去5年間に保険金等をお支払いした全事案のご契約者様に対し、ご請求漏れの有無をご確認いただくご案内文書を送付するとともに、すべての個人のご契約者様に対し、ご請求漏れの有無をご確認いただくよう「契約者総合案内」(本年10月送付分より)のご案内する予定です。

2. 追加的な支払いを要する件数・金額

2007年(平成19年)4月13日現在

項目	件数 ²	金額	状況
1. 保険金・給付金等	1,133件 (1,025)件	124百万円 (99)百万円	
1 支払い漏れ事案	993件 (885)件	122百万円 (97)百万円	調査完了 支払中
2 請求勧奨事案	140件 (140)件	2百万円 (2)百万円	調査中 支払中
うち特定疾病 保険金	0件 (0)件		調査中 支払中
2. その他	4件 (0)件	0百万円 (0)百万円	
1 満期返戻金・生存給 付金の未払事案	4件 (0)件	0百万円 (0)百万円	調査完了 支払中
2 解約返戻金の 未払事案	0件 (0)件		調査完了
3 がん保留の 未払事案	0件 (0)件		調査完了
合計	1,137件 (1,025)件	125百万円 (99)百万円	

2: 件数は保険種目ベースで記載しています。

カッコ内は追加的なお支払いを要するもののうち、支払済のものを記載しています。

3. 発生原因

追加的なお支払いを要する事案の多くは、査定担当者が診断書に記載されている手術名、入院・通院に関する確認が不十分であった、あるいはお客様からご

請求いただいたご契約以外の他契約のご請求に関する案内が不足していた、などの事務ミスによるもの、およびお客様の立場での業務遂行が不十分であったことによるものでした。

さらにこれらを詳細に分析した結果、査定担当者等の業務知識の不足、支払査定業務に係るシステム整備の不足、保険金等支払部門の態勢不十分、一部のみの請求に対して追加的な支払いを促す仕組みを構築しておらず、お客様への請求勧奨が不十分、

お客様に対するご請求手続の説明や保険金等のお支払いの可能性などの情報提供が不十分、という点が追加支払い発生の原因であることが判明しました。

4. 再発防止策

< 1 > 保険金等支払部門の態勢整備

これまで、保険金等支払部門を2006年(平成18年)10月に独立した部(保険金サービス部)に格上げし、また査定担当者の要員を順次増強するなどしてまいりましたが、今後は保険金等支払部門内の各種研修を充実させるなど、査定担当者の教育・育成の強化に重点的に取り組んでまいります。

また2006年(平成18年)4月より保険金等支払システムの再構築に取り組んでおり、支払い漏れチェックシステムの導入や査定工程管理機能の強化など保険金等支払査定業務の基盤強化を図ってまいります。

さらに2007年(平成19年)1月より、保険金等支払部門内の支払査定業務とお客様からのお問い合わせ対応業務を分離し、査定担当者が効率的に業務を行うようにしております。

< 2 > 保険金等支払に関する規定の整備

「適時・適切かつ漏れのない保険金等のお支払い」という基本的な保険金等支払業務を着実に実行し、真にお客様志向の社内態勢を構築することを目的として、2007年(平成19年)4月付で「保険金等支払管理態勢の基本方針」を制定しました。

今後は保険金等のお支払いも含めた全社的な内部統制の整備・強化を行い、業務の適正性の向上を図ってまいります。

< 3 > 保険金等審議会、保険金等管理委員会の新設

2007年(平成19年)2月より保険金等のお支払いに関する有無責の判断の公正性・適正性の確保とサービスの向上に資するための審議・提言機関として、外部有識者を交えた保険金等審議会を新設しました。

また、取締役会の諮問機関として保険金等管理委員会を新設し、保険金等支払管理態勢に係る事項を審議し取締役会に報告する体制としました。

< 4 > 請求勧奨の充実

例えば、2007年(平成19年)4月より通院特約が付されている契約については、入院のみの請求および入院と通院双方を含む請求に対する給付金支払い時において、「退院後のご通院について」の請求勧奨案内を支払通知に同封発送し、通院のご請求漏れ、ご請求の不足防止を図っていきます。

また、2007年(平成19年)7月より、月次にて支払後一定期間経過時(疾病通院給付金の場合は120日経過時)にその後の通院請求がなされていない事案に対し、請求事由発生の有無を確認する案内文書を発送し、再度の請求勧奨を実施します。

< 5 > 保険金等の請求に係る情報提供の充実

2006年(平成18年)12月より当社のホームページに保険金等をお支払いできるケース・できないケースの具体的な事例を掲載しておりますが、今後はホームページのほか毎年個人のお客様にお送りする「契約者総合案内」に「請求漏れチェックシート」を掲載、あるいは保険金等支払いに関するお客様向けのわかりやすい小冊子を作成・配布し、お客様に対する保険金等の請求に関する情報提供を充実してまいります。

保険金等支払管理態勢の確立に向けて

保険金支払態勢と支払件数

当社は、お客様に迅速かつ適切に保険金をお支払いするために保険金支払態勢の強化に努めております。

保険金支払態勢

当社ではお客様から信頼いただける保険会社を目指すため、迅速かつ適切な保険金のお支払いができる仕組みの構築と全役員・社員の意識の醸成に取り組んでいます。

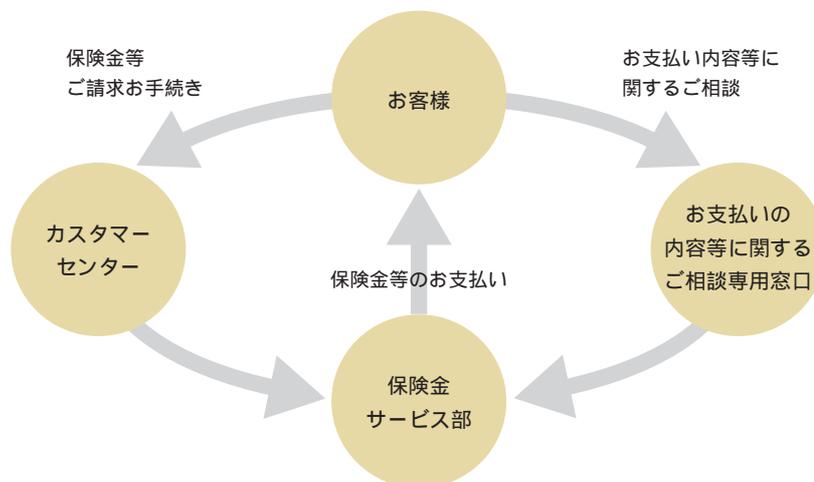
2006年(平成18年)10月より、保険金・給付金の支払管理体制の強化および責任の明確化を目的として、従来のお客様サービス部保険金グループを保険金サービス部とし、独立組織に改め、大幅な人員の増強を図りました。さらに「保険金等支払管理態勢の基本方針」を策定することにより、保険金等のお支払い手続きを適切に行うための態勢を構築していくことを明確にしております。また、保険金・給付金のお支払いに関する公正性・適切性の確保とサービスの向上に役立てるための審議・提言機関として、外部有識者を交えた「保険金等審議会」を設置しました。

2006年(平成18年)11月からはお支払い手続きの適切性を速やかに検証する支払品質チェックを実施するとともに、2007年(平成19年)4月には保険金サービス部専任の医師を配置することにより、お客様に品質の高いお支払いサービスが提供できる態勢の構築を進めています。

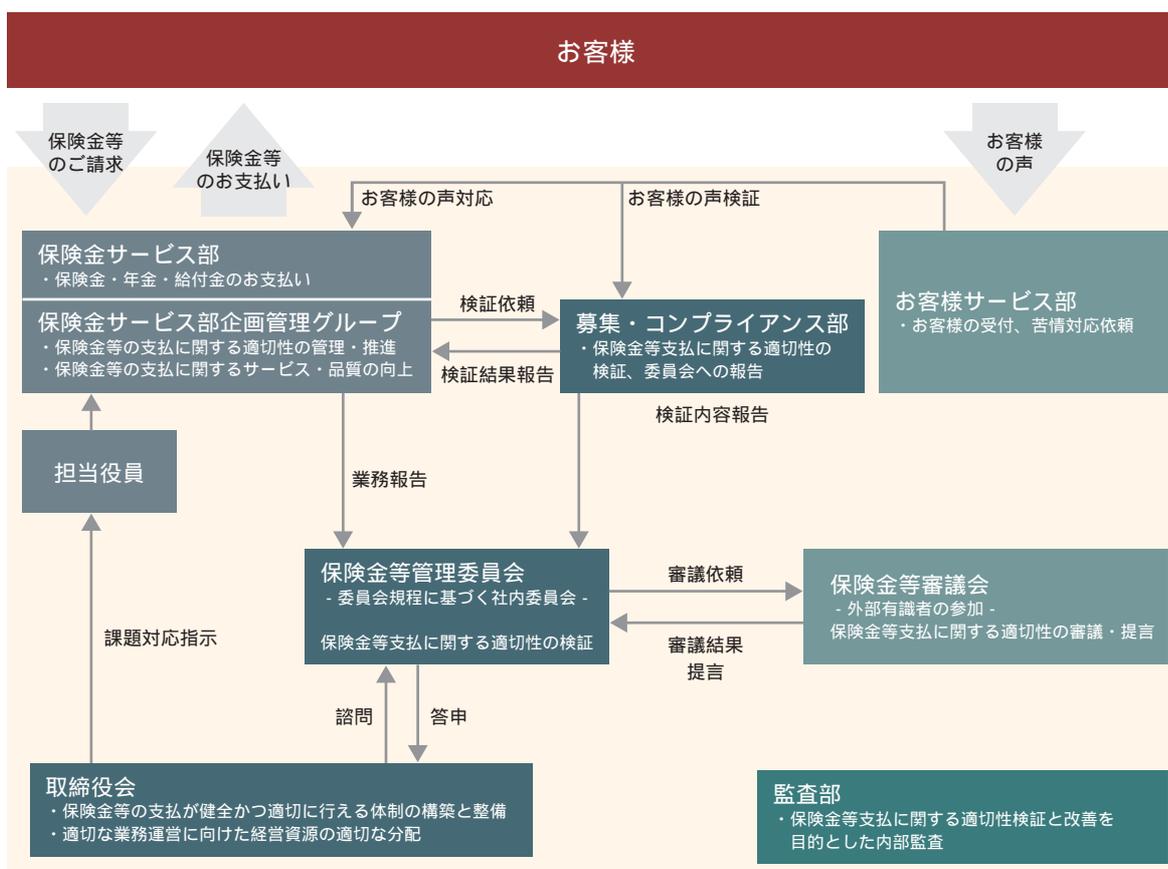
また、お客様へのサービス向上を図るため、保険金等のお支払いにあたって事実確認等により時間を要する場合等には、文書による確実なご案内を行っており、ホームページにおいては、お支払いできるケース・できないケースの具体的事例や手術給付金お支払いのポイントを掲載し、お客様に保険金等の請求手続きを十分にご理解いただけるよう、努めております。

今後とも、迅速かつ適切な保険金のお支払いと、お客様目線でのサービス提供をすすめるため、さらなる態勢作り、業務の改善を進めてまいります。

< 保険金支払サービス体制 >



保険金等支払管理体制



< 支払件数 >

		個人保険		団体保険	
		2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)
保険金	死亡・高度障害保険金	2,424	2,368	27,892	27,332
	満期保険金	578	795		
給付金	入院・手術給付金等	63,962	74,028	896	906
	生存給付金	90,186	79,310		
年金		1,490	1,575	336	354
合計		158,640	158,076	29,124	28,592

お客様サービス

お客様の利便性向上に向けた取り組み

当社では、「お客様から信頼され、選ばれる保険会社」を将来ビジョンに掲げ、お客様からの声・苦情を真摯に受け止め、お客様サービスの向上・改善に向け以下の取り組みを行っています。

利用者の声を踏まえて経営改善を行った項目等

「確認業務実施のご案内」の直送開始

お客様から保険金・給付金の請求があった際、医療機関等への内容確認を実施する旨をお知らせする「確認業務実施のご案内」を、従来代理店からお客様へ送付していましたが、請求権者あての確認業務の確実な実施案内と対応窓口の明確化およびお客様サービス向上の一環を目的に、請求権者あてに直接郵送することとしました。

「お手続き受付ダイヤル」サービスの拡充

24時間・365日受付可能な「お手続き受付ダイヤル」（自動音声応答ダイヤル）で対応しているサービスを、従来から行っている「保険料控除証明書の再発行」「保険料振替口座の変更」「保険証券の再発行」「解約」のうち、取扱者のみ利用可能としていた「解約」について、契約者（契約者本人、法人契約の場合の担当者（代表者・従業員））からの受付を開始いたしました。

お客様の声から改善されるまでの流れを次ページに「お客様の声への対応」例の1つとしてご紹介しております。

（「お手続き受付ダイヤル」は、9ページをご参照ください。）

「オフィシャルホームページ」のリニューアル

当社のブランド力向上とお客様サービスの品質向上を図ることを目的として、従来のホームページをより使いやすく、利用者が求める情報に短時間でアクセスできること、お客様への各種ご案内を分かりやすく表示することを主眼として、オフィシャルホームページのリニューアルを行いました。

（「ホームページ」は、10ページをご参照下さい。）

「保険金等審議会」の設置

保険金等支払いに関する有無判断の公平性・適切性の確保とサービスの向上に資するための審議・提言機関として、外部有識者を交えた「保険金等審議会」を2007年（平成19年）3月に設置しました。

（「保険金等審議会」は、3～6ページをご参照ください。）

「NET診査システム」によるサービス開始

生命保険加入をご希望されるお客様が保険代理店等の店舗内でインターネットを介した双方向テレビ電話により、保険契約申込時に必要となる医師の診査を受けることができる「NET診査システム」によるサービスを開始しました。

（「NET診査システム」は、24ページをご参照下さい。）

「終身医療保険 ワハハ21 Slim（スリム）」「無選択型終身保険（保険料平準払タイプ）」の販売開始

お客様ニーズにきめ細かくお応えするために、割安な保険料で生活習慣病の比較的長期の入院も保障対象とする「終身医療保険ワハハ21 Slim（スリム）」、またこれまで健康上の理由や高齢であるために生命保険のご検討を諦めていた方に、お申し込みにあたって医師の診査や告知書のご提出が不要な「無選択型終身保険（保険料平準払タイプ）」を販売しております。この商品の発売により、これまでの健康上の理由や高齢であるために生命保険のご検討を諦めていた方であってもお申し込みが可能となりました。

（「終身医療保険 ワハハ21 Slim（スリム）」「無選択型終身保険（保険料平準払タイプ）」は、13～14・24ページをご参照下さい。）

利用者の声を把握する取り組みの実施結果

「お客様の声」データベースの活用

カスタマーセンター(以下、CCという。)を中心に当社に寄せられたお客様の声(苦情・相談、改善要望、感謝の声など)を、「お客様の声」データベースに入力し、データの分析・管理を行い業務の改善に活用しております。昨年度は苦情から収集した改善要望74件のうち、51件に改善・対応策を立案、34件を実行しました。

「CCお客様アンケートの実施」(四半期毎)

CCがお客様に提供するサービスの「顧客満足度」を定量的に調査、分析し、CCにおける業務の継続的な改

善に活用するために、「お客様アンケート」を四半期ごとに実施しております。毎回約5,000名程度(年間延べ約2万人)を対象とし、毎回約2,000名(有効回答率約40%)の回答を得ております。

「社員の声」の活用

お客様や代理店の声などから当社の業務改善に資する要望・提案を「社員の声」データベースに入力、具体的対応策を検討しております。昨年度は100件の入力があり、うち31件について対応策を実行しました。

「お客様の声」への取り組み

ここでは、お客様の声への対応と、お客様の声を反映させて実際に改善されたものをご紹介します。

お客様からいただくご意見や苦情、またはお誉めのお言葉は会社にとって貴重な情報です。当社では「お客様の声」を収集・蓄積・分析し、業務改善等の会社施策への反映につなげています。

全国の営業店と本社に寄せられるお客様の声は「お客様の声データベース」としてシステム管理し、主管部門が分析しています。そして、本社各部門が参加する「お客様の声連絡会」を開催し、原因分析・対策等さまざまな検討を行い、業務改善を図っています。お客様の声を貴重な情報資源として活用し、お客様満足の向上と業務の品質向上に努めてまいります。

業務改善までのながれ



年度	提案件数	改善件数	改善率
2005年(平成17年)	49	22	44.9%
2006年(平成18年)	57	34	59.6%

申出内容(ご要望・ご意見)	改善内容
契約者本人からの申し出でないと、解約を受けられないと言うのなら、カスタマーセンターの営業時間の延長、土日受付など、もう少し企業努力をすべきではないか?	「お手続き受付ダイヤル」(自動音声応答による受付)に、ご契約者様からの解約手続を追加。これにより、日中カスタマーセンターあてご連絡いただけない契約者ご本人様からの、24時間、365日、いつでもお受付が可能となりました。

お客様サービス

お客様からのお問い合わせ窓口

当社では、お客様の利便性向上、より質の高いお客様へのサービス提供を目的にカスタマーセンターを開設し、各種お手続き、お問い合わせ、資料のご請求・各種ご相談の総合窓口としています。また、当社の個人情報取り扱いに関するお問い合わせ、告知に関するお問い合わせ、保険金・給付金のお支払い結果に関するご相談窓口もございます。

カスタマーセンター

専門オペレーターによる親切・丁寧な対応

カスタマーセンターでは、長期の研修および試験を通して専門知識を身につけたオペレーターが、「親切・丁寧」で「わかりやすい」対応を「すばやく」「正確に」行うべく、誠意を持って対応させていただきます。

24時間自動音声による対応

さらなるサービス向上のため口座変更・証券再発行・控除証明書再発行・解約のお手続きに関しては、24時間365日いつでも受付可能な「お手続き受付ダイヤル」を設置しています。

ISO9001の認証取得

2005年(平成17年)3月に生命保険会社のコールセンター部門としては、国内で初めて「ISO9001:2000年版」の認証を取得しました。その後も引き続き、品質マネジメントシステムを活用したサービス品質の向上に取り組み、2006年(平成18年)、2007年(平成19年)と「ISO9001:2000年版」の認証を継続しております。今後もさらなるサービス品質の向上と改善に努めてまいります。

カスタマーセンターでは以下のお手続き・お問い合わせを承ります

保険金・給付金のご請求
ご住所の変更
名義変更、受取人変更、改姓
保険証券の再発行
保険料払込口座の変更
保険料のお支払い
ご契約内容の変更、照会
契約者貸付のお手続き
その他お手続き

フリーダイヤル番号

代理店・ライフカウンセラーを通じてご加入のお客様

☎ 0120-563-506

通信販売・カード会社を通じてご加入のお客様

☎ 0120-010-020

個人情報の取り扱いに関するお問い合わせのお客様

☎ 0120-100-127

告知に関するお問い合わせのお客様

☎ 0120-526-805

保険金・給付金のお支払い結果に関するお問い合わせのお客様

☎ 0120-526-905

受付時間

月～金 午前9時～午後5時

(土日祝日、12/31～1/3は休業)

携帯・PHSからもご利用いただけます。

自動音声応答による控除証明書の再発行・振替口座の変更、保険証券の再発行をご希望のお客様

☎ 0120-088-312

受付時間

365日 24時間



カスタマーセンター

ホームページ

当社では、ホームページ上で各種お手続きの方法、商品、会社案内、採用情報など、タイムリーかつ積極的に情報を提供しています。

当社は、2006年(平成18年)10月16日、オフィシャルホームページを全面リニューアルしました。新ホームページでは、従来のホームページをより使いやすく、ビジネス価値の高いものにするため、ユーザーが求める情報に短時間でアクセスできること、お客様への各種ご案内を分かりやすく表示することを主眼において制作しました。

特に、ご契約者様向け情報提供ページ(ご契約者の皆様へ)につきましては、当社ご契約者様が保険金等の請求やご契約内容変更等のお手続きをスムーズに行っていただけますよう、イラスト等を用いてわかりやすく解説しています。

新ホームページでは、大項目を「保険をご検討中の皆様へ」「ご契約者の皆様へ」「会社案内」「採用情報」の4つに絞りました。また「サイト内検索」を設け、訪れた方が必要な情報に容易に到達できるようにしました。

<メニューのご紹介>

保険をご検討中の皆様へ

- ・商品一覧
- ・通信販売
- ・生命保険コンサルティング
- ・ライフカウンセリング

ご契約者の皆様へ

- ・各種お手続き
- ・こんなときどうするの?
- ・インターネットサービス(ご契約者限定サービス)
ご契約内容の照会、改姓名、受取人変更、保険料振替口座の変更についてのお手続き書類のご郵送受付

会社案内

- ・損保ジャパンひまわり生命の紹介
- ・ディスクロージャー
- ・主要業績のお知らせと推移
- ・お問い合わせ窓口一覧 など

採用情報

- ・新卒採用情報
- ・中途採用情報
- ・社内制度紹介 など

ホームページアドレス
<http://www.himawari-life.com>



お客様サービス

多種多様な商品ラインナップ

損保ジャパンひまわり生命は

終身医療保険のパイオニアです

当社は、1993年(平成5年)に日本で初めて終身保障の医療保険を開発し、お客様に一生の医療保障を提供することで終身医療保険のパイオニアとしての地位を確立しました。

お客様のニーズにマッチした商品開発

2005年(平成17年)6月に販売開始した「無解約返戻金型収入保障保険」は特定疾病診断保険料免除等の機能等に加え、解約返戻金をなくすことや健康体料率特約の付加により保険料の低廉化を図っています。更に、2006年(平成18年)10月には、よりお客様のニーズに幅広くお応えできるよう、新たな販売パターンである「保証期間2年平準払込方式」の取り扱いを開始しました。

お客様のニーズにお応えする多種多様な商品群

一生の保障をご希望の方に	終身保険 低解約返戻金型終身保険 連生終身保険 無選択型終身保険
割安な保険料で大きな保障をご希望の方に	定期保険 無解約(低解約)返戻金型定期保険 無解約返戻金型収入保障保険
保障と資産形成の両方をご希望の方に	養老保険
お子様の教育資金などの準備をご希望の方に	こども保険
ゆとりある老後をご希望の方に	個人年金保険
3大成人病の保障をご希望の方に	特定疾病保障定期保険 特定疾病保障終身保険 特定疾病前払式終身保険
充実した医療保障をご希望の方に	新終身医療保険(01) 医療保険(01)
がんに対し重点保障をご希望の方に	がん保険(01)

(注)上表は個人向け商品の主契約で代表的なものを掲載しています。



商品開発

新規開発商品の状況

豊富な商品ラインナップでお客様のニーズにきめ細かく
お応えします

当社は、創業以来お客様のニーズを分析し、そのニーズにお応えできる商品開発を最重要課題として取り組んできました。

医療保障商品に加えて、定期保険、終身保険といった死亡保障商品、高齢化社会に備えるための貯蓄性商品など、お客様のニーズにきめ細かくお応えできる商品ラインナップをご用意しております。

< 医療保険の商品開発 >

1999年(平成11年)10月

- ・無事故割引特約

2001年(平成13年)2月

- ・入院日数に1泊2日タイプを導入

2003年(平成15年)4月

- ・1入院支払限度40日型を導入

2003年(平成15年)5月

- ・初期入院給付特則

2005年(平成17年)10月

- ・医療用手術見舞金特約

< 医療保険以外の商品開発 >

2001年(平成13年)9月

- ・新・終身保険ピース!(特定疾病前払式終身保険)

2003年(平成15年)2月

- ・無解約返戻金型定期保険

- ・低解約返戻金型定期保険

2003年(平成15年)9月

- ・ベリーゲー(低解約返戻金型終身保険)

2004年(平成16年)5月

- ・健康体料率特約

2004年(平成16年)8月

- ・長期傷害保険

2005年(平成17年)6月

- ・無解約返戻金型収入保障保険

2005年(平成17年)12月

- ・無選択型終身保険



お客様サービス

商品一覧

《時代とともに新しくなる医療保険・がん保険》

当社は、お客様に最適なプランをお選びいただけるよう、医療保険、がん保険の改良を重ねてきました。終身医療保険のパイオニアとして、当社がおすすめする医療保障分野商品には次のものがあります。

終身医療保険 ワハハ21

「終身医療保険ワハハ21」は、1999年(平成11年)10月の発売以来、5年ごとに保険料が割引きになる無事で何より割引 や1泊2日からの入院保障でご好評をいただいております。2006年(平成18年)10月には、割安な保険料で病気やケガ、生活習慣病にも備える「終身医療保険ワハハ21 Slim(スリム)」がそのラインナップに加わり、さらにパワーアップいたしました。

「終身医療保険ワハハ21 Slim(スリム)」は、入院日数が長期にわたる場合がある生活習慣病での1入院限度は120日としつつ、その他の1入院限度を40日とすることで保険料の低廉化を図っています。また、従来までの手術給付金に加えて「手術見舞金」をセットすることで、より幅広い手術保障をご準備いただけます。



女性のための入院保険 フェミニーナ

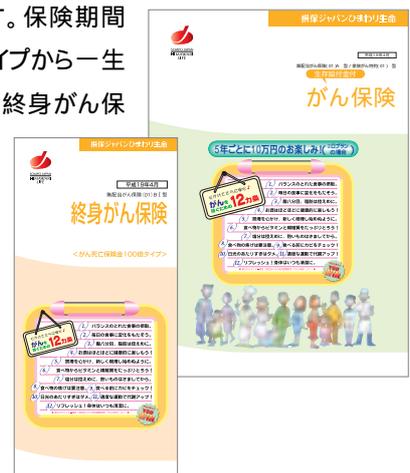
通信販売でのみ取り扱っていた「女性のための入院保険 フェミニーナ」を2003年(平成15年)9月から代理店チャネルおよびライフカウンセラーチャネルで販売を開始しました。フェミニーナは病気やケガによる入院を1泊2日から保障し、特に女性特有の病気を手厚く保障しています。また、入院の有無にかかわらず、3年ごとに受け取れる生存給付金



も魅力です。2005年(平成17年)10月から、従来の手術給付金に加えて手術見舞金をセットし、手術に対する保障をより充実した内容としました。

がん保険・終身がん保険

「がん保険」「終身がん保険」は、がんの診断から入院・手術・通院・死亡まで、幅広い保障をご提供しています。がん診断給付金やがん死亡保険金などの金額の設定にはいくつかのパターンがあり、お客様のニーズにあわせたプランが選べます。生存給付金付のタイプもご用意しています。保険期間は10年更新タイプから一生涯を保障する「終身がん保険」まで、幅広く取り揃えておりますので、お客様それぞれのニーズにあったプランをお選びいただけます。



その他の医療保険など

割安な保険料で必要な保障を確保できる10年更新タイプの「医療保険」や一生涯の入院を保障する「終身医療保険 ワハハ」も1泊2日入院はもちろん、生活習慣病入院特約 やがん入院特約 等、充実した保障内容でご好評をいただいております。



《目的にあわせて選ぶ死亡保障保険》

当社は、死亡保障のための商品も豊富に取り揃えています。終身保険や定期保険といった保険はもちろん、独自性あふれる各種商品をご提供しています。

無解約返戻金型収入保障保険

万一の場合に、年金を「毎月」受け取ることができます。残されたご家族にとって生活設計がしやすい合理的な保障です。解約返戻金がない分、割安な保険料でご加入できます。同時発売の「特定疾病診断保険料免除特約」を付加すれば、3大成人病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の状態なられた場合に、以後の保険料の払い込みは不要になります。

また、健康体料率特約を付加すれば、被保険者の健康状態等が当社の定める基準に適合した場合、保険料が割安になります。



楽しく終身保険 ペリ〜グー

低解約返戻金期間(保険料払込期間)中の解約返戻金を、通常の終身保険の70%に抑えることによって、保険料を割安にしました。また、保険料払込期間満了後の解約返戻金は通常の終身保険の解約返戻金と同水準になり、豊かなセカンドライフを充実させるための終身保険です。医療保障等の特約を付加することで、お客様のニーズに最適な商品設計が可能です。



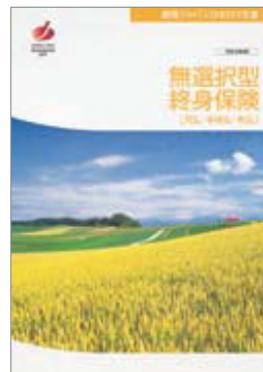
新・終身保険ピース！

3大成人病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の状態になられた場合には、保険金の一部を最大50%まで前払いし、その後の保険料の払い込みは免除される独自性ある保険です。3大成人病に重点をおいた終身保険であり、総合医療特約を付加することにより、同時に医療保障も兼ね備えることが可能となります。



無選択型終身保険

生命保険の申し込みにあたって、医師の診査や告知書のご提出が不要な「無選択型終身保険(保険料平準払タイプ)」を2007年(平成19年)1月に発売しました。この商品の発売により、これまで健康上の理由や高齢であるために生命保険のご検討を諦めていた方であってもお申し込みが可能となりました。



お客様サービス

商品一覧

変額保険

「変額保険」は、保険に関わる資産を主に株式や債券等の有価証券に投資し、その資産の運用実績に応じて保険金額、満期保険金額等が変動する生命保険です。運用実績がよければ受け取る金額が大きくなりますが、経済・金融情勢の悪化等により資産運用で期待した成果が上がらなければ、受け取る金額は少なくなります。ただし、死亡・高度障害時に受け取る死亡・高度障害保険金のお支払額は最低保証されています。当社の変額保険は「国際型」「株式型」「総合型」の3つの特別勘定があり、運用にあたっては、損保ジャパングループの資産運用会社である損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に委託し、公社債や株式等を中心に分散投資を心掛け、バランスのとれた運用を行っています。



その他の保険

ひとつの保険でお二人を保障する「連生終身保険（自由設計型）」や老後の資金を準備するための「個人年金保険」、お子様の成長を見守る「こども保険」ともだちくらぶ」、妊産婦と生まれてくるお子様のための保険「マザー＆ベイビー（新妊産婦保険）」等、生活設計のあらゆるステージに対応できる商品を取り揃えています。



お客様に対するお申し込みの際の提供

ご契約のお申し込みの際、お客様にご確認いただきたい事項や内容について、次のような『説明資料』や『お客様の控』などにより提供し、ご確認いただいています。

●ご契約の申込みに際しての『重要事項説明資料』

・『ご契約のしおり・約款』

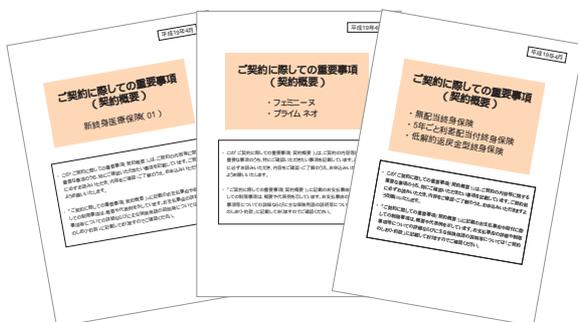
「ご契約のしおり」は、「約款」の内容のうち、特に重要な事項について、お客様にわかりやすく例示などを交え説明したものです。「約款」は、あらかじめ定められた契約条項を詳しく説明したものです。

- ・ 契約申込の撤回(クーリング・オフ)について
- ・ 健康状態・職業などの告知義務について
- ・ 保険金・給付金などをお支払いできない場合について
- ・ 解約と解約返戻金について
- ・ 元本欠損が生じる場合について など



・『ご契約に際しての重要事項(契約概要)』

「契約概要」は、お客様がご契約のお申し込みをする際に、知っておく必要のある特に重要な事項について、その概要や代表例などをまとめたものです。



・『ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)』

「注意喚起情報」は、お客様がご契約のお申し込みをする際に、特にご注意ください事項をまとめたものです。

●ご契約の申込みに際しての重要書類

・『《ご契約内容確認シート》お客様の意向確認書 兼 重要事項説明等確認書』

お客様がお申し込みを行おうとする保険商品が、お客様のご意向に合致した内容であることを確認するための書面である「お客様の意向確認書」と、その保険商品についての重要事項説明などが適切に行われたことを確認する書面である「重要事項説明等確認書」を一体化したものです。内容を十分確認いただきお申し込みいただくとともに、お申し込み後にもその内容をご確認いただけるよう「お客様の控」をお渡ししています。

・『申込書』

ご契約申し込みの最終段階で、お客様のご意向とお申込内容の一致を十分ご確認いただくとともに、お申し込み後にもそのお申込内容をご確認いただけるよう「お客様の控」をお渡ししています。

・『告知書』

ご契約申し込みの際お客様からいただく「告知書」は、ご契約のお引き受けの判断やその後の保険金、給付金をお支払いする際の重要な資料となります。当社では「告知書」ご記入前にご確認いただきたい重要事項を「告知書」の第一面に表示し、その内容を十分確認いただくことにより、お客様に正確な告知をいただけるようサポートしています。また、ご提出いただく告知書についても「お客様の控」をお渡しし、お客様にも同一のものがご確認いただけるようにしています。

●その他

・損保ジャパンひまわり生命の保険種類のご案内

各種商品の特徴等をまとめた総合的なパンフレットです。



・商品パンフレット

・保険設計書

お客様サービス

ご契約者に対する情報提供

ご契約後の情報提供

- 保険料の払い込み・自動更新について
 - ・ 保険料振替のお知らせ
 - ・ 保険料お払い込みのご案内
 - ・ ご契約満了と自動更新のお知らせ
 - ・ 自動更新手続き完了のお知らせ
 - ・ 前納保険料充当のお知らせ
- 失効・自動振替貸付について
 - ・ ご契約失効のお知らせと復活のおすすめ
 - ・ 保険料の自動振替貸付適用のお知らせ
 - ・ 自動振替貸付金ご利息の元金繰入れのお知らせ
 - ・ 自動延長定期保険適用のお知らせ
- 保全・保険金について
 - ・ 各種の手続き完了のお知らせ
 - ・ 契約者貸付利息繰入のお知らせ
 - ・ 給付金・祝金等支払予告通知書
- その他
 - ・ 変額保険のご契約内容のお知らせ
 - ・ 変額保険決算のお知らせ
 - ・ 契約者総合案内
 - ・ 生命保険料控除証明書
 - ・ コミュニケーションブック
 - ・ 契約者配当金のご案内(5年ごと利差配当付商品)

経営内容に関する情報提供

お客様に当社の経営内容を正しくご理解いただけるよう、積極的な情報のご提供に努めています。

損保ジャパンひまわり生命の現状

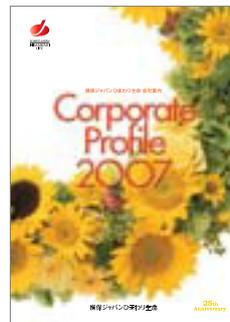
(ディスクロージャー誌)

保険業法第111条に基づいて、決算報告、事業内容、活動状況を記載した冊子です。当社の詳細を記載した情報提供資料として、どなたでもご覧いただけるよう本社・支社・営業所ならびに主要な代理店に常時備え置くこととしているほか、当社、ホームページでもご覧いただけるよう公開しております。



会社案内

わかりやすくコンパクトにまとめた当社の会社概要および経営内容等を掲載した冊子です。「損保ジャパンひまわり生命の現状」よりページ数も少なく簡潔な内容となっております。本社・支社・営業所ならびに代理店に備え付けしてあります。



コミュニケーションブック

ご契約いただいているお客様向けに、経営内容や各種お問い合わせ先および日頃お客様からお問い合わせの多いご質問事項等をまとめた小冊子です。年に一度、ご契約者様にお送りしています。



ホームページ

当社のホームページでもお客様に対する、各種情報を提供しています。詳細はP10をご覧ください。

URL <http://www.himawari-life.com>

販売チャネル

お客様のお手元には、3つのルートで安心をお届けします。それぞれの特徴を生かすことにより、一人ひとりに最適な保険提案を可能としています。

代理店

さまざまなリスクに対し、最適な保険提案のできるプロフェッショナル集団です。

損害保険の分野で確実に地盤を築いている損保プロ代理店、地域に密着しお客様にきめ細かなサービスを提供する生保代理店、さらには公認会計士・税理士といった会計・税務の専門家が当社の代理店としてお客様に大きな安心をお届けしています。このようにさまざまな分野で活躍している全国各地のプロフェッショナル集団を代理店として登録することにより、本来の専門分野に加えて、個人生活の安定から法人の持続的発展や事業承継・企業防衛まで、ハイレベルなリスクマネジメントが可能となっています。

こうした代理店に対しては、業界共通資格取得指導のほか、OJTによる実践指導、適正な保険募集を確立するためのコンプライアンス研修を日頃から実施しています。また、当社独自の研修プログラムとして、お客様のニーズをしっかりと把握し、お客様一人ひとりに最適なオーダーメイドの保障をお勧めできるよう育成する「生保スキルアップ研修」を定期開催し、多くの代理店が参加して切磋琢磨しています。



ライフカウンセラー

生命保険の専門家であるライフカウンセラーが、お客様に相応しいプランを設計しご提供します。

ライフカウンセラーとは、生命保険を軸として、金融、経済、税務、法律などの幅広い知識をもつ精鋭の営業社員です。ライフカウンセラーの仕事は、お客様と直接お会いし、お客様をとりまく環境、お客様の年齢、家族構成、将来設計等を把握することから始まります。さまざまな観点からのコンサルティングを行い、経験豊富な保険のスペシャリストとしてお客様一人ひとりに最適なオーダーメイドの保険を設計していきます。

さらに、ご契約後もお客様の生涯にわたるコンサルタントとして、お客様の環境や状況の変化に応じて的確にアドバイスすることを心掛けています。

ライフカウンセラーの業務は、「自らを律し、高度な専門性をもってお客様の幸せを永続的にサポートする社会貢献である」と言えます。この理念のもと、厳正な採用基準をクリアし採用された社員は、まず入社時研修を受け、保険募集の基本となるコンプライアンスからお客様に最適な保険をご提案するための販売スキルまで、保険のスペシャリストになるための基礎を身につけます。また、入社時研修の後、配属先支社でのスキルアップ研修や本社での各種研修等により、さらに幅広い知識を習得していきます。



お客様サービス

ダイレクトマーケティング

充実した保険サービスを通信販売で直接お客様にお届けします。

クレジットカード会社や通信販売会社を募集代理店として、医療保険を中心とした通信販売専用プランを、資料請求からご契約の成立まで郵送による手軽なお手続きでご利用いただくことができます。これらの募集代理店の研修では、各種業界共通資格取得指導やコンプライアンス研修のほか、当社独自の研修を行っています。さらにインターネット、雑誌等のマスメディアや、当社ホームページをご覧になったお客様からのお電話による資料請求やお問い合わせを受けるコールセンターを開設しています。コールセンターではオペレーターの入社時に約1カ月の研修を実施、その後も適宜スキルアップを図るために研修・指導を行い、お客様にご満足いただけるよう努めています。

通信販売は郵送によるお手続きになるため、お客様にわかりやすく誤解を与えない広告や資料の作成を常に心がけています。



コンサルティングシステム

コンサルティングセールスの強力な武器「SOMPO J-NET」がお客様に最適な保障プランをご提案します。

当社と損保ジャパンが共同開発した生損保総合販売支援システム「SOMPOJ-NET」は、お客様のあらゆるニーズにお応えできるインターネット型コンサルティングシステムです。お客様のアドバイザーとなるプロ代理店やライフカウンセラーを中心に活用されています。「SOMPOJ-NET」は保険という目に見えない商品をビジュアル化し、お客様一人ひとりに合ったオーダーメイドのライフプランをサポートすることができます。また、経営者の皆様に企業のリスク診断と万全の備えをご提供します。

ライフコンサルティング

ご家族を支える大黒柱たるご主人に万一のことがあったら…。夫婦一緒に豊かな老後を迎えたい…。遺族の生活費、お子様の教育費などの死亡リスクと老後の生活資金等の生存リスクという、ご家族の2大リスクに備えます。

ライフコンサルティング用シートのご記入

お客様とご家族の基礎データを入力

将来設計をビジュアル化してプレゼンテーション

お客様の必要保障額・必要老後資金を算出

最適保障プランのご提案



リスクコンサルティング

企業経営にはさまざまなリスクを伴いますが、役員・従業員の死亡や病気・ケガによる人的なリスクは、わかっていてもなかなか準備ができないものです。経営者の皆様に事業保障資金、死亡退職金・弔慰金、退職慰労金対策等の備えをご提供します。



お客様サービス

お客様情報の取扱方針（個人情報保護宣言）

当社では、保険募集活動の際や契約締結時または維持管理に伴う関連サービスをよりよくご提供させていただくため、必要な範囲内でおお客様ご本人あるいはご家族等に関する情報を収集し、お預かりしています。個人情報保護の重要性に鑑み、「個人情報の保護に関する法律」やその他の法令・金融庁ガイドライン等や（社）生命保険協会の指針を遵守して、お客様の情報を適正にお取り扱いするとともに正確性・機密性の保持に努めています。

また、お客様情報の保護を重要な経営課題の一つとして認識し、より万全な体制になるようさまざまな取り組みを行っています。

お客様情報の適正なお取り扱いに関する具体的な取り組み

基本方針

- お客様情報の適正なお取り扱いに関する基本方針として「個人情報保護宣言」を制定し、当社ホームページ等で公開しています。詳細は次ページ「個人情報保護宣言」をご参照ください。

社内規程・社内マニュアル等

- 情報資産の適切な保護を実現するために「セキュリティポリシー」や、お客様情報の適正なお取り扱いを確保するために「個人情報保護規程」、さらに具体的な取り扱いを定めた「各種マニュアル」等を作成し、お客様情報の取り扱いをルール化しています。

役職員の教育

- お客様情報を取り扱うすべての役職員に対してお客様情報の重要性を認識させ、保護意識の向上のため社内教育の充実を図っています。
- すべての役職員は、お客様情報のお取り扱いに関して秘密保持、情報漏えい防止に努め、社内規程や社内マニュアル等を遵守することを誓約する「誓約書」を提出しています。

点検・監査

- お客様情報が適切かつ安全に取り扱われていることを定期的な点検・監査により確認し、お客様情報の取り扱いのルールの遵守に努めています。

お客様情報の取り扱いルール

- お客様データが記載された帳票を、業務時間外は施錠保管し、業務時間内に利用しない場合は所定の場所に保管しています。
- お客様データを役職員が持ち出しをする際は、十分な強度を持つ梱包を使用するなどの保護措置を取っています。
- お客様データを廃棄・消去する際は、記載内容が識別不能となるまでシュレッダーによって裁断する等適切な処置を行っています。

委託代理店への指導・監督

- 代理店に対して、お客様情報の安全管理のため基本方針・取扱規定等の整備および安全管理に関する実施体制の整備等を指導し、お客様情報の管理を徹底しています。

個人情報保護宣言	
1.個人情報の利用の目的	<p>当社は、個人情報を次の目的のために業務上必要な範囲で利用し、目的外に利用することはありません。</p> <p>(1)各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い (2)再保険契約の締結、再保険金の請求 (3)関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供・ご契約の維持管理 (4)当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 (5)代理店委託・管理、社員採用等に関する業務 (6)その他保険に関連・付随する業務</p>
2.個人情報の第三者提供	<p>当社は、次の場合を除き、個人情報を第三者に提供することはありません。</p> <p>(1)法令に基づく場合 (2)人の生命、身体または財産の保護のため必要がある場合 (3)公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合 (4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合 (5)個人情報の第三者提供について本人の同意がある場合</p> <p>団体保険に関する個人情報の取り扱いについては当社ホームページ < http://www.himawari-life.com > をご覧ください。</p>
3.グループ会社との共同利用	<p>当社は、当社および当社グループ会社が取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社(注)間で次の条件のもと、個人データを共同利用することがあります。</p> <p>(1)個人データの項目:住所、氏名、電話番号・電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容 (2)データ管理責任者:当社 (注)共同利用する者の範囲は以下のとおりです。 ・株式会社損害保険ジャパン</p>
4.生命保険会社等との共同利用	<p>当社は、生命保険制度の健全な運営を目的とした次の制度に基づき、生命保険会社との間で、個人データを共同利用します。</p> <p>< 保険契約等に関する情報の共同利用制度 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約内容登録制度 ・契約内容照会制度 ・医療保障保険契約内容登録制度 ・支払査定時照会制度 <p>< 生命保険会社職員・代理店・募集人等に関する情報の共同利用制度 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集人登録情報照会制度 ・合格情報照会制度 ・退社者情報照会制度 ・変額保険販売資格者制度 <p>上記各制度において共同利用する個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用目的、個人データの管理責任者等の詳細については当社ホームページ < http://www.himawari-life.com > をご覧ください。</p>
5.機微(センシティブ)情報の取扱	<p>人種、信条、門地、本籍地、保健医療、犯罪経歴、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報については、保険業法施行規則第53条の10および同法施行規則第234条第1項第12号に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。</p> <p>当社は、これらの情報について、限定されている目的以外では利用いたしません。</p>
6.保有個人データの開示・訂正・利用の停止等	<p>ご本人から、当社の保有個人データにおけるご自身に関する個人情報の利用目的の通知、開示、訂正等または利用の停止等のご請求があった場合、請求者がご本人又はその代理人であることおよび所定の手数料の入金を確認させていただいた上で対応させていただきます。</p>
7.当社の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、個人情報の取り扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。 ・当社は、個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセス等が生じないよう、十分なセキュリティ対策を講じます。 ・当社が、外部に個人情報の取り扱いを委託する場合には、適正な取り扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。 ・当社は、個人情報の取り扱いが適正に行われるように従業員への教育を徹底し、適正な取り扱いが行われるよう取り組みます。また、この個人情報保護宣言の内容については適宜見直しを行い、改善してまいります。

トピックス

1. 事業戦略(中期経営計画策定)

当社は、2005年度(平成17年度)末をもって保険業法に定める標準責任準備金の積立が完了し、2006年度(平成18年度)決算では税引前当期純利益124億円を計上することができました。

今年度から新たにスタートする中期経営計画(2007年度から2009年度(平成19年度から平成21年度))では、これまでに蓄積された資源・ノウハウを活かし、「新たな創造と成長を遂げる3年間」と位置づけ、次の3点を柱として取り組んでまいります。

お客様目線の会社

成長戦略

強固な財務基盤

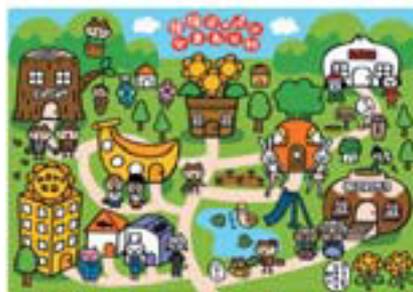


2. 創業満25周年記念

当社は、1982年(昭和57年)4月に「アイ・エヌ・エイ生命」として営業を開始しました。そして、2007年(平成19年)4月、創業満25周年という大きな節目を無事に迎えることができました。その謝恩の気持ちとして、すべてのご契約者の皆様に御礼状と「ひまわりの種」を送付させていただきました。

また、新イメージキャラクターとして「損保ジャパンひまわり村の仲間たち」をテーマにした動物キャラクターと「お客様がいつまでも明るく、そして輝く、幸せな笑顔に包まれてお過ごしになられますように」というメッセージをこめたキャッチコピーとして「Happy Smile」を開発しました。

Happy Smile
25th
Anniversary



3. 200億円の資本と増強

当社は、2007年(平成19年)2月、財務基盤を一段と強化し、あらかじめ今後の戦略展開に備えることを目的として、200億円の資本増強を実施しました。この増資は、従来より当社の100%株主である株式会社損害保険ジャパンへの株主割当とし、増資後の資本金および資本準備金は合計272.5億円となりました。

従来の資本金	72.5億円
増資払込金額	200億円
増資後資本金	172.5億円
増資後資本準備金	100億円
合計	272.5億円

4. 「NET診査システム」によるサービス開始

2007年(平成19年)2月、当社は株式会社カクコム・インシュアランス社と共同で、「NET診査システム」を開発、生命保険加入をご希望されるお客様が保険代理店等の店舗内でインターネットを介した双方向テレビ電話により、医師による診査を受けることができました。保険代理店店舗内の専用ブースに設置された双方向テレビ電話で医師の診査を受けることができるため、お客様は病院に出向く必要がなく、一度の来店で一連の申込手続きを完結させることができるようになり、お客様の保険加入時の利便性が大きく向上しました。



5. 「終身医療保険ワハハ21 Slim」の発売

当社は、1993年(平成5年)に日本で初めて終身保障の医療保険を開発し、お客様に一生の医療保障を提供することで終身医療保険のパイオニアとしての地位を確立しました。

1999年(平成11年)の発売以来ご好評をいただいていた「終身医療保険ワハハ21」の新パターンとして、2006年(平成18年)10月に「終身医療保険ワハハ21 Slim」を発売しました。診療報酬制度の改定や医療技術の進歩等により、短期化傾向にある入院に対しては1入院40日分まで、長期になりがちな生活習慣病による入院については1入院120日分まで保障することにより、割安な保険料を実現しました。



6. 「無選択型終身保険(保険料平準払タイプ)」の発売

生命保険のお申し込みにあたって、医師の診査や告知書のご提出が不要な「無選択型終身保険(保険料平準払タイプ)」を2007年(平成19年)1月に発売しました。

この商品の発売により、これまで健康上の理由や高齢であるために生命保険のご検討を諦めていた方であってもお申し込みが可能となりました。



事業概況

経営の健全性

損益の状況

当社は2005年度(平成17年度)末をもって標準責任準備金の積み立てが完了した結果、2006年度(平成18年度)の基礎利益は183億円となり、前年度の58億円に比べ大幅な増益となりました。また、当期純利益は77億円を計上しました。

格付

当社は世界を代表する格付け機関である、ムーディーズおよびスタンダード&プアーズから高い格付けを取得しています。(2007年(平成19年)7月1日現在)

Aa3

ムーディーズ
長期保険財務格付け

AA-

スタンダード&プアーズ
保険財務力格付け

保険財務格付けは、保険契約に基づいた債務を遅延なく履行する保険会社の能力について意見を表したものです。

保険財務力格付けは、保険契約の諸条件に従って保険金を支払う能力に関する保険会社の財務内容について意見を表したものです。

ムーディーズ社による格付けの定義
(長期保険財務格付け)

Aa1	Aa3/Aa2の最下位	Aaa	支払能力がきわめて優れている保険会社に対する格付け。
Aa2		Aa	支払能力が優れている保険会社に対する格付け。
Aa3		A	支払能力が良好である保険会社に対する格付け。
		Baa	支払能力が適切である保険会社に対する格付け。
		Ba	支払能力に疑問がある保険会社に対する格付け。
		B	支払能力が弱い保険会社に対する格付け。
		Caa	支払能力がかなり弱い保険会社に対する格付け。
		Ca	支払能力がきわめて弱い保険会社に対する格付け。
		C	支払能力が最低の保険会社に対する格付け。

ソルベンシー・マージン比率

2,136.1%

2006年度末(平成18年度末)

2006年度(平成18年度)末におけるソルベンシー・マージン比率は、2007年(平成19年)2月に行った200億円の増資と純利益の増大等により、ソルベンシー・マージン総額が大幅に増加したことから、前年度末比で518.0ポイント上回ることであります。

ソルベンシー・マージン比率とは、大震災、株の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」があるかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つです。200%を上回っていれば、安定的な経営を維持する上での一つの基準を満たしていることを示します。

堅実な運用方針・健全な資産内容

一般勘定資産は資産・負債の総合管理(ALM)の観点から、負債である保険契約の特性を勘案し、円貨建債券を中心とした運用を行っています。

また、堅実な運用方針により一般勘定資産運用ポートフォリオには、外貨建債券、内外株式および一般貸付を組み入れておりません。

スタンダード&プアーズ社による格付けの定義
(保険財務力格付け)

AAA	保険財務力が極めて強い。スタンダード&プアーズの最上級の格付け。	AA- AA AA-の最下位
AA	保険財務力が非常に強い。最上位の格付け「AAA」との差は小さい。	
A	強い保険財務力を有するが、上位2つの格付けに比べ、事業環境が悪化した場合、その影響をいくぶん受けやすい。	
BBB	保険財務力は良いが、上位の格付けに比べ、事業環境が悪化した場合、その影響を受けやすい。	
BB	保険財務力が限界的である。プラス要因もあるが、事業環境が悪化した場合、債務を履行する能力が不十分になる可能性がある。	
B	保険財務力が弱い。事業環境が悪化した場合、債務を履行する能力が損なわれる可能性がある。	
CCC	保険財務力が非常に弱い。債務の履行は良好な事業環境に依存している。	
CC	保険財務力が極めて弱い。債務をすべては履行できない可能性がある。	

注:ムーディーズ社の格付け定義はムーディーズジャパン(株)のインターネットホームページから転載し、一部を抜粋しています。スタンダード&プアーズ社の格付け定義はスタンダード&プアーズのインターネットホームページから転載し、CC未満の格付けについては省略しています。格付けは将来変更される可能性があります。(2007年(平成19年)7月1日現在)

主要業績の状況

直近事業年度における事業の概況

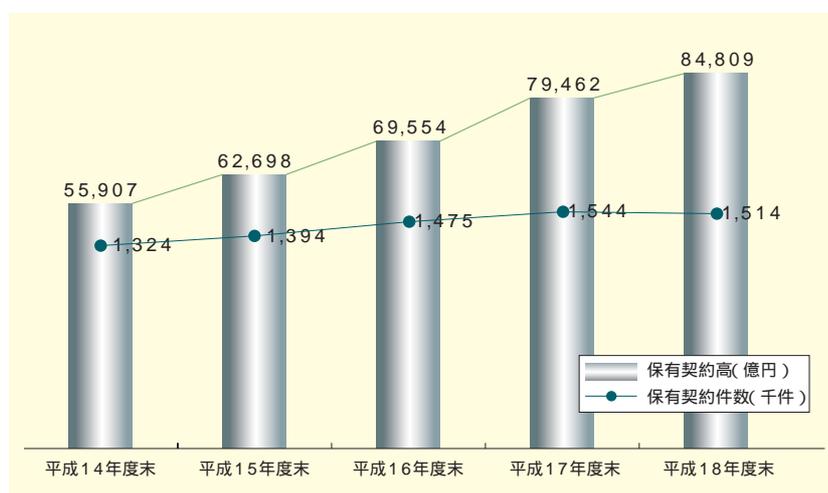
新契約高は当社が生命保険の代理代行業務を委託する株式会社損害保険ジャパン社への行政処分の影響等により、前年度比21.8%の減少となりました(契約高は個人保険と個人年金保険の合計)。

保険料等収入は前年度比103.9%と伸展しました。これに伴い、総資産も9,499億円、前年度末比116.7%と順調に拡大を続けています。

< 主要業績の状況 >

	平成17年度末	平成18年度末	前年度(末)比
新契約高	1兆7,685億円	1兆3,835億円	78.2%
保有契約高	7兆9,462億円	8兆4,809億円	106.7%
保険料等収入	2,554億円	2,653億円	103.9%
総資産	8,142億円	9,499億円	116.7%

< 保有契約の過去5年度分の推移 >



(注) 保有契約高は個人保険と個人年金保険の合計

事業概況

エンベディッド・バリュー

エンベディッド・バリューの概要

当社は、経営状況をよりご理解いただくことを目的として、エンベディッド・バリュー(以下「EV」)を公表しています。

EVとは、「企業の純資産価値」と「保有契約からもたらされる将来利益の現在価値」を合計したものです。

EVは、欧州やカナダでは損益計算書等の会計情報を補完し、生命保険会社の価値・業績を評価する指標として使用されています。当社でも、このEVを経営管理上重要な「社内評価指標」と位置づけています。

2006年度末(平成18年度末)のEV

2006年度末(平成18年度末)EVは2,422億円で、その内訳は、純資産価値が444億円、保有契約価値が1,978億円となりました。

2005年度末(平成17年度末)からの増加額は647億円と昨年度の増加額に比べて大きくなっております。

過去3年間のEV

(単位：億円)

	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末
純資産価値(注1)	121	145	444
保有契約価値(注2)	1,603	1,630	1,978
年度末EV	1,725	1,776	2,422
うち新契約価値(注3)	174	172	169

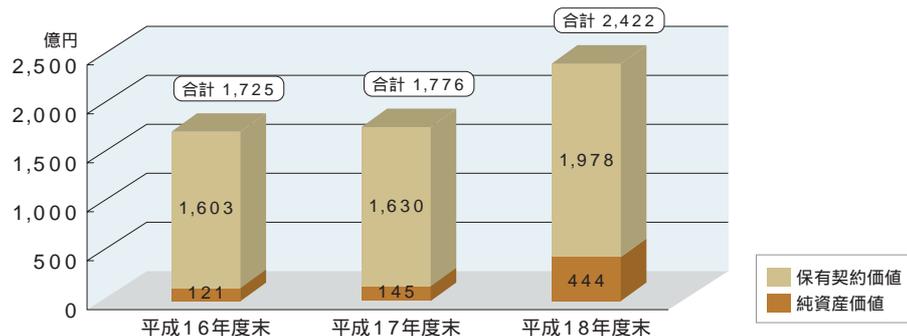
(注1) 純資産価値 = 純資産の部(除く評価・換算差額等合計) + 負債中の内部留保(価格変動準備金、危険準備金、配当準備金中の未割当額) + 一般貸倒引当金(税引後) - 負債中の内部留保に係る税効果額

(注2) 保有契約価値 = 将来の税引後利益の現在価値 - 資本コストの現在価値

「資本コスト」は、前提とするソルベンシー・マージン比率を維持していくために必要な資本等の額に対して割引率と運用利回りの差から生じる利息差です。

(注3) 「うち新契約価値」は、年度末EV総額のうちの新たな契約分の数値を表しています。

EV推移



2005年度末から2006年度末(平成17年度末から平成18年度末)への変動要因

2005年度末から2006年度末(平成17年度末から平成18年度末)へのEVの変動要因は下表のとおりです。主な変動要因としては、2006年度(平成18年度)に獲得した契約の新契約価値による増加、資産運用前提以外の前提条件変動の影響による増加、増資による増加があげられます。

(単位：億円)

変動要因	変動要因	影響額
	新契約価値	169
	前年度末EVからの割引のリリース	124
	資産運用前提以外の前提条件変動による影響	212
	資産運用前提の変動による影響	-25
	増資(注1)	200
	その他	-33
	合計	647

(注1) 2007年(平成19年)2月28日付で200億円の増資(資本準備金100億円を含む)を実施しました。

その他

● 専門的知識を有する第三者機関(アクチュアリー・ファーム)であるミリマン・インクより、当社のEVの計算方法、前提条件の設定、計算結果については適正である旨の意見書を受領しています。(意見書およびEVに関する詳細については当社ホームページにてご参照いただけます。)

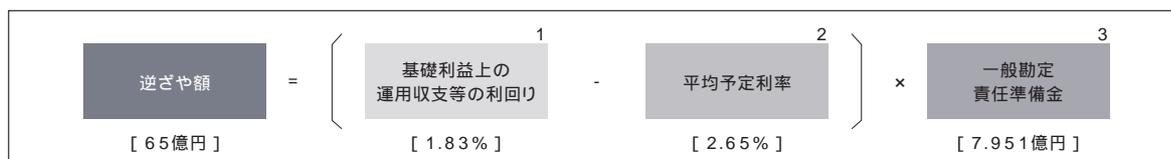
● EVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ前提条件を使用するため、将来の実績がEVの計算に使用した前提条件と大きく異なる場合があります。また、実際の市場価値は、投資家がさまざまな情報に基づいて下した判断により決定されるため、EVから著しく乖離することがあります。これらの理由により、EVは生命保険会社の企業価値を評価する唯一の指標ではなく、使用にあたっては、十分な注意を払っていただく必要があります。

逆ざやの状況

2006年度(平成18年度)の逆ざや額は、65億円となり、前年度実績71億円に比べ6億円減少しました。当社では、この逆ざや額を年間トータル収益でカバーし、基礎利益を183億円確保しています。

このように、当社の年間トータル収益は逆ざや額を大きく上回っており、会社の収益力は逆ざやをカバーするのに十分な水準にあると言えます。

逆ざや額の算出方法



1 基礎利益上の運用収支等の利回りとは、基礎利益に含まれる一般勘定の運用収支から契約者配当金積立利息繰入額を控除したものの一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

2 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことです。

3 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について以下の方法で算出しています。

(期始責任準備金 + 期末責任準備金 - 予定利息) × 1/2

事業概況

2006年度(平成18年度)の一般勘定資産の運用状況

運用環境

2006年度(平成18年度)の日本経済は、企業部門は好調でしたが、家計部門はやや力強さを欠く展開となりました。

日銀は、7月にゼロ金利政策を解除して利上げを実施し、2月にも再度利上げを実施しました。しかし、米国経済の減速、物価上昇率や個人消費の伸び悩み等から、長期金利は低下しました。10年国債利回りは、7月までは1.8%から2%程度で推移していましたが、年度末には1.6%台半ばへと低下しました。

日経平均株価は、年度当初はドル安円高や米国株の下落等により一時1万4千円台まで下落しました。しかし、その後は、為替市場がドル高円安に転じ、米国株も反発に転じたこと等から、好調な企業業績を評価する動きが強まり、年度末には前年度末と同水準の1万7千円台前半まで回復しました。

当社の運用方針

当社は、ALMの観点から負債である保険契約の特性を勘案し、円貨建債券の満期保有を中心とした運用に加え、責任準備金対応債券を導入しています。

また、為替リスクと株価変動リスクを排除するとともに、信用リスクもおさえた運用を行うことで、長期的に安定した収益の確保を図っております。

上記の方針に基づき、当社の一般勘定資産運用ポートフォリオには、外貨建資産、内外株式、一般貸付を組み入れておりません。

なお、2006年度(平成18年度)から、信用リスクのヘッジ手段として、クレジット・デフォルト・スワップ取引を開始しました。

ALMの推進

資産と負債を総合的に管理していくことをALM(アセット・ライアビリティ・マネジメント)とします。生命保険会社の負債は、将来の保険金等の支払いに備えて積み立てられた責任準備金が大部分を占めており、金利が固定された長期間のものが多くという特徴がありま

す。資産を運用する際に、そのような負債の特性を考慮することは、生命保険会社としての健全性を維持する上で重要であると考えられます。

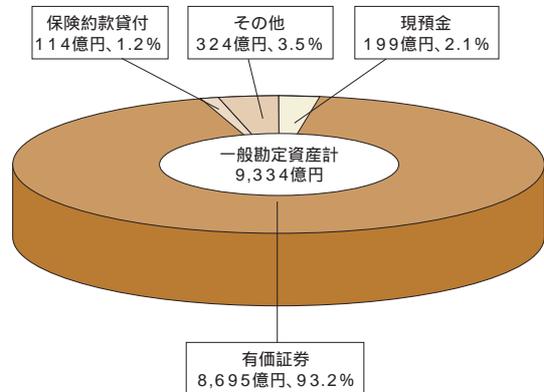
当社では、ALM委員会を定期的開催し、ALMの考えに基づいた資産運用を行なっています。

運用実績の概況

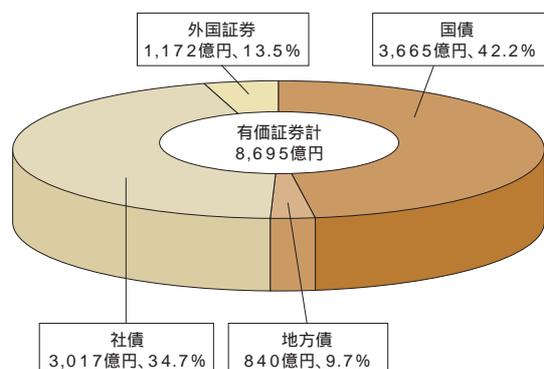
資産配分

2006年度末(平成18年度末)の一般勘定資産は、前年度末に比べ1,340億円増加し9,334億円(前年度末比116.8%)となりました。当年度末における主な資産構成は有価証券8,695億円(一般勘定占率93.2%)、現預金199億円(同2.1%)となっております。

一般勘定資産の構成 2006年度末(平成18年度末)



有価証券の構成 2006年度末(平成18年度末)

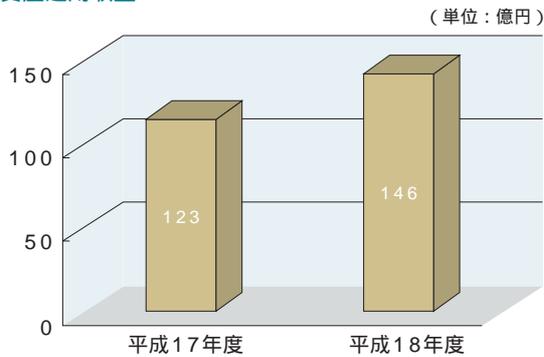


資産運用収支

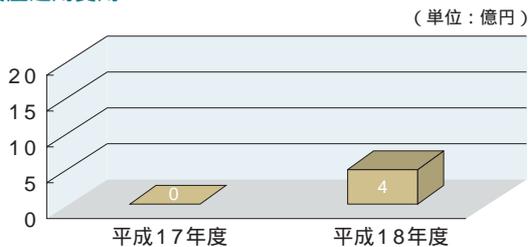
資産運用収益から資産運用費用を控除した資産運用利益は、格付けが低下した外国証券(円貨建債券)の売却損を2億円計上したものの、有価証券利息が増加したこと等により、前年度に比べ19億円増加し142億円となりました。

資産運用収益・資産運用費用の状況

資産運用収益



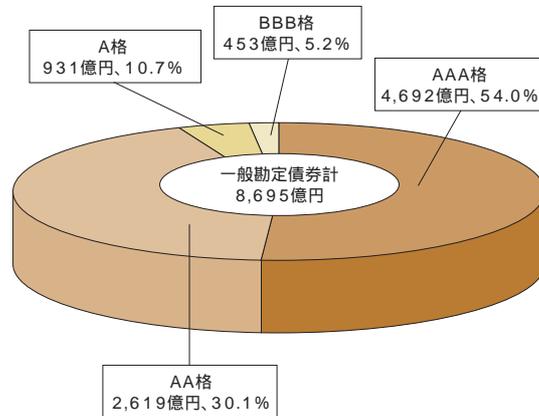
資産運用費用



財務の健全性

当社が当年度末に保有する国内外の債券残高の94.8%は、債務履行能力が高いA格以上です。残りの債券については、BBB格5.2%となっています。

一般勘定債券の信用格付別残高の構成 2006年度末 (平成18年度末)



(注)ムーディーズ、スタンダード&プアーズ、格付投資情報センター(R&I)、日本格付研究所(JCR)の格付に基づき分類しています。

内部管理体制

コンプライアンス体制

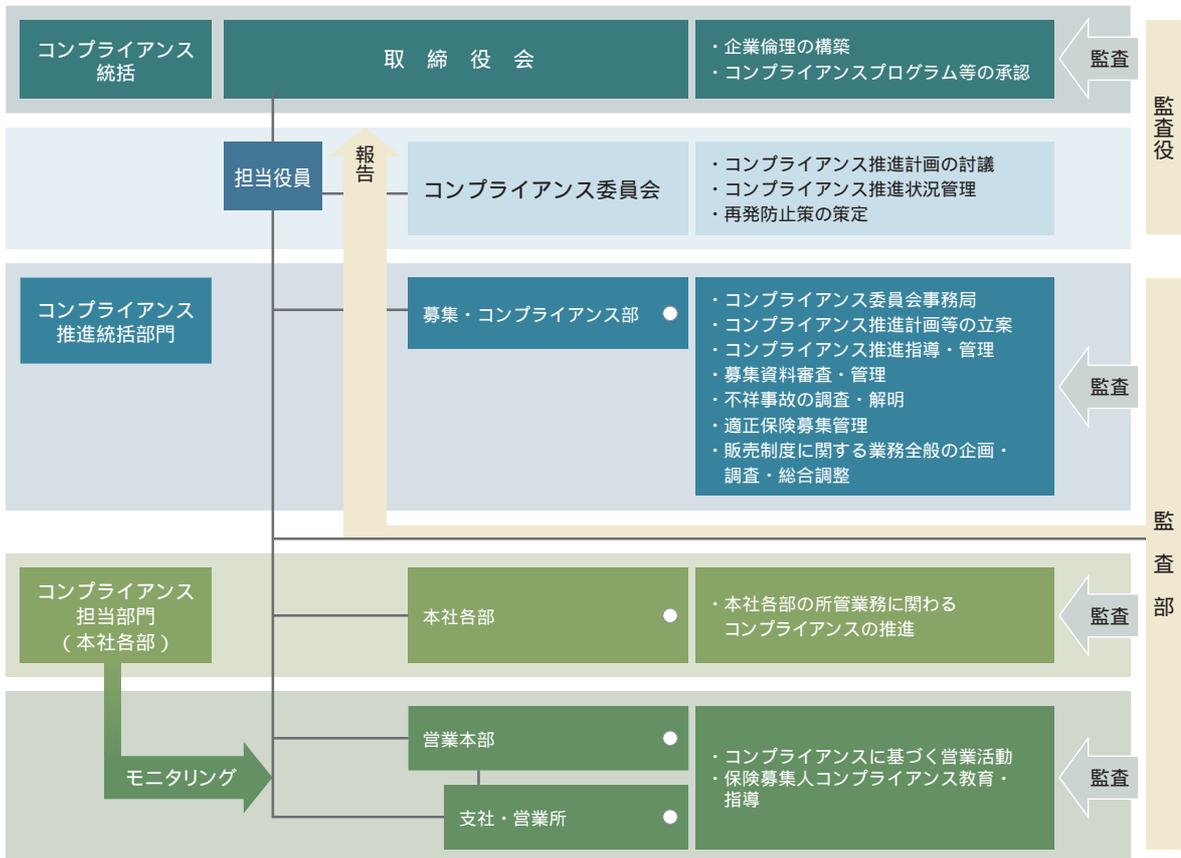
当社は、お客様や社会から信頼される企業でありつづけるため、コンプライアンス推進体制の強化に努めています。

コンプライアンス推進体制

当社では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、当社が法令等を遵守した業務の遂行を確保するための態勢の整備に関する基本的な事項を定めた「コンプライアンス規程」、当社および当社役職員の企業倫理にもとづく行動の基本方針としての「倫理行動規範」および保険販売等におけるコンプライアンスの一層の徹底のための「保険販売に関するコンプライアンスガイドライン」を定め、企業の社会的責任を全うするための行動基準を明確にしています。

この方針のもと、役員および本社関連部門で構成されるコンプライアンス委員会を中心に、年度毎の重点課題として「コンプライアンス基本方針」およびこれに基づいた「コンプライアンス・プログラム」(推進計画)を策定し、各部の進捗状況の確認や改善策の策定を通じて、コンプライアンスの推進に取り組んでいます。

また、各部門長(部長・支社長)をコンプライアンス責任者に任命して、各部門のコンプライアンス推進の責任者とし、コンプライアンス推進統括部門である募集・コンプライアンス部とコンプライアンス担当部門(本社各部門)が連携してコンプライアンス推進の強化を図っています。これらのコンプライアンス推進の取り組みは、定期的に取り締り役に報告され、経営トップによる評価・フォローアップが行われています。



○コンプライアンス責任者を配置

コンプライアンス推進の具体的取り組み

コンプライアンスの定着・徹底を図るため、社員に「コンプライアンスマニュアル」「コンプライアンスポケットブック」を配布して倫理行動規範、保険業法等の基本的な知識の徹底を図っています。

また、社員のコンプライアンス研修を定期的に行うものとし、さらに重要な会議やその他の社員研修においても必ず「コンプライアンス研修」の時間を設けて意識の徹底を図るとともに、さらに定期的に「コンプライアンス・テスト」(確認テスト)を実施して知識の定着を図っています。

コンプライアンス教育の充実と保険募集に関与する代理店および保険募集人の意識向上を図るため「エージェント業務ハンドブック コンプライアンスマニュアル」「コンプライアンス・ガイダンス」等のツールを作成して研修・指導に活用しています。

また、金融商品販売法に基づき「勧誘方針」(33ページ参照)を制定し、その周知・徹底を図っています。

さらに、保険販売等に関して法令、各種ルール、勧誘方針等を確実に遵守した適正な営業活動を行うための指針として「保険販売に関するコンプライアンスガイドライン」を制定し、コンプライアンス重視の企業風土の醸成とコンプライアンスの徹底に向けた着実な取り組みを進めています。

そして、コンプライアンスに関する情報がコンプライアンス責任者より迅速に募集・コンプライアンス部に集約されるように規程・仕組みを構築しています。

また、何らかの理由でコンプライアンス責任者から報告できない事案や、コンプライアンス上の疑義・疑問を全社員から直接受け付ける窓口として「企業倫理相談窓口(通称:ヘルプライン)」を設置し、運営しています。

このヘルプラインは、2006年度(平成18年度)に施行された公益通報者保護法に基づく通報・相談窓口として利用されるよう、通報者の秘密の保持等を図る仕組みとしています。



内部管理体制

コンプライアンス体制

損保ジャパンひまわり生命の勧誘方針

当社は、「金融商品の販売等に関する法律」(平成12年法律第101号)に基づき、保険商品の販売等に係る勧誘に関する方針を次のとおり定めています。

保険商品の販売等に際して、各種法令等を遵守し、適正な勧誘に努めます。

保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法その他各種法令・諸規則を遵守することはもちろん、保険制度が健全に運営されるよう努めてまいります。

販売等に当たっては、お客様に商品内容を正しくご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し、適正な勧誘活動を行ってまいります。

お客様の保険商品に関する知識・経験、購入目的、資力状況等を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に応じた保険商品の勧誘に努めます。

ライフサイクルの分析やコンサルティング活動等を通じて、お客様の意向と実情に沿った適切な商品設計・勧誘活動を行ってまいります。

特に、市場リスクを伴う変額保険等の投資性商品については、お客様の投資経験、投資目的、資力等を勘案し、商品内容やリスク内容等の適切な説明を行ってまいります。

お客様に関する情報については、適正な取扱いを行い、お客様の権利利益の保護に配慮してまいります。

お客様への商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客様本位の方法等の創意工夫に努めます。

販売・勧誘活動にあたっては、お客様の立場に立って、時間帯や勧誘場所について十分に配慮してまいります。

お客様と直接対面しない勧誘・販売等(例えば通信販売等)を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客様にご理解いただけるよう努力してまいります。

お客様にご信頼・ご満足いただけるよう努めます。

社内研修等により、商品説明や勧誘方法の適正の確保に努めてまいります。

お客様の様々なご意見等の収集に努め、その後の保険商品の販売・勧誘に反映してまいります。当社の販売・勧誘について、お気づきの点がございましたら、最寄りの店舗までご連絡ください。

本人確認に関するお客様へのお願い

2003年(平成15年)1月6日より、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(本人確認法〔注1〕)」が施行されました。この法律は、生命保険会社等の金融機関が、お客様の氏名・住居等の確認を行ったり、お客様の取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関がテロリズムの資金隠しに利用されたり、マネーロンダリング(注2)に利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。

つきましては、写真付証明書等の提示をお願いすることがございますので、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

(注1)「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」は、2004年(平成16年)12月30日より「金融機関等による顧客等の本人確認等および預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に名称が変更されています。

(注2)犯罪等で得た「汚れた資金」を正当な取引で得た「きれいな資金」にみせかけることです。

リスク管理体制

生命保険会社を取り巻く環境は、金融の自由化・国際化の進展や、近年のIT技術の革新的な進歩による電子商取引の拡大等に伴い急速に変化しており、想定される経営上のリスクも年々多様化、複雑化しています。このため、社会性・公共性を有する生命保険会社にとって、さまざまなリスクを的確に把握し、適切にコントロールしていくことは、経営上、極めて重要なことです。当社では、従来にも増して経営の健全性を長期にわたり維持し、「お客様に信頼され、選ばれる生命保険会社」となるべく、リスク管理を経営の重要課題の一つとして位置づけ、リスク管理体制の強化に取り組んでいます。

リスク管理基本方針

当社は、取締役会決議によりリスク管理の基本方針を制定しており、リスク管理を経営の重要課題として位置づけた上で、経営に重大な影響を及ぼしうるリスクを個別かつ統合的に管理し、経営体力に見合った適正な水準に収めることとしています。

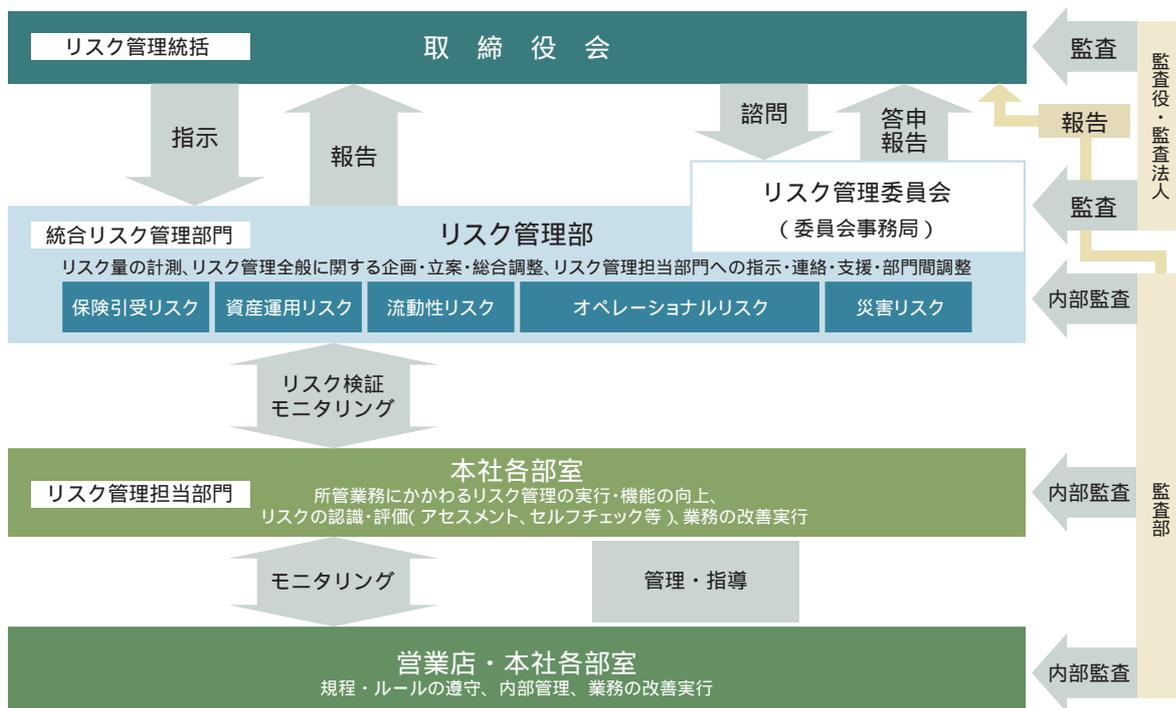
また、リスク管理の基本方針では、取締役会は、リスク管理にかかわる組織と役職員の権限・責任における利

益相反関係が生じる可能性とその予防に留意し、相互牽制体制を確立して、適切な管理が行われるよう努めることとしています。

さらに、取締役は、高い企業倫理の涵養とリスク管理を重視する企業風土を醸成し、取締役および全社員は、リスク管理に関する理解と認識を深め、リスク管理プロセスにおける自らの役割を理解し、積極的かつ継続的な取り組みと改善によるリスク管理態勢の構築に取り組むとともに、適切な業務運営が行われるよう規程、ルール等を整備し遵守することとしています。

統合的リスク管理体制

当社では、リスク管理基本方針のもと、取締役会の諮問機関としてリスク管理委員会を設置し、経営陣自らが積極的に参画するリスク管理体制を構築するとともに、収益部門や収益管理部門とは分離したリスク管理部を設置しています。このような体制のもと、業務遂行に伴うリスクのうち経営に重大な影響を及ぼし得るリスクを個別かつ統合的に管理するため、リスク管理に関するさまざまな取り組みを行っています(下図参照)。



内部管理体制

リスク管理体制

統合リスク量管理

当社では、ストレス・テスト(将来の不利益を想定した場合の財務の健全性への影響に関する分析)の位置づけとして、保険引受リスク、資産運用リスクおよびオペレーショナルリスクに関する統合的なリスク量が財務体力の範囲内に収まっていることを確認する「統合リスク量管理」を実施しています。

リスク量は大規模災害のもとで保険金等支払が集積するシナリオによる計測のほか、原則として10年に1回

の確率で起こり得るシナリオに基づきバリュー・アット・リスク (VaR) 手法により計測しています。

「統合リスク量管理」の状況は定期的にリスク管理委員会を通じて取締役会に報告しており、当社を取り巻くリスクが会社の財務内容に与える影響を的確に把握した上で、これらリスクの適切なコントロールに努めるとともに、リスクに見合った健全な財務体力の維持に努めています。

1. 保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、新保険商品の発売、保険商品・引受基準・成績評価基準などの改廃等の際は、リスク検証による事前検証、モニタリングによる事後評価を実施しており、的確な保険引受リスク管理が行えるような体制をとっています。

再保険について

再保険とは、引受保険金額の一部について他の再保険会社に保険を付することをいいます。当社では、保険引受リスクの特性に応じて適切な再保険方式を選択すると共に、経営体力や再保険コスト等を総合的に勘案して再保険金額を決定するなど、効率的・効果的な危険分散を行う方針のもとに再保険を活用しています。

なお、再保険カバーの入手にあたっては、主要格付機関による格付を基に信用力を重視した再保険会社の選定を行っています。

2. 資産運用リスク管理

- ・市場リスク管理
- ・信用リスク管理

資産運用リスクとは、主として、保有する資産(オフバランス資産を含む)の価格が変動、または負債特性に応じた資産管理ができず、結果として不利な条件で流動性を確保せざるを得なくなる、あるいは予定利率が確保できなくなることにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、資産運用リスク(一般勘定)のうち、市場リスクについてはALM(資産・負債の総合管理)の観点から負債である保険契約の特性を勘案し円貨建債券を中心とした運用を行うことにより、為替リスクと株価変動リスクを排除しています。また、一部の債券を責任準備金対応債券に区分して管理を行っており、対応する保険契約群(小区分)の負債(責任準備金)の金利変動リスクを回避しています。なお責任準備金対応債券の運用・管理にあたっては関連規程を整備の上実施しています。

信用リスクについては格付け等を用いて個別発行体ごとの保有制限を設けています。

当社が保有する債券について、発行体の倒産等の理由によるデフォルトリスクを回避するために、デリバティブ取引の一種であるクレジット・デフォルト・スワップを活用しています。クレジット・デフォルト・スワップの運用・管理にあたっては新たに関連規程を整備の上実施しています。

また、資産運用リスクの代表的な計測方法であるバリュー・アット・リスク (VaR) 手法を用いて、市場リスク量、信用リスク量の計測を行い、資産運用リスクの管理を実施しています。

なお、当社では、不動産投資・一般貸付は行っていません。

資産の自己査定については、自己査定基準と自己査定体制を整備し、厳正に実施しており、自己査定の結果に基づいて厳格な償却・引当を行っています。

3. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、保険会社の財務内容の悪化等による新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害での資金流出により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクと、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、流動性リスクに対応するため、定期的に資金繰り予測を行い、必要な流動性を有する資産を確保しています。また、資金繰りの逼迫度に応じて取るべき対応策を定めた関連規程を制定して適切な管理に努めています。

4. オペレーショナル リスク管理

- ・ 事務リスク管理
- ・ システムリスク管理
- ・ 労務リスク管理
- ・ 風評リスク管理

オペレーショナルリスクは次の4つに分類して管理しています。

事務リスク管理

事務リスクとは、社員および保険募集人等当社の業務に従事している者が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、事務処理上のミスや不正を防止する観点から事務マニュアルの整備をすすめ、事務処理の適正化によって事務リスクの極小化に努めています。

さらに、事務処理上のミスや不正を原因として発生した事象の報告体制を整備し迅速な対応を行うとともに、原因分析および再発防止を行うことで事務の改善に取り組む態勢としています。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスクおよびコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、セキュリティポリシー等コンピュータシステムの安全対策のための規程等の整備をすすめ、災害時等の万一の場合に備えたコンティンジェンシープランについても整備し、定期的な訓練を通じて有効性を検証する等システムリスクへの対策に努めています。

労務リスク管理

労務リスクとは、雇用、健康もしくは安全に関する法令もしくは協定に違反した行為、個人傷害に対する支払、労働災害または差別行為により損失を被るリスクをいいます。当社では、適正な労務管理を通じてその把握と発生防止に努めています。

風評リスク管理

風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失を被るリスクをいいます。当社では、風評リスクが懸念される情報の迅速な把握・収集を図りその発生防止に努めるとともに、発生した場合に速やかに対応するための体制を整備しています。

5. 災害リスク管理

災害リスクとは、大地震等の広域大規模災害や当社が入居しているビルでの火災、あるいは犯罪行為等により、役職員(その家族を含む)が被害にあうリスク、および社会インフラやシステムに障害が発生し、業務が正常に遂行できないことにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、大規模災害に対する危機管理計画を整備し、定期的な訓練を通じて有効性を検証する等災害リスクへの対策に努めています。

教育・組織風土

営業職員・代理店教育・研修の概略

代理店教育

さまざまなリスクに対して、最適な保険提案のできるプロフェッショナル集団である代理店に対しては、各種業界共通教育のほか、適正な保険募集を確立するためのコンプライアンス研修を日頃から実施しています。

また、当社独自の研修プログラムとして、お客様のニーズや意向をしっかりと把握し、お客様一人ひとりに最適なオーダーメイドの保障をお勧めできるよう育成する「生保スキルアップ研修」を定期的で開催しています。

さらに、マーケットやチャネルごと、あるいは代理店ごとに個別の集合研修を企画実施し、毎回多くの代理店が参加して切磋琢磨しています。

また、集合研修以外にもeラーニング・システム*やDVDビデオ、マニュアル、テキストを活用し、生命保険はもちろんのこと、税務・FPなどの周辺知識についてもきめ細かい教育を実現しています。

社員教育

営業担当社員に対しては、お客様やビジネスパートナーである代理店との円滑な関係を構築するための「コミュニケーション能力研修」や「セールストレーニング研修」などの集合研修を定期的を実施し、スキルアップに努めています。また、社内ネットワークや、eラーニング・システムを活用した教育ツールの提供や、スピーディーな情報共有に取り組んでいます。

また、リスクマネージャー養成講座を毎年開講し、外部環境の変化に対応できる社員の育成に努めています。

* eラーニング・システム

当社では社員、代理店、ライフカウンセラーの教育にeラーニングを導入しています。eラーニングとは、インターネット環境を利用した学習(教育)システムです。eラーニングの導入により、インターネット環境さえあれば、いつでも、どこでも、何度でも、必要な研修を受けることが可能となり、よきめ細やかな教育を実現しています。

また、ビデオ配信機能で本社からのメッセージを発信し、社内の円滑なコミュニケーションの手段として活用されています。

ひまわりコミュニケーション



税務・FP



ベーシック・トレーニング・プログラム



eラーニング



自由闊達な職場環境

「提言!若手チーム発」

全国の若手社員による自由かつ斬新な発想による経営への提言や、全社での情報共有・意見交換などを可能とする場として、毎年開催しています。応募により集ったメンバーが、会社をよりよくするためにチームで決めたテーマのもと、討議と研究の成果を経営に提言しています。これまで多数の提言がされ、優秀な研究結果はさまざまな当社施策に直接的、間接的に反映しています。

社内公募制度(ジョブ・チャレンジ制度)

社員が希望する職務にチャレンジできる制度として社内公募制度(ジョブ・チャレンジ制度)を実施しています。自らキャリア形成、能力開発、専門性強化を図ることを可能とし、全社的な視点で広く人材を求めることにより、チャレンジングな組織風土の醸成がされています。さまざまなポストが用意されており、毎年多数の社員が応募し、希望部署で活躍しています。

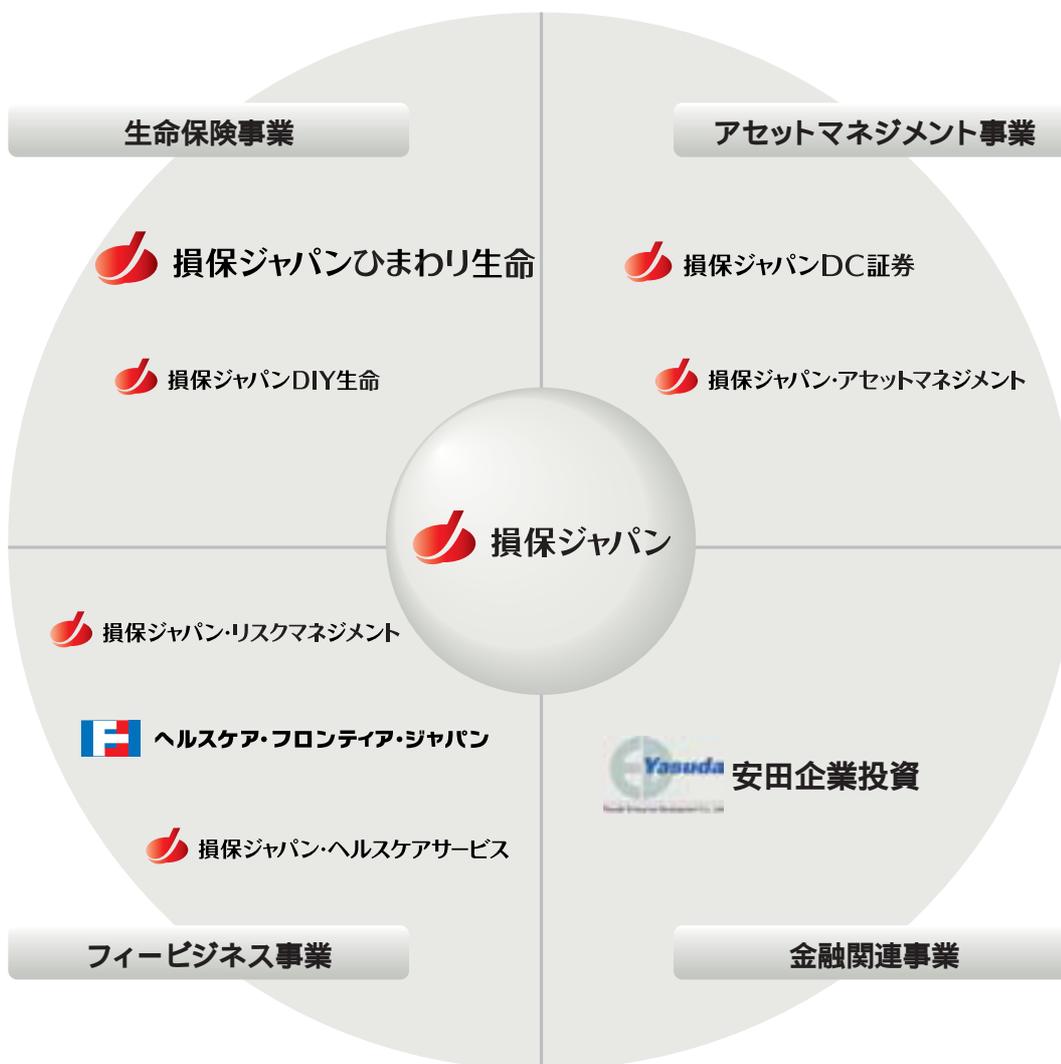
社内報「Freedom」

全社員向けに年5回社内報を発行しています。各種行事の開催報告やトピックスのほか、全国の各部署より選出された通信委員を通じて届けられた、各部署・各地のおすすめスポット、および社員紹介のページなど内容は多岐に渡っております。新コーナーも随時追加され、さらなる充実を図っています。



損保ジャパングループ

損保ジャパングループの概要



損保ジャパンの概要

商 号：株式会社損害保険ジャパン
 (Sompo Japan Insurance Inc.)
 設 立：1887年(明治20年)7月
 営 業 開 始：1888年(明治21年)10月
 資 本 金：700億円
 総 資 産：60,297億円(平成19年3月末)
 正味収入保険料：13,627億円(平成18年4月～平成19年3月)
 本 社 所 在 地：東京都新宿区西新宿1-26-1
 ホ ー ム ペ ー ジ：<http://www.sompo-japan.co.jp>
 取 締 役 社 長：佐藤 正敏
 従 業 員 数：14,906名(2007年(平成19年)3月末)

損保ジャパンの事業戦略

経営の基本方針

損保ジャングループは、「リスクと資産形成に関する総合サービスグループ」という企業像の実現を目指し、以下の経営理念を掲げ積極的な事業展開を進めています。

損保ジャングループは、

- ・個人のくらしと企業活動に関わるリスクに、卓越した「解」を提供することを誇りとし、
- ・お客様の期待を絶えず上回るサービスの提供を通して、株主価値を創造し、社員とともに成長します
- ・先進的な戦略と積極的な行動により、日本を代表する、高いプレゼンスのある企業グループでありつづけます

損保ジャパン再生プラン

損保ジャパンは、付随的な保険金の支払い漏れや生命保険に係る不適切行為などを理由として、2006年(平成18年)6月に金融庁から業務の一部停止命令および業務改善命令の行政処分を受け、業務改善計画を提出しました。

この業務改善計画、社員および関係者の皆様の声をふまえ、2006年度(平成18年度)からスタートした中期経営計画を修正し、「損保ジャパン再生プラン」を策定しました。

損保ジャパンは、「再生プラン」をベースに、「コーポレートガバナンス・リスク管理・コンプライアンスの実効性向上」や「風通しのよい企業風土となる仕組みづくり」に全力で取り組み、体質改善、経営品質向上を図るとも

に、国内リテール分野を中心とした成長戦略に積極的に経営資源を投入することにより、規模の拡大と収益力の強化の両立を目指しています。

今後も、損保ジャパンは「再生プラン」に沿って、信頼回復、社会への貢献、お客様第一の実現に向けた取り組みを全社一丸となって最優先に実行し、持続的な成長の実現を目指します。

目標とする経営指標

損保ジャパンは、2006年度(平成18年度)からスタートした中期経営計画において、目標とする経営指標として規模指標と収益性指標を定めましたが、「再生プラン」をふまえ目標とする数値を修正しました。損保ジャパンは、株主価値増大のために、目標とする経営指標の達成に向けて取り組んでいきます。

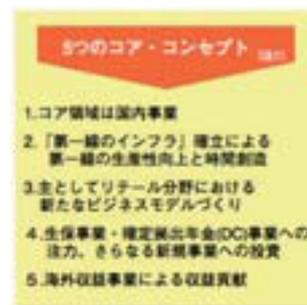
株主還元の方針

損保ジャパンは、株主還元の方針として、配当実額の安定的な増加を図ることを掲げています。なお純資産配当率(Dividend on Equity:DOE)を中長期的に2%とすることを目指しています。

2007年(平成19年)3月期の株主配当金は、この株主還元方針に基づき、前期より3円増配して1株につき16円としました。

今後も、株主価値の増大に努めると同時に、一層の株主還元の充実を図っていきます。

▼「損保ジャパン再生プラン」全体像



損保ジャングループ

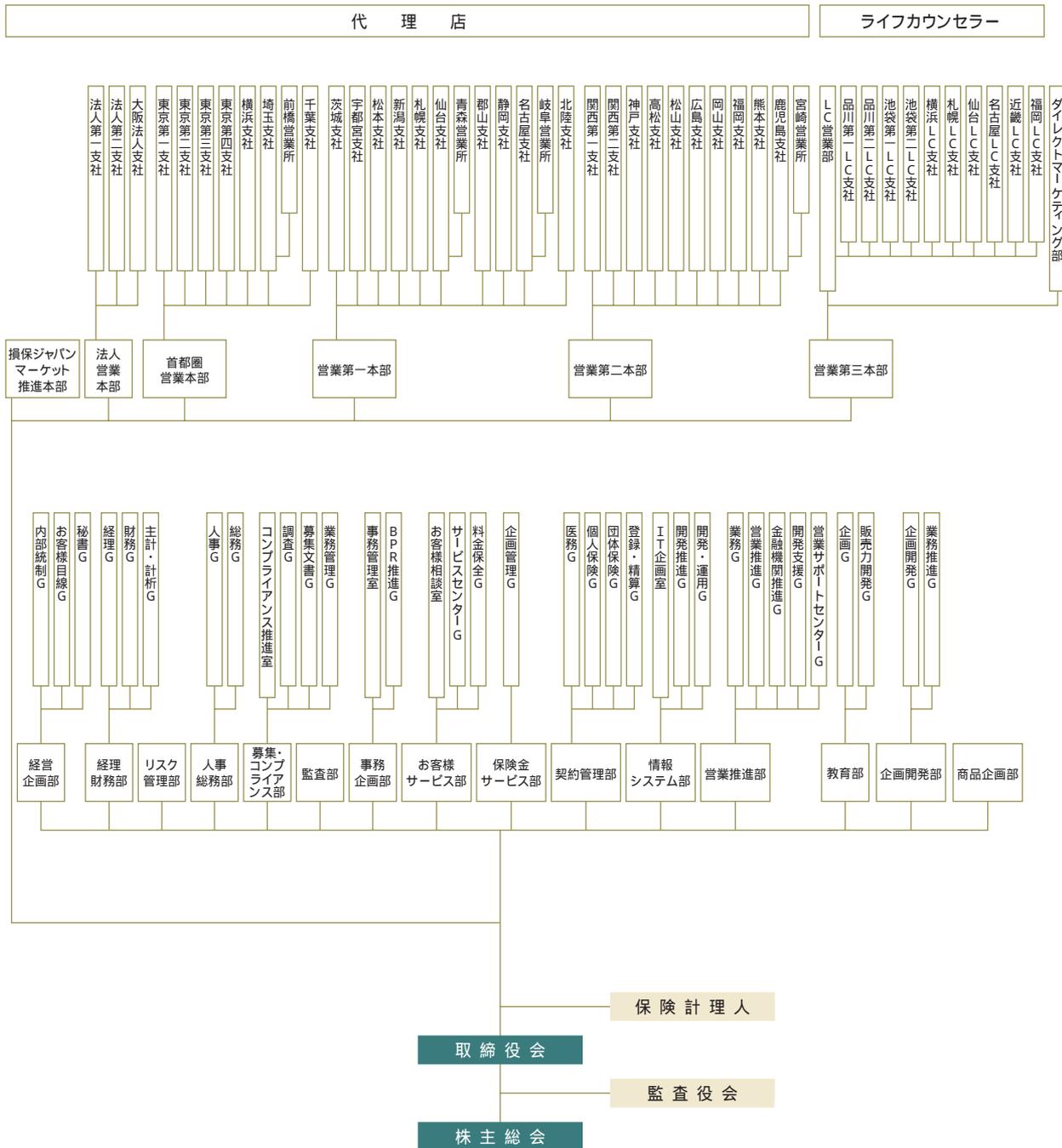
損保ジャパンひまわり生命の沿革

		1981年(昭和56年)	7月 Life Insurance Company of North Americaの100%出資で「アイ・エヌ・エイ生命保険株式会社」設立(資本金4億円)
			8月 本社を新宿センタービルに設置
			9月 増資により資本金16億円、引き続き増資により資本金35億円となる
終身保険、養老保険、定期保険、収入保障保険発売	4月	1982年(昭和57年)	4月 営業開始 4月 米国INA社がConnecticut General社と合併 CIGNA Corporationが誕生 4月 安田火災海上保険株式会社と業務提携
		1983年(昭和58年)	
安田火災とのタイアップ商品発売	3月	1984年(昭和59年)	3月 増資により資本金46億5千万円となる
がん保険、団体定期保険、団体信用生命保険発売	4月	1985年(昭和60年)	3月 増資により資本金52億5千万円となる
連生終身保険発売	10月		
医療保障保険(団体型)発売	4月	1986年(昭和61年)	6月 増資により資本金72億5千万円となる
		1987年(昭和62年)	7月 創立10周年
介護保険発売	3月	1988年(昭和63年)	11月 個人保険保有契約高1兆円突破
医療保険発売	5月	1989年(平成元年)	6月 総資産1,000億円突破
変額保険発売	7月	1990年(平成2年)	
逓増定期保険特約発売	1月	1991年(平成3年)	7月 安田火災が当社株式の10%を取得
連生終身保険(自由設計型)、生存給付金付連生収入保障保険発売	4月	1992年(平成4年)	
日本初 終身医療保険、終身女性疾病保険発売	6月	1993年(平成5年)	
リビング・ニーズ特約発売	4月	1994年(平成6年)	
出産保険(現新妊産婦保険)、こども保険、特定疾病保障保険発売	10月		
		1996年(平成8年)	1月 総資産2,000億円突破 7月 個人保険保有契約高2兆円突破 7月 本社を新宿三井ビルへ移転 10月 安田火災への業務の代理・事務の代行委託開始
5年ごと利差配当タイプ商品、個人年金保険、収入保障特約発売	4月	1997年(平成9年)	1月 社名を「アイ・エヌ・エイひまわり生命保険株式会社」に変更
年齢群団別医療保険発売	12月	1998年(平成10年)	1月 個人保険保有契約高(注)3兆円突破
年齢群団別がん保険発売	6月	1999年(平成11年)	3月 個人保険保有契約高(注)4兆円突破
無事故割引特約付新終身医療保険「ワハハ21」発売	10月		3月 保険料等収入1,000億円突破 4月 安田火災が当社株式の29%を追加取得(出資割合39%) 8月 総資産3,000億円突破
逓増逓減設計定期保険「ダブルアップ」、同特約発売	6月	2000年(平成12年)	1月 ムーディーズより長期保険財務格付け「A1」を取得
新終身医療保険(01)発売	2月	2001年(平成13年)	1月 筆頭株主の交代(安田火災の株式保有割合60%に)社名を「安田火災ひまわり生命保険株式会社」に変更 5月 日産火災・大成火災への事務委託開始 総資産4,000億円突破 7月 創立20周年 スタンダード&ブアーズより保険財務格付け「A+」を取得
がん保険(01)発売	4月		9月 個人保険保有契約高(注)5兆円突破
特定疾病前払式終身保険「ピース!」発売	9月		12月 安田火災が当社株式の40%を追加取得(出資割合100%)
		2002年(平成14年)	7月 損保ジャパンの発足に伴い社名を「損保ジャパンひまわり生命保険株式会社」に変更 ムーディーズによる長期保険財務格付け「Aa3」に格上げ
無解約返戻金型定期保険発売	2月	2003年(平成15年)	2月 総資産5,000億円突破
初期入院給付特約発売	5月		11月 「エンベディッド・バリュー」を開示
低解約返戻金型終身保険「ベリーグー」発売	9月		12月 個人保険保有契約高(注)6兆円突破
健康体料率特約発売	5月	2004年(平成16年)	3月 保険料等収入2,000億円突破
長期傷害保険発売	8月		4月 総資産6,000億円突破 7月 本社の事務部門および営業部門の一部を恵比寿東急ビルに移転 スタンダード&ブアーズによる保険財務格付け「AA-」に格上げ
逓増定期保険「ビッグアップX」発売	1月	2005年(平成17年)	3月 カスタマーセンターが「ISO9001:2000年版」の認証取得
無解約返戻金型収入保障保険発売	6月		4月 総資産7,000億円突破
無選択型終身保険発売	12月		5月 個人保険保有契約高(注)7兆円突破
逓増定期保険「ビッグアップXX」発売	2月	2006年(平成18年)	3月 総資産8,000億円突破
終身医療保険(01)「ワハハ21 Slim」発売	10月		標準責任準備金積立完了
無選択型終身保険(保険料平準払タイプ)発売	1月	2007年(平成19年)	4月 個人保険保有契約高(注)8兆円突破 2月 増資により資本金272億5千万円(資本準備金100億円含む)となる 総資産9,000億円突破

注：個人年金保険保有契約高を含む。

損保ジャパンひまわり生命の組織図

お 客 様



損保ジャパングループ

2007年(平成19年)7月現在

決算ハイライト

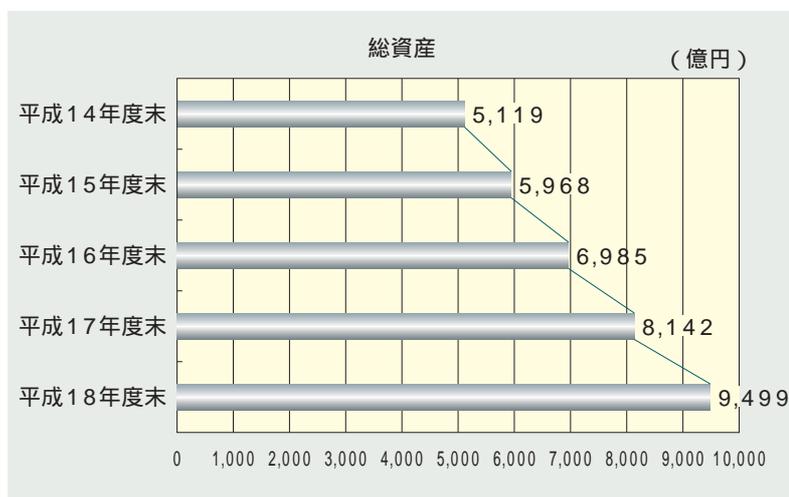
主要業績の推移

(単位：百万円)

	平成14年度(末)	平成15年度(末)	平成16年度(末)	平成17年度(末)	平成18年度(末)
経常収益	193,903	213,300	239,219	270,355	281,304
経常利益	1,963	2,500	2,465	4,388	14,674
当期純利益	9	9	9	1,418	7,722
総資産	511,987	596,887	698,593	814,238	949,933
有価証券残高	465,079	548,633	644,126	749,814	884,443
資産運用収益	10,712	11,663	11,364	14,734	15,577
保険金等支払金	83,438	80,979	88,918	98,281	111,052
うち解約返戻金	44,089	43,312	48,103	53,395	67,101
責任準備金残高	483,034	567,319	664,989	778,301	879,690
ソルベンシー・マージン比率	1,206.0%	1,486.1%	1,659.9%	1,618.1%	2,136.1%
保険料収入	181,064	199,191	225,150	252,285	262,368
個人保険新契約高	996,551	1,295,581	1,364,894	1,768,564	1,383,512
個人保険保有契約高	5,590,748	6,269,893	6,955,469	7,946,221	8,480,949

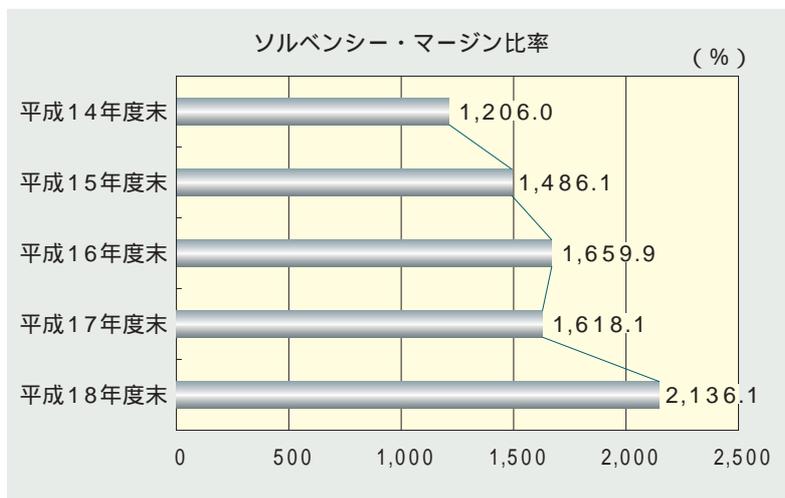
(注)個人保険新契約高および個人保険保有契約高の個人保険には個人年金保険を含みます。なお、個人年金保険の新契約高は年金支払開始時における年金原資です。また、個人年金保険の保有契約高は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

総資産の推移



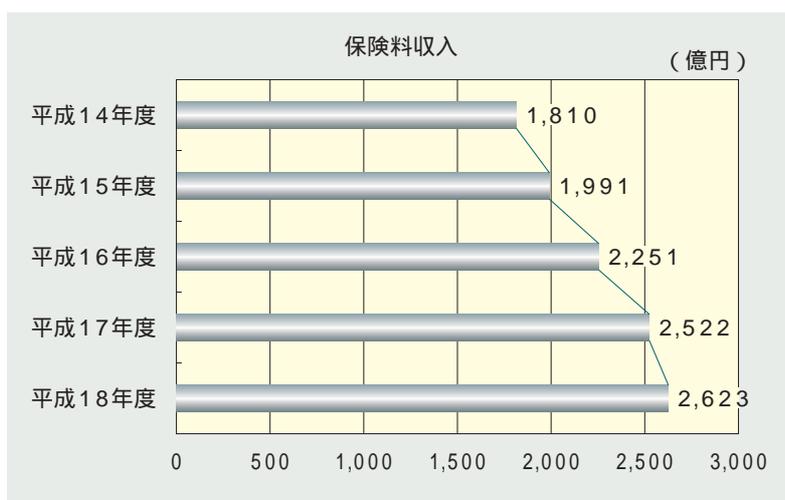
当期中に総資産が1,356億円増加し、順調に拡大しています。

ソルベンシー・マージン比率の推移



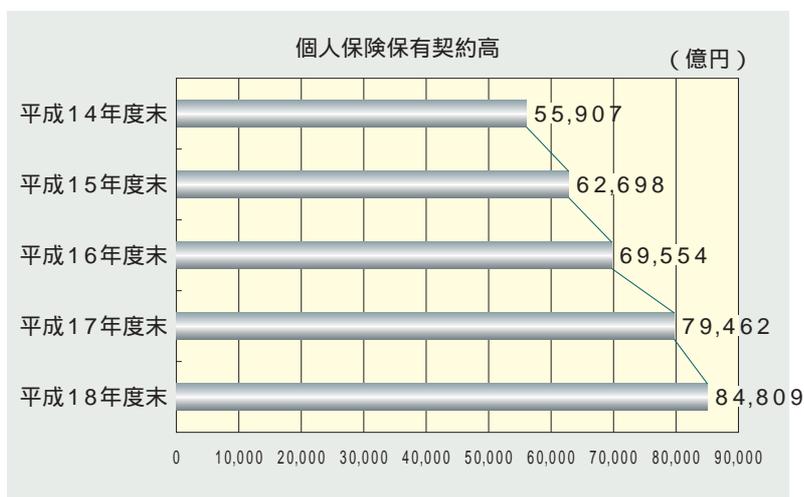
増資および純利益の増大等により、ソルベンシー・マージン比率は、2,136.1%となりました。引き続き高水準を維持しています。

保険料収入の推移



保険料収入は、一般会社の売上高に相当しますが、順調に推移しています。

個人保険保有契約高の推移



保有契約高は個々のご契約者様に対して当社が保障する金額の総合計額です。

毎年着実に増加し、今年度は前年度末比6.7%増となりました。その結果、保有契約高は8兆円を超えました。

(注)個人保険保有契約高には個人年金保険を含みます。

決算ハイライト

収支の状況

損益計算書(抜粋)

(単位:百万円)

科 目	平成18年度		平成17年度
	金額	増減額	金額
経常収益	281,304	10,948	270,355
保険料等収入	265,389	9,901	255,487
保険料	262,368	10,082	252,285
再保険収入	3,021	180	3,201
資産運用収益	15,577	842	14,734
利息および配当金等収入	14,639	2,245	12,393
その他経常収益	337	203	133
経常費用	266,630	662	265,967
保険金等支払金	111,052	12,771	98,281
保険金	19,788	360	19,427
年金	626	33	660
給付金	17,532	1,528	19,061
解約返戻金	67,101	13,706	53,395
その他返戻金	1,536	470	2,007
再保険料	4,466	737	3,729
責任準備金等繰入額	105,594	9,021	114,615
資産運用費用	416	345	70
支払利息	30	20	9
有価証券売却損	290	290	-
事業費	48,506	2,113	50,620
その他経常費用	1,060	1,319	2,379
経常利益	14,674	10,286	4,388

特別損失	70	30	40
契約者配当準備金繰入額	2,189	22	2,167
税引前当期純利益	12,414	10,233	2,180
法人税および住民税	7,034	3,208	3,826
法人税等調整額	2,343	720	3,063
当期純利益	7,722	6,304	1,418

経常収益

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益です。生命保険会社の場合、保険料等収入、資産運用収益、その他経常収益に区分されています。

保険料

ご契約者様から払い込まれた保険料による収益で、生命保険会社の収益の大宗をなしています。

* 前年度比4.0%増加しました。

資産運用収益

資産運用による収益で、利息や配当金のほかに有価証券売却益等も含まれます。

* 当社ではその94.0%を利息および配当金等収入が占めています。

経常費用

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する費用です。

保険金等支払金

保険金、年金、給付金、返戻金等の保険契約上の支払いを計上します。再保険契約による支払保険料もこちらに計上します。

責任準備金等繰入額

責任準備金は、将来の保険金・給付金等の支払いに備え、積み立てが義務づけられている準備金です。毎期年度末に、前年度計上額を一旦全額戻入し、当年度の必要額を新たに全額繰り入れる方法により積み立てられます。損益計算書上は、(繰入額 - 戻入額)の差額で表示されます。

資産運用費用

資産運用収益を得るために要した費用で、有価証券売却損などを計上します。

事業費

新契約の募集および保有契約の維持保全や保険金等の支払いに必要な経費を計上します。一般事業会社の販売費および一般管理費に類似します。

* 前年度比21億円減少していますが、募集事業費の減少が、事業費の主な減少要因となっています。

経常利益

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益(経常収益)から、発生する費用(経常費用)を差し引いた残額が経常利益です。

契約者配当準備金繰入額

ご契約者様に対する配当金の支払財源となる契約者配当準備金への繰入額です。

* 当社では、そのほとんどが団体保険契約にかかわる配当準備金の繰入です。

当期純利益

税引前当期純利益から法人税等を控除した金額で、会社のすべての活動によって生じた純利益を意味します。

決算ハイライト

資産・負債の状況

貸借対照表(抜粋)

(単位:百万円、%)

科 目	平成18年度末			平成17年度末
	金額	増減額	構成比	金額
(資産の部)				
現金および預貯金	21,301	4,848	2.2	26,149
有価証券	884,443	134,628	93.1	749,814
国債	370,047	106,648	39.0	263,398
地方債	84,256	818	8.9	83,437
社債	302,960	43,364	31.9	259,595
株式	6,023	480	0.6	5,543
外国証券	121,156	16,682	12.8	137,838
貸付金	11,449	1,810	1.2	9,639
有形固定資産	338	44	0.0	294
無形固定資産	52	0	0.0	-
代理店貸	382	246	0.0	136
再保険貸	1,703	17	0.2	1,686
その他資産	20,689	1,668	2.2	19,073
未収金	15,841	977	1.7	14,863
未収収益	3,001	362	0.3	2,639
預託金	1,261	135	0.1	1,125
繰延税金資産	9,727	2,136	1.0	7,591
資産の部合計	949,933	135,694	100.0	814,238
(負債の部)				
保険契約準備金	897,762	105,637	94.5	792,124
支払準備金	15,273	4,205	1.6	11,067
責任準備金	879,690	101,389	92.6	778,301
契約者配当準備金	2,798	42	0.3	2,755
代理店借	2,721	1,032	0.3	3,753
再保険借	1,333	212	0.1	1,120
その他負債	12,070	2,897	1.3	9,173
退職給付引当金	260	157	0.0	418
特別法上の準備金	90	43	0.0	46
価格変動準備金	90	43	0.0	46
負債の部合計	914,246	107,608	96.2	806,638
(純資産の部)				
資本金	17,250	10,000	1.8	7,250
資本剰余金	10,000	10,000	1.1	-
利益剰余金	9,522	7,722	1.0	1,800
その他有価証券評価差額金	1,085	364	0.1	1,449
純資産の部合計	35,686	28,086	3.8	7,600
負債および純資産の部合計	949,933	135,694	100.0	814,238

有価証券

有価証券のうち、国債、地方債、社債はそれぞれ日本国、国内の地方公共団体、国内企業等の発行する債券への投資です。また、外国証券は米国債等、海外の国・企業等が発行する外国債券や海外の企業が発行する外国株式等、海外の国・企業等が発行する有価証券への投資の総称です。

- * 当社の一般勘定資産は円貨建債券による安全性を重視した運用を行っております。また、堅実な運用方針により、当社の一般勘定の資産運用ポートフォリオには外貨建資産、内外株式および一般貸付を組み入れていません。

貸付金

生命保険会社の貸付金には保険約款貸付と一般貸付があります。

- * 当社の貸付金はすべて保険約款貸付です。

有形固定資産

前年度において区分掲記していた「不動産および動産」は当年度からは「有形固定資産」として表示しています。

無形固定資産

前年度において「その他資産」に含めていた「無形固定資産」は、当年度からは「無形固定資産」として区分掲記しています。

繰延税金資産

税効果会計を適用した場合に、将来の会計期間において回収が見込まれる税金の額を計上します。

資産の部合計

- * 当年度中に総資産が1,356億円増加した結果、当年度末には9,499億円となり、前年度末比16.7%増と順調に拡大しています。

支払備金

支払義務が発生している保険金、給付金、返戻金等のうち、決算期末時点で、未払いとなっているものについて、その支払いのために必要な金額を積み立てる準備金です。

責任準備金

将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険業法で保険種類毎に積み立てが義務づけられている準備金です。

責任準備金の積立方式の代表的なものには、「平準純保険料式」と「チルメル式」があります。

- * 当社は平準純保険料式による積み立てを行っています。

価格変動準備金

前年度において「価格変動準備金」として掲記していたものは当年度から「特別法上の準備金」の内訳として表示しています。

純資産の部

当年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」を適用しています。

その他有価証券評価差額金

前年度において区分掲記していた「株式等評価差額金」は、当年度からは「その他有価証券評価差額金」として表示しています。

生命保険会社の保有する有価証券のうち、「売買目的有価証券」、「責任準備金対応債券」、「満期保有目的の債券」、「子会社・関連会社株式」のいずれにも分類されない「その他有価証券」については、時価で評価し、貸借対照表に計上されています。ただし、その評価損益は損益計算書には計上されず、評価差額金として、税効果分を除いて貸借対照表の純資産の部に計上されます。

- * 当社の一般勘定では、帳簿価額ベースで満期保有目的の債券が74.9%、責任準備金対応債券が17.9%、その他有価証券が7.2%です。

財務諸表の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性に関する確認書

当社の代表取締役社長である田中勝治郎は、当社のディスクロージャー誌「Report 2007 損保ジャパンひまわり生命の現状」の縦覧開始時点において、2006年4月1日から2007年3月31日(平成18年4月1日から平成19年3月31日)までの第26期事業年度にかかる財務諸表(財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第1条第1項に規定する貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書および附属明細表を指します。以下「財務諸表」といいます。)の内容が適正であり、不実の記載がないものと認識しております。

私が適正かつ不実の記載がないと認識する理由は、財務諸表が適正に作成されるための以下の体制が整備されており、財務諸表作成に関する内部監査の有効性を確認したためであります。

1. 業務分掌および職務権限に関する規程が整備され、所管部署が適切、有効に業務を執行する体制が構築されております。
2. 全ての重要な経営情報や業務執行状況は、取締役会等へ適切に付議・報告される体制が構築されております。
3. 財務諸表の作成に関し、業務分掌と所管部署が明確化されており、各所管部署において適切な業務体制が構築されていることを確認しております。

また、主要所管部署の責任者より、全ての重要な点において、不実の記載および記載すべき事項の記載漏れがない旨の確認書の提出を受けております。

4. 全ての部署から独立した内部監査部門が、各部門における業務遂行状況の適切性、有効性、効率性を検証・評価し、問題点の指摘・改善に向けた指示・提言を行っており、監査結果が定期的に取り締役会等に報告されております。

また、財務諸表の作成に関し、内部監査部門による内部監査を実施し、作成プロセスの適切性・有効性および財務諸表の内容について重要な指摘事項がない旨の報告書の提出を受けております。

本確認書は、2005年(平成17年)10月7日金監第2835号「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について(要請)」に基づくものであります。

生命保険契約者保護機構とは

当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。))に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることとしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(2)を除き、責任準備金

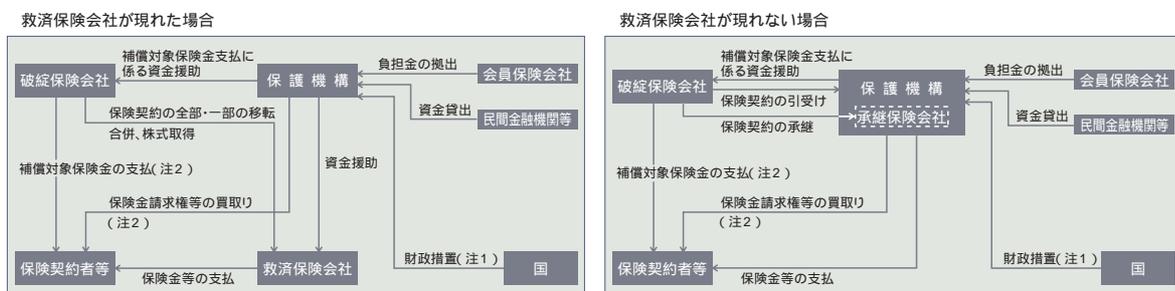
等(3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。)

- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

- 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。
- 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率})\text{の総和} \div 2\}$$
(注1)基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率は、3.0%です。(2007年(平成19年)4月現在)
- 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

【仕組みの概略図】



(注1)上記の「財政措置」は、2009年(平成21年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2)破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取り取ることを指します。この場合における支払率および買取り率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、2に記載の率となります。)

補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

- 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL. 03-3286-2820

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

データファイル

生命保険協会統一開示項目索引

本ディスクロージャー誌は、生命保険協会が定める開示基準に基づいて作成しています。
その開示基準における各項目は以下のページに掲載しています。

会社の概況及び組織	
1. 沿革	41
2. 経営の組織	42
3. 店舗網一覧	53～54
4. 資本金の推移	55
5. 株式の総数	55
6. 株式の状況	55
7. 主要株主の状況	55
8. 取締役及び監査役	56
9. 従業員の在籍・採用状況	56
10. 平均給与(内勤職員)	57
11. 平均給与(営業職員)	57
保険会社の主要な業務の内容	
1. 主要な業務の内容	58
2. 経営方針	1～2
直近事業年度における事業の概況	
1. 直近事業年度における事業の概況	23～24、43～48
2. 契約者懇談会開催の概況	(該当ありません)
3. 相談(照会、苦情)の件数	59
4. 契約者に対する情報提供の実態	9～10、16～17
5. 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法	16
6. 営業職員・代理店教育・研修の概略	18～19、37
7. 新規開発商品の状況	12
8. 保険商品一覧	13～15、61～63
9. 情報システムに関する状況	64
10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	64
直近5事業年度における 主要な業務の状況を示す指標	
65	
財産の状況	
1. 貸借対照表	66～70
2. 損益計算書	71～73
3. キャッシュ・フロー計算書	74
4. 株主資本等変動計算書	75
5. 債務者区分による債権の状況	76
6. リスク管理債権の状況	76
7. 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況	(該当ありません)
8. 保険金等の支払能力の充実の状況	
(ソルベンシー・マージン比率)	77
9. 有価証券等の時価情報(会社計)	78～80
10. 経常利益等の明細(基礎利益)	81
11. 逆ざや額	28、81
12. 計算書類等についての会社法による 会計監査人の監査	81
業務の状況を示す指標等	
1. 主要な業務の状況を示す指標等	82
(1)決算業績の概況	43～48
(2)保有契約高及び新契約高	82
(3)年換算保険料	82
(4)保障機能別保有契約高	83
(5)個人保険及び個人年金保険契約種類別 保有契約高	84
(6)異動状況の推移	85
(7)契約者配当の状況	86
2. 保険契約に関する指標等	87
(1)保有契約増加率	87
(2)新契約平均保険金及び 保有契約平均保険金(個人保険)	87
(3)新契約率(対年度始)	87
(4)解約失効率(対年度始)	88
(5)契約継続率	88
(6)個人保険新契約平均保険料(月払契約)	88
(7)死亡率(個人保険主契約)	88
(8)特約発生率(個人保険)	88
(9)事業費率(対収入保険料)	88
(10)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を 引き受けた主要な保険会社等の数	89
(11)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を 引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が 大きい上位5社に対する支払再保険料の割合	89
(12)保険契約を再保険に付した場合における、再保険を 引き受けた主要な保険会社等の格付機関による 格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合	89
(13)未だ収受していない再保険金の額	89
(14)第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの 発生保険金額の経過保険料に対する割合	90

3. 経理に関する指標等	91	(18)国内企業向け貸付金企業規模別内訳	(該当ありません)
(1)支払備金明細表	91	(19)貸付金業種別内訳	(該当ありません)
(2)責任準備金明細表	91	(20)貸付金使途別内訳	(該当ありません)
(3)個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)	92	(21)貸付金地域別内訳	(該当ありません)
(4)特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数	92	(22)貸付金担保別内訳	(該当ありません)
(5)契約者配当準備金明細表	93	(23)有形固定資産明細表	104
(6)引当金明細表	93	(24)固定資産等処分益明細表	(該当ありません)
(7)特定海外債権引当勘定の状況	(該当ありません)	(25)固定資産等処分損明細表	104
(8)資本金等明細表	93	(26)賃貸用不動産等減価償却費明細表	(該当ありません)
(9)保険料明細表	94	(27)海外投融資の状況	105
(10)保険金明細表	94	(28)海外投融資利回り	106
(11)年金明細表	94	(29)公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)	(該当ありません)
(12)給付金明細表	95	(30)各種ローン金利	(該当ありません)
(13)解約返戻金明細表	95	(31)その他の資産明細表	106
(14)減価償却費明細表	95	5. 有価証券等の時価情報(一般勘定)	106
(15)事業費明細表	95	(1)有価証券の時価情報	106
(16)税金明細表	96	(2)金銭の信託の時価情報	108
(17)リース取引	96	(3)デリバティブ取引の時価情報	108
4. 資産運用に関する指標等	97		
(1)資産運用の概況	29~30、97		
(2)運用利回り	98		
(3)主要資産の平均残高	99		
(4)資産運用収益明細表	99		
(5)資産運用費用明細表	100		
(6)利息及び配当金等収入明細表	100		
(7)有価証券売却益明細表	(該当ありません)		
(8)有価証券売却損明細表	100		
(9)有価証券評価損明細表	(該当ありません)		
(10)商品有価証券明細表	(該当ありません)		
(11)商品有価証券売買高	(該当ありません)		
(12)有価証券明細表	101		
(13)有価証券残存期間別残高	102		
(14)保有公社債の期末残高利回り	102		
(15)業種別株式保有明細表	102		
(16)貸付金明細表	103		
(17)貸付金残存期間別残高	(該当ありません)		
		保険会社の運営	
		1. リスク管理体制	34~36
		2. コンプライアンス(法令等遵守)体制	31~32
		3. 個人データ保護について	21~22
		特別勘定に関する指標等	
		1. 特別勘定資産残高の状況	110
		2. 個人変額保険特別勘定資産の運用の経過	110
		3. 個人変額保険の状況	111
		(1)保有契約高	111
		(2)年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳	111
		(3)個人変額保険特別勘定の運用収支状況	112
		(4)個人変額保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報	112
		X. 保険会社及びその子会社等の状況	
			(該当ありません)

・ 会社の概況及び組織

1 沿革

P.41をご覧ください。

2 経営の組織

P.42をご覧ください。

3 店舗網一覧

店舗名	郵便番号	所在地	電話番号
本社	163-0435	東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル35階	03-3348-7011
恵比寿お客様サービスセンター	150-0013	東京都渋谷区恵比寿1-18-18 恵比寿東急ビル9階	03-6422-2901
損保ジャパンマーケット推進本部	163-0435	東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル35階	03-3344-6497
法人営業本部	160-8338	東京都新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン本社ビル20階	03-3349-5721
法人第一支社	160-8338	東京都新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン本社ビル20階	03-3349-9311
法人第二支社	160-8338	東京都新宿区西新宿1-26-1 損保ジャパン本社ビル20階	03-3349-9314
大阪法人支社	541-0048	大阪府大阪市中央区瓦町4-1-2 損保ジャパン大阪ビル8階	06-6227-4550
首都圏営業本部	163-0724	東京都新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング24階	03-3344-3681
東京第一支社	160-0023	東京都新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル3階	03-3348-6021
東京第二支社	110-0005	東京都台東区上野2-7-13 JTB損保ジャパン上野共同ビル4階	03-3835-6051
東京第三支社	163-0724	東京都新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング24階	03-3344-1545
東京第四支社	104-0061	東京都中央区銀座7-14-16 太陽銀座ビル2階	03-3543-6901
横浜支社	231-0023	神奈川県横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル6階	045-212-3851
埼玉支社	330-0854	埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-82-1 損保ジャパンさいたま第一ビル1階	048-645-3591
前橋営業所	371-0023	群馬県前橋市本町1-4-4 損保ジャパン前橋ビル7階	027-223-5126
千葉支社	273-0005	千葉県船橋市本町2-1-1 船橋スクエア21ビル8階	047-435-0710
営業第一本部	160-0023	東京都新宿区西新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル3階	03-3344-3270
茨城支社	305-0032	茨城県つくば市竹園1-6-1 つくば三井ビルディング16階	029-859-3060
宇都宮支社	320-0811	栃木県宇都宮市大通り1-1-11 損保ジャパン宇都宮ビル7階	028-643-3621
松本支社	390-0815	長野県松本市深志1-4-25 松本フコク生命駅前ビル2階	0263-36-0822
新潟支社	950-0088	新潟県新潟市中央区万代1-4-33 損保ジャパン・アクサ新潟ビル5階	025-241-4730
札幌支社	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西6-2 損保ジャパン札幌ビル1階	011-241-6378
仙台支社	983-0852	宮城県仙台市宮城野区榴岡3-7-35 損保ジャパン仙台ビル8階	022-298-2761
青森営業所	030-0801	青森県青森市新町1-1-14 損保ジャパン青森ビル3階	017-723-6431
郡山支社	963-8005	福島県郡山市清水台2-13-23 郡山第一ビル8階	024-925-6701

店舗名	郵便番号	所在地	電話番号
静岡支社	420-0031	静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエアビル13階	054-252-2373
名古屋支社	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル8階	052-972-1951
岐阜営業所	500-8842	岐阜県岐阜市金町5-20 損保ジャパン岐阜ビル8階	058-264-7060
北陸支社	920-0961	石川県金沢市香林坊1-2-21 損保ジャパン金沢ビル3階	076-261-6071
営業第二本部	541-0047	大阪府大阪市中央区淡路町3-6-3 NMプラザ御堂筋ビル7階	06-6229-8681
関西第一支社	541-0047	大阪府大阪市中央区淡路町3-6-3 NMプラザ御堂筋ビル7階	06-6229-8021
関西第二支社	541-0047	大阪府大阪市中央区淡路町3-6-3 NMプラザ御堂筋ビル7階	06-6229-8941
神戸支社	650-0023	兵庫県神戸市中央区栄町通3-3-17 損保ジャパン神戸ビル1階	078-321-0481
高松支社	760-0027	香川県高松市紺屋町1-6 損保ジャパン高松ビル7階	087-851-4678
松山支社	790-0003	愛媛県松山市三番町4-7-14 損保ジャパン松山ビル6階	089-931-6282
広島支社	730-0051	広島県広島市中区大手町3-2-31 損保ジャパン広島大手町ビル7階	082-243-6265
岡山支社	700-0913	岡山県岡山市大供1-2-10 損保ジャパン岡山ビル5階	086-222-0911
福岡支社	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前3-27-22 ソロン博多駅前ビル6階	092-414-0691
熊本支社	860-0844	熊本県熊本市水道町9-31 損保ジャパン熊本水道町ビル7階	096-356-1003
鹿児島支社	892-0844	鹿児島県鹿児島市山之口町2-1 ユニバース鹿児島ビル5階	099-222-6701
宮崎営業所	880-0805	宮崎県宮崎市橘通東5-3-10 損保ジャパン宮崎ビル4階	0985-27-4688
営業第三本部	163-0705	東京都新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング5階	03-3348-3461
LC営業部	163-0705	東京都新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング5階	03-3348-3461
品川第一LC支社	141-0022	東京都品川区東五反田2-17-1 オーバルコート大崎マークウエスト14階	03-5421-6215
品川第二LC支社	141-0022	東京都品川区東五反田2-17-1 オーバルコート大崎マークウエスト14階	03-5421-6230
池袋第一LC支社	170-6019	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60ビル19階	03-3590-1501
池袋第二LC支社	170-6019	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60ビル19階	03-3590-1506
横浜LC支社	220-6011	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-1 クイーンズタワーA11階	045-682-5321
札幌LC支社	060-0001	北海道札幌市中央区北1条西4-2-2 札幌ノースプラザビル4階	011-222-3813
仙台LC支社	980-0014	宮城県仙台市青葉区本町1-1-1 三井生命仙台本町ビル19階	022-724-2051
名古屋LC支社	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン名古屋ビル2階	052-972-6361
近畿LC支社	541-0047	大阪府大阪市中央区淡路町3-6-3 NMプラザ御堂筋ビル12階	06-6203-6341
福岡LC支社	810-0001	福岡県福岡市中央区天神2-14-13 天神三井ビルディング8階	092-714-1571
ダイレクトマーケティング部	150-0013	東京都渋谷区恵比寿1-18-18 恵比寿東急ビル9階	03-6422-2800

・ 会社の概況及び組織

4 資本金の推移

(単位：百万円)

年 月 日	増資額	増資後資本金	摘 要
昭和56年 7 月 7 日	-	400	会社設立
昭和56年 9 月18日	1,200	1,600	
昭和56年 9 月30日	1,900	3,500	
昭和62年 3 月31日	1,150	4,650	
昭和63年 3 月26日	600	5,250	
平成 2 年 6 月28日	2,000	7,250	
平成19年 2 月28日	20,000	17,250	増資額のうち10,000百万円を資本準備金に組入

5 株式の総数

発行可能株式総数	40,000千株
発行済株式の総数	27,250千株
当期末株主数	1 名

6 株式の状況

(1)発行済株式の種類等

発行済株式	種 類	発 行 数	内 容
	普通株式	27,250千株	

(2)大株主

(単位：千株、%)

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	持株比率	持株数	持株比率
株式会社損害保険ジャパン	27,250	100.0	-	-

当社の株主は上記1名のみです。

7 主要株主の状況

名 称	主たる営業所 または事務所の 所在地	資本金または 出資金	事業の内容	設立 年月日	株式等の総数等に 占める所有株式等 の割合
株式会社 損害保険 ジャパン	東京都新宿区 西新宿一丁目 26番1号	70,000百万円	損害保険業	明治20年 7月23日	100.0%

8 取締役及び監査役

役職名	氏名
代表取締役社長	田中 勝治郎
代表取締役副社長執行役員	米山 修
取締役専務執行役員	稲垣 博司
取締役常務執行役員	加藤 潤
取締役常務執行役員	河合 秀則
取締役執行役員	寺平 勝巳
取締役執行役員	埴 昌樹
監査役	岩崎 義輝
監査役	垣内 康孝
監査役	左近充 幸一
監査役	亀山 和則

(平成19年7月1日現在)

9 従業員の在籍・採用状況

区分	在籍数		採用数		平均年齢	平均勤続年数
	平成 17年度末	平成 18年度末	平成 17年度	平成 18年度	平成 18年度末	平成 18年度末
内勤職員	707名	823名	100名	172名	33.9歳	6.9年
(男子)	(417)	(471)	(29)	(85)	(37.1)	(8.5)
(女子)	(290)	(352)	(71)	(87)	(29.6)	(4.8)
(総合職)	(423)	(475)	(32)	(81)	(36.9)	(8.5)
(一般職)	(279)	(329)	(67)	(75)	(29.6)	(4.9)
営業職員	209名	240名	91名	95名	38.7歳	3.1年
(男子)	(209)	(240)	(91)	(95)	(38.7)	(3.1)
(女子)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(-)

(注)営業職員は、ライフカウンセラー社員、セールスマネージャー及びLC支社長の合計人数です。

・ 会社の概況及び組織

10 平均給与(内勤職員)

(単位：千円)

区 分	平成18年3月	平成19年3月
内 勤 職 員	393	380

(注)平均給与月額とは各年3月中の税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

11 平均給与(営業職員)

(単位：千円)

区 分	平成18年3月	平成19年3月
営 業 職 員	537	564

(注)平均給与月額とは各年3月中の税込定例給与であり、賞与及び時間外手当は含みません。

・ 保険会社の主要な業務の内容

1 主要な業務の内容

(1) 保険の引受け

生命保険の募集及び引受業務を行っています。

(2) 資産の運用

当社は、円貨建債券の満期保有を基本とし、長期的に安定した利息収入を重視する方針に基づいて、資産の運用を行っています。

(3) 国債等の窓口販売業務

該当ありません。

(4) 業務の代理・事務の代行業務

株式会社損害保険ジャパンに生命保険業務の代理・事務の代行を委託しています。

2 経営方針

P.1～2をご覧ください。

直近事業年度における事業の概況

1 直近事業年度における事業の概況

P.23～24、43～48をご覧ください。

2 契約者懇談会開催の概況

該当ありません。

3 相談(照会、苦情)の件数

カスタマーセンターで受け付けた電話等を集計したものです。

(単位：件、%)

内容	件数	構成比
保全(解約、名義変更等)	45,684	43.5
収納(保険料の払込等)	24,311	23.2
保険金(保険金・給付金の支払い等)	22,815	21.7
その他(資料請求・新契約関連)	10,185	9.7
苦情	1,915	1.9
総計	104,910	100.0

苦情受付分類

大分類	中分類	件数	占率
新契約関係	不適正募集	37	1.9%
	不正告知	8	0.4%
	不正話法	2	0.1%
	未熟契約	3	0.2%
	説明不十分	69	3.6%
	契約内容相違	28	1.5%
	取扱不注意	115	6.0%
	契約確認	21	1.1%
	契約選択・決定関係	44	2.3%
	告知関係	9	0.5%
	証券未着	14	0.7%
	その他	57	3.0%
	新契約関係 合計		407
収納関係	集金	4	0.2%
	口座振替・郵便振替	87	4.5%
	職域団体扱	7	0.4%
	保険料払込状況	40	2.1%
	保険料振替貸付	24	1.3%
	失効・復活	49	2.6%
	その他	15	0.8%
収納関係 合計		226	11.8%

大分類	中分類	件数	占率
保全関係	配当内容	0	0.0%
	契約者貸付	13	0.7%
	更新	50	2.6%
	契約内容変更	15	0.8%
	名義変更	47	2.5%
	特約中途付加	1	0.1%
	解約手続	208	10.9%
	解約返戻金	27	1.4%
	その他	15	0.8%
	保全関係 合計		376
保険金・給付金関係	満期保険金	5	0.3%
	死亡保険金支払手続	18	0.9%
	死亡保険金支払謝絶	4	0.2%
	給付金支払手続	286	14.9%
	給付金支払謝絶	141	7.4%
その他	15	0.8%	
保険金・給付金関係 合計		469	24.5%
その他	職員の対応・マナー	124	6.5%
	税金関係	63	3.3%
	プライバシー関係	83	4.3%
	アフターフォロー関係	137	7.2%
	その他	30	1.6%
その他 合計		437	22.8%
合計		1,915	100.0%

* 苦情の定義

お客様から当社に対しての保険に関する申出事項のうち、お客様が当社に不満、不平の意を表明したもので当社に何らかの対応・回答を求めているものをいいます。また、当社に直接、お客様からの申出のあったものだけでなく、社外機関、代理店、代行会社を経由して手段を問わずに当社に連絡が入ったものを含みます。

4 契約者に対する情報提供の実態

P.9～10、16～17をご覧ください。

5 商品に対する情報及びデメリット情報提供の方法

P.16をご覧ください。

6 営業職員・代理店教育・研修の概略

P.18～19、37をご覧ください。

7 新規開発商品の状況

P.12をご覧ください。

直近事業年度における事業の概況

8 保険商品一覧

(1) 個人保険 主契約

商品名	保障内容の概要
無配当終身保険 5年ごと利差配当付終身保険	万一に備えて確実な保障を一生獲得することができます。保険料が割安の無配当タイプと、責任準備金等の運用実績により5年ごとに契約者配当金をお支払いする5年ごと利差配当付タイプがあります。 また、ライフスタイルにあわせて、さまざまな保険料の払込期間を選択することができます。
無選択型終身保険	医師による診査や告知がらず、簡単な手続きだけでお申し込みが可能な終身保険です。
低解約返戻金型終身保険	低解約返戻金期間(保険料払込期間)中の解約返戻金を、通常の終身保険の70%に抑えることによって、保険料を割安にした終身保険です。なお、保険料払込期間満了後の解約返戻金は通常の終身保険の解約返戻金と同水準になります。
無配当定期保険 5年ごと利差配当付定期保険	一定期間中での万一に備えて、割安な保険料で大型保障を実現できる保障重視の保険です。無配当タイプと5年ごと利差配当付タイプがあります。健康状態にかかわらずご契約を90歳まで自動更新することができます。また、保険金額を途中で見直し、増額することができます。
無解約返戻金型定期保険 低解約返戻金型定期保険	無解約返戻金型定期保険は解約返戻金をなくし、低解約返戻金型定期保険は解約返戻金を従来の定期保険の70%に抑制することによって、従来の定期保険に比べ割安な保険料で一定期間の保障を提供します。
無解約返戻金型収入保障保険	万一の場合に、年金を「毎月」受け取ることができます。残されたご家族にとって生活設計がしやすい合理的な保障です。解約返戻金がない分、割安な保険料でご加入できます。
無配当養老保険 5年ごと利差配当付養老保険	一定期間中の死亡保障と満期時の満期保険金により、万一の際の保障と将来への備えを同時に保障します。お子様の教育資金・結婚資金や老後の生活資金等を計画的に準備することができます。無配当タイプと5年ごと利差配当付タイプがあります。
5年ごと利差配当付個人年金保険	年金支払前の死亡保障を抑えて年金の受取額を大きくした生存保障重視型の個人年金保険です。将来設計にあわせて年金の受取期間等を選択できます。確定年金は生死に関わらず一定期間確実に年金を受け取ることができます。保証期間付終身年金は、保証期間中は生死に関わらず、保証期間経過後は一生年金を受け取ることができます。保証期間付終身年金には年金の受取額が一定の定額型と、毎年増加していく逓増型があります。
特定疾病前払式終身保険	万一に備えて確実な保障を一生獲得することができます。また3大成人病により所定の状態になったとき保険金の一部を前払いするとともに、その後の保険料の払い込みが免除されます。3大成人病になったときの生きるための保障を組み込んだ新しいタイプの終身保険です。
連生終身保険(自由設計型)	ひとつの保険でお二人を一生保障します。お二人のうちいずれかが死亡された場合、もうおひとりの保障は継続し、その場合の保険料の払い込みは免除されます。お二人のうち死亡の順序により、保険金額の支払割合を設定できるので、相続対策等にもご活用いただけます。払込終了時以降5年ごとに生存給付金のつくタイプとつかないタイプがあります。

商品名	保障内容の概要
変額保険(終身型・有期型)	保険料は一定で保険金額が特別勘定の資産運用実績に基づき増減する保険です。一生涯保障が継続する終身型と一定期間保障する有期型があります。保険期間中に死亡された場合、基本保険金額と変動保険金額の合計額をお支払いします。運用実績にかかわらず基本保険金額は保証されます。有期型には満期保険金がありますが、運用実績によっては基本保険金額を下回る場合があります。特別勘定は3勘定(国際型・株式型・総合型)あり、自由に選択して組みあわせることができます。
5年ごと利差配当付こども保険	お子様の教育資金を計画的に準備できる保険です。お子様の入学時や成人式及び保険期間満了時に成長祝金を受け取れます。また、ご契約者が万一のときには養育年金を保険期間満了時まで毎年受け取ることができます(A型の場合)。お子様の出産予定日の140日前からご加入できます。
無配当特定疾病保障定期保険 5年ごと利差配当付特定疾病保障 終身保険	がん・急性心筋梗塞・脳卒中の3大成人病により所定の状態になられたときに、保険金を一括してお支払いするので、治療費やその間のご家族の生活費としてご活用いただけます。また、死亡された場合には、死亡保険金をお支払いします。一定期間を保障し無配当で保険料が割安な特定疾病保障定期保険と、一生涯を保障し5年ごと利差配当付の特定疾病保障終身保険があります。
がん保険(01)	がん診断確定時や、がんによる入院・手術・通院・死亡に関して保障します。健康状態にかかわらず、90歳まで自動更新できる更新タイプや、更新のない終身タイプ等があり、またがん診断給付金やがん死亡保険金の支払額には、複数のバリエーションがあるので、ライフスタイルにあわせた選択ができます。
医療保険(01)	病気やケガによる入院・手術を保障します。90歳まで自動更新できる更新タイプや、一生涯保障が継続する終身タイプ等があるので、ライフスタイルにあわせた選択が可能です。また、保障をさらに厚くするために、様々な特約等を取り揃えているので、お客様一人ひとりのニーズに対応することができます。
新終身医療保険(01)	高齢化社会に対応して入院・手術を一生涯保障します。解約返戻金は死亡保険金額を限度とし、入院保障を重視したことにより、従来の終身医療保険に比べて保険料が安く、ご加入しやすくなりました。また、契約日から5年ごとに入院給付金の支払いがないか、あっても5日未満の場合に、保険料が割引になる「無事で何より割引」を付加することができます。
新妊産婦保険	妊娠中から出産後までを保障します。妊産婦の入院・手術・死亡保障と生まれてきたお子様の先天異常等に対する保障があります。また、保険期間は18か月なので、産後も安心です。保険金・給付金をお支払いすることなく無事満了を迎えられたときには無事故給付金をお支払いします。
年齢群団別医療保険	入院保障にポイントをしぼった合理的で割安な保険です。病気・ケガを保障する型と病気のみを保障する型があり、死亡時の保障はありません。保険期間は1年で、保険料は5歳きざみで設定されています。90歳まで自動更新できます。
年齢群団別がん保険	がんの保障にポイントをしぼった合理的で割安な保険です。「がん」による入院・手術・在宅療養・死亡を保障し、がん以外の原因による死亡の保障はありません。保険期間は1年で、保険料は5歳きざみで設定されています。90歳まで自動更新できます。
長期傷害保険	役員・従業員の方を対象として、不慮の事故・感染症に対するより充実した福利厚生制度を準備するための保険です。不慮の事故・感染症により死亡されたときに災害死亡保険金を支払い、不慮の事故により身体障害状態に該当されたとき障害給付金をお支払いします。業務上・業務外にかかわらず保障します。

直近事業年度における事業の概況

保障をさらに充実させるための各種特約

特約名	保障内容の概要
定期保険特約	死亡保障をさらに大きくします。
養老保険特約	保障と貯蓄機能を兼ねます。
災害死亡特約	不慮の事故での死亡に備えます。
リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されるときに保険金をお支払いします。
年金支払特約	保険金等を年金の形で受け取れます。
疾病入院特約(87)	手術・病気による入院を保障します。
家族疾病入院特約(87)	ご家族の手術・病気による入院を保障します。
災害入院特約(87)	不慮の事故による入院を保障します。
家族災害入院特約(87)	ご家族の不慮の事故による入院を保障します。
成人病入院特約(87)	成人病による入院・手術を保障します。
家族成人病入院特約(87)	ご家族の成人病による入院・手術を保障します。
医療(01)用災害入院特約	不慮の事故による入院を保障します。医療保険(01)専用特約です。
医療(01)用災害手術特約	不慮の事故による手術を保障します。医療保険(01)専用特約です。
医療(01)用がん入院特約	がんによる入院を保障します。医療保険(01)専用特約です。
医療(01)用生活習慣病入院特約	生活習慣病による入院を保障します。医療保険(01)専用特約です。
医療(01)用女性疾病入院特約	女性特有の病気やその他の特定疾病による入院を保障します。医療保険(01)専用特約です。
医療(01)用通院特約	退院後の通院を保障します。医療保険(01)専用特約です。
医療用手術見舞金特約	病気や不慮の事故による入院を伴う健康保険対象の手術を保障します。
医療(01)用退院給付特約	20日以上継続入院後の退院を保障します。医療保険(01)専用特約です。
医療(01)用家族医療特約	ご家族の病気による入院・手術を保障します。医療保険(01)専用特約です。
医療(01)用家族災害入院特約	ご家族の不慮の事故による入院を保障します。医療保険(01)専用特約です。
医療(01)用家族災害手術特約	ご家族の不慮の事故による手術を保障します。医療保険(01)専用特約です。
医療(01)用家族通院特約	ご家族の退院後の通院を保障します。医療保険(01)専用特約です。
医療用家族手術見舞金特約	ご家族の病気や不慮の事故による入院を伴う健康保険対象の手術を保障します。
災害通院特約	不慮の事故による通院を保障します。
新無事故割引特約	5年ごとに入院給付金の支払いがないか、あっても5日未満の場合、以後の保険料を割り引きます。新終身医療保険(01)専用特約です。
新終身医療(01)用がん入院特約	がんによる入院を保障します。新終身医療保険(01)専用特約です。
新終身医療(01)用通院特約	退院後の通院を保障します。新終身医療保険(01)専用特約です。
新終身医療(01)用家族医療特約	ご家族の病気や不慮の事故による入院・手術を保障します。新終身医療保険(01)専用特約です。
新終身医療(01)用家族通院特約	ご家族の退院後の通院を保障します。新終身医療保険(01)専用特約です。
家族がん特約(01)	ご家族のがんに対して診断確定・入院・手術・通院・死亡を保障します。がん保険(01)専用特約です。
総合医療特約	病気、不慮の事故による入院・手術を保障します。3大成人病になったときこの特約の保険料も払込免除となります。
健康体料率特約	健康状態等が当社所定の基準に適合する場合、所定の主契約・特約に健康体料率を適用し、保険料を割り引きます。
長期傷害用災害入院特約	不慮の事故・感染症による入院を保障します。長期傷害保険専用特約です。
特定疾病診断保険料免除特約	3大成人病(悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の状態になられた場合に以後の保険料の払い込みが不要になります。

(2) 団体保険

商品名	保障内容の概要
総合福祉団体定期保険	企業・団体の死亡退職金・弔慰金規定等に基づいて、企業・団体の所属員の方やそのご遺族の生活を保障します。
団体定期保険	企業・団体の所属員の方の死亡等に対して割安な保険料で保障します。
団体信用生命保険	住宅ローン等の賦払債務者を対象として、支払われる保険金により、債権保全とご遺族の生計安定を目的とした団体保険です。
医療保障保険(団体型)	企業・団体の所属員の方の死亡や入院等に対して割安な保険料で保障します。

9 情報システムに関する状況

情報システムに関する状況

損保ジャパンひまわり生命では、お客様のニーズに合致した「優れた商品」「高品質のサービス」を提供するため、効果的なIT投資、システム開発を行っています。

平成18年度の主な取り組み

- (1) お客様サービスの充実
商品サービスがホームページからよりわかりやすくご覧いただけるようリニューアルしました。
- (2) 代理店サポートの強化
生保営業支援システム「ひまわりPlanner」の拡充を行っています。
- (3) 社内事務処理改善の推進
BPR(Business Process Reengineering)を推進し、社内事務処理の一層の品質向上・効率化に取り組みました。
- (4) 情報セキュリティレベルの強化
情報セキュリティの技術革新、セキュリティ水準の向上に取り組み強化を図りました。

今後も引き続きカスタマーセンター、ホームページ等のシステムにより一層の利便性向上を目指してまいります。

今までの歩み

1989年(平成元年)	個人保険オンラインを全国の支社に展開
1997年(平成9年)	全社LANによる情報伝達の電子化を実現
1998年(平成10年)	大規模オンライン業務を可能とする基幹システム「SCRUM」を開発し、事務処理の迅速化、効率化を実現
2001年(平成13年)	・ インターネットに代表されるe-business環境への対応を可能とするサーバー型システム「ミレニアム」を開発し、SCRUMと連携して稼働開始 ・ 外部専門家によるシステム監査の開始
2002年(平成14年)	Web型代理店支援システムの稼働開始(代理店の利便性向上を実現)
2003年(平成15年)	Web型カスタマーセンターシステムの稼働開始(お客様への更なるサービス向上と事務効率の向上を実現)
2004年(平成16年)	・ ホームページ上でのご契約照会を開始(お客様の利便性向上を実現) ・ 全パソコンの最新機種入替えを行い事務処理効率を向上 ・ 個人情報保護対策として情報セキュリティレベルの一層の向上
2006年(平成18年)	・ 基幹システム「SCRUM」「ミレニアム」のリニューアルを行い事務効率の向上及びセキュリティの向上を実現

このように当社では、常にシステムを取り巻く環境の変化に即応し、新技術によるサービスの向上と経営の効率化に取り組んでおり、今後も引き続きお客様サービスを高めるべく一層の努力をしております。

10 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況

生命保険事業は社会性・公共性の高い事業であることから、社会の発展に寄与するための社会貢献活動は重要なものであると考えています。当社では、(社)生命保険協会及び全国にある地方生命保険協会を通じて、要介護老人支援策、募金・献血活動等さまざまな社会貢献活動に取り組んでいます。

直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
経 常 収 益	193,903	213,300	239,219	270,355	281,304
経 常 利 益	1,963	2,500	2,465	4,388	14,674
基 礎 利 益	3,399	3,275	3,220	5,861	18,361
当 期 純 利 益	9	9	9	1,418	7,722
資 本 金	7,250	7,250	7,250	7,250	17,250
発 行 済 株 式 の 総 数	7,250千株	7,250千株	7,250千株	7,250千株	27,250千株
総 資 産	511,987	596,887	698,593	814,238	949,933
うち特別勘定資産	7,305	9,907	11,684	14,826	16,482
責 任 準 備 金 残 高	483,034	567,319	664,989	778,301	879,690
貸 付 金 残 高	5,209	6,507	8,119	9,639	11,449
有 価 証 券 残 高	465,079	548,633	644,126	749,814	884,443
ソルベンシー・マージン比率	1,206.0%	1,486.1%	1,659.9%	1,618.1%	2,136.1%
従 業 員 数	796名	836名	844名	916名	1,063名
保 有 契 約 高	7,241,913	8,238,310	9,025,636	9,950,408	10,463,555
団体年金保険保有契約高	-	-	-	-	-

(注1)保有契約高とは、個人保険、個人年金保険、団体保険の各保有契約高の合計です。

なお、個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

(注2)従業員数は在籍者数を記載しています。

・ 財産の状況

1 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度	平成17年度末 (平成18年3月31日現在)		平成18年度末 (平成19年3月31日現在)	
		金額	占率	金額	占率
(資産の部)			%		%
現金及び預貯金		26,149	3.2	21,301	2.2
現金		30		13	
預貯金		26,119		21,287	
有価証券		749,814	92.1	884,443	93.1
国債		263,398		370,047	
地方債		83,437		84,256	
社債		259,595		302,960	
株式		5,543		6,023	
外国証券		137,838		121,156	
貸付金		9,639	1.2	11,449	1.2
保険約款貸付		9,639		11,449	
不動産及び動産		294	0.0	-	-
建物		241		-	
動産		52		-	
有形固定資産		-	-	338	0.0
建物		-		292	
その他の有形固定資産		-		46	
無形固定資産		-	-	52	0.0
その他の無形固定資産		-		52	
代理店貸		136	0.0	382	0.0
再保険貸		1,686	0.2	1,703	0.2
その他の資産		19,073	2.3	20,689	2.2
未収金		14,863		15,841	
未払費用		228		320	
未収収益		2,639		3,001	
預託金		1,125		1,261	
金融派生商品		-		51	
仮払金		121		166	
その他の資産		94		47	
繰延税金資産		7,591	0.9	9,727	1.0
貸倒引当金		△ 146	△ 0.0	△ 155	△ 0.0
資産の部合計		814,238	100.0	949,933	100.0

. 財産の状況

(単位：百万円)

科目	年度	平成17年度末 (平成18年3月31日現在)		平成18年度末 (平成19年3月31日現在)	
		金額	占率	金額	占率
(負債の部)					
保険契約準備金		792,124	97.3	897,762	94.5
支払準備金		11,067		15,273	
責任準備金		778,301		879,690	
契約者配当準備金		2,755		2,798	
代理店借		3,753	0.5	2,721	0.3
再保険借		1,120	0.1	1,333	0.1
その他負債		9,173	1.1	12,070	1.3
未払法人税等		2,658		5,115	
未払金		53		95	
未払費用		4,115		5,298	
預り金		55		50	
仮受金		2,290		1,510	
退職給付引当金		418	0.1	260	0.0
役員退職慰労引当金		-	-	7	0.0
特別法上の準備金		46	0.0	90	0.0
価格変動準備金		46		90	
負債の部合計		806,638	99.1	914,246	96.2
(資本の部)					
資本金		7,250	0.9	-	-
利益剰余金		1,800	0.2	-	-
任意積立金		325		-	
保険業法施行規則附則 第10条積立金		325		-	
当期末処分利益 (当期純利益)		1,474 (1,418)		-	
株式等評価差額金		△1,449	△0.2	-	-
資本の部合計		7,600	0.9	-	-
負債及び資本の部合計		814,238	100.0	-	-
(純資産の部)					
資本金		-	-	17,250	1.8
資本剰余金		-	-	10,000	1.1
資本準備金		-	-	10,000	
利益剰余金		-	-	9,522	1.0
その他利益剰余金		-	-	9,522	
保険業法施行規則附則 第10条積立金		-	-	325	
繰越利益剰余金		-	-	9,197	
株主資本合計		-	-	36,772	3.9
その他有価証券評価差額金		-	-	△1,085	△0.1
評価・換算差額等合計		-	-	△1,085	△0.1
純資産の部合計		-	-	35,686	3.8
負債及び純資産の部合計		-	-	949,933	100.0

注記事項(貸借対照表関係)

平成17年度 (平成18年3月31日現在)	平成18年度 (平成19年3月31日現在)
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のないものについては、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっています。その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しています。</p> <p>なお、当期に新たに設けた責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は79,954百万円、時価は78,898百万円となっています。また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりです。</p> <p>資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために「一般勘定の無配当商品区分で残存年数20年以内の保険契約」を小区分として設定し、この小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針をとっています。</p> <p>2. 不動産及び動産の減価償却の方法 不動産及び動産の減価償却の方法は定率法により行っています。</p> <p>3. 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 外貨建資産・負債は決算日の為替相場により円換算しています。</p> <p>4. 引当金の計上方法 (1)貸倒引当金 貸倒引当金は、当社の定める「資産査定取扱規程」にのっとり、個別資産ごとに回収可能性または価値の毀損状態を査定し、回収可能性に重大な懸念があると判断した金額または重大な価値の毀損が生じていると判断した金額を計上しています。また、上記以外については過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しています。すべての債権は、「資産査定取扱規程」にのっとり、管轄部署が1次資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク管理部が2次資産査定を行い、監査部が査定結果を監査しています。その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p> <p>(2)退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当期末において発生したと認められる額を計上しています。また、当期より、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第3号 平成17年3月16日)及び「『退職給付に係る会計基準』の一部改正に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第7号 平成17年3月16日)を適用しています。なお、これによる当期の損益に与える影響はありません。</p> <p>(3)価格変動準備金 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しています。</p> <p>5. 貸借対照表に計上した動産の他、リース契約により使用している重要な動産として電子計算機等があります。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については、移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価のないものについては、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっています。その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。</p> <p>なお、責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額は155,945百万円、時価は156,226百万円となっています。また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりです。</p> <p>資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために「一般勘定の無配当商品区分で残存年数20年以内の保険契約」を小区分として設定し、この小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針をとっています。</p> <p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は時価法によっています。</p> <p>3. 有形固定資産の減価償却の方法 有形固定資産の減価償却の方法は定率法により行っています。</p> <p>4. 株式交付費の償却の方法 支出時に全額費用処理しています。</p> <p>5. 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 外貨建資産・負債は3月末日の為替相場により円換算しています。</p> <p>6. 引当金の計上方法 (1)貸倒引当金 同左</p> <p>(2)退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会)に基づき、当年度末において発生したと認められる額を計上しています。</p> <p>(3)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当年度末要支給額を計上しています。</p> <p>7. 価格変動準備金の計上方法 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しています。</p> <p>8. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。</p>

財産の状況

注記事項(貸借対照表関係)

平成17年度 (平成18年3月31日現在)	平成18年度 (平成19年3月31日現在)
<p>6. 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。</p> <p>7. 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については保険業法施行規則第69条第4項第4号の規定に基づいて5年チルメル式または平準純保険料式により計算しています。なお、上記の方法により計算された金額の他、54,143百万円を計上しています。この結果、保険業法上の標準責任準備金の対象契約に係る積立率は、当期末100.0%となっています。</p> <p>8. 固定資産の減損に係る会計基準 当期より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しています。なお、これによる当期の損益に与える影響はありません。</p> <p>9. 貸付金のうち、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号口による延滞債権は44百万円であり、破綻先債権、3か月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の額はありません。なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金に該当しないものです。</p> <p>10. 不動産及び動産の減価償却累計額は247百万円です。</p> <p>11. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、14,826百万円です。なお、負債の額も同額です。</p> <p>12. 繰延税金資産の総額は7,591百万円です。 繰延税金資産のうち、評価性引当金として控除した金額は69百万円です。繰延税金資産発生の主原因別内訳は、保険契約準備金</p>	<p>9. 消費税等の会計処理方法 同左</p> <p>10. 責任準備金の積立方法 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については、次の方式により計算しています。 ・標準責任準備金の対象契約については金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号) ・標準責任準備金の対象とならない契約については平準純保険料式</p> <p>11. 当年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しています。 なお、従来の「資本の部」の合計に相当する金額は35,686百万円です。</p> <p>12. 役員退職慰労金の会計上の処理については、「役員賞与に関する会計基準」(平成17年11月29日 企業会計基準第4号)により役員賞与が引当金計上を含め費用処理されることとなったことをはじめ、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金または準備金に関する監査上の取扱い」(平成19年4月13日 監査第一委員会報告第42号)の公表が契機となり、支出時に費用計上する方法から引当金を計上する方法に変更しています。 この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、経常利益は4百万円、税引前当期純利益は7百万円それぞれ減少しています。</p> <p>13. 保険業法施行規則の改正及び会社計算規則の施行により、以下のとおり表示方法を変更しています。 (1)前年度において区分掲記していた「不動産及び動産」は当年度からは「有形固定資産」として表示しています。 (2)前年度において「その他資産」に含めていた「無形固定資産」は、当年度からは「無形固定資産」として区分掲記しています。なお、前年度において「その他資産」に含めていた「無形固定資産」は52百万円です。 (3)前年度において「価格変動準備金」として掲記していたものは当年度から「特別法上の準備金」の内訳として表示しています。 (4)前年度において区分掲記していた「株式等評価差額金」は、当年度からは「其他有価証券評価差額金」として表示しています。</p> <p>14. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権の合計額は14百万円であり、その内訳は次のとおりです。 (1)延滞債権は6百万円です。 なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金に該当しないものです。 (2)3か月以上延滞債権は7百万円です。 なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3か月以上延滞している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。</p> <p>15. 有形固定資産の減価償却累計額は294百万円です。</p> <p>16. 保険業法第118条に規定する特別勘定の資産の額は、16,482百万円です。なお、負債の額も同額です。</p> <p>17. 関係会社に対する金銭債権の総額は234百万円、金銭債務の総額は1,394百万円です。</p> <p>18. 繰延税金資産の総額は9,819百万円です。繰延税金資産のうち、評価性引当金として控除した金額は91百万円です。 繰延税金資産の発生の主原因別内訳は、保険契約準備金</p>

注記事項(貸借対照表関係)

平成17年度 (平成18年3月31日現在)	平成18年度 (平成19年3月31日現在)																																																														
<p>損金算入限度超過額 4,370 百万円、無形固定資産の損金算入限度超過額 1,319 百万円、収入保険料期間帰属関係 447 百万円、未払費用 195 百万円、事業税 162 百万円、その他有価証券の評価差額に係る税効果相当額 822 百万円等です。</p> <p>当期における法定実効税率は 36.21% であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、交際費等永久に損金に算入されない項目 7.0%、IT投資促進税制による減税額 7.7%、評価性引当額 1.7%、住民税均等割 2.0%、過年度法人税等 6.8% です。</p>	<p>算入限度超過額 6,412 百万円、無形固定資産の損金算入限度超過額 1,721 百万円、収入保険料期間帰属関係 328 百万円、未払費用 241 百万円、事業税 155 百万円、その他有価証券の評価差額に係る税効果相当額 616 百万円等です。</p> <p>当年度における法定実効税率は 36.21% であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、交際費等永久に損金に算入されない項目 1.1%、評価性引当額 0.2%、住民税均等割 0.4%、過年度法人税等 0.4% です。</p>																																																														
<p>13. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>前年度末現在高</td> <td style="text-align: right;">2,561 百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度契約者配当金支払額</td> <td style="text-align: right;">1,973 百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td style="text-align: right;">0 百万円</td> </tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td> <td style="text-align: right;">2,167 百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度末現在高</td> <td style="text-align: right;">2,755 百万円</td> </tr> </table>	前年度末現在高	2,561 百万円	当年度契約者配当金支払額	1,973 百万円	利息による増加等	0 百万円	契約者配当準備金繰入額	2,167 百万円	当年度末現在高	2,755 百万円	<p>19. 貸借対照表に計上したその他の有形固定資産の他、リース契約により使用している重要な有形固定資産として電子計算機等があります。</p> <p>20. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>前年度末現在高</td> <td style="text-align: right;">2,755 百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度契約者配当金支払額</td> <td style="text-align: right;">2,147 百万円</td> </tr> <tr> <td>利息による増加等</td> <td style="text-align: right;">0 百万円</td> </tr> <tr> <td>契約者配当準備金繰入額</td> <td style="text-align: right;">2,189 百万円</td> </tr> <tr> <td>当年度末現在高</td> <td style="text-align: right;">2,798 百万円</td> </tr> </table>	前年度末現在高	2,755 百万円	当年度契約者配当金支払額	2,147 百万円	利息による増加等	0 百万円	契約者配当準備金繰入額	2,189 百万円	当年度末現在高	2,798 百万円																																										
前年度末現在高	2,561 百万円																																																														
当年度契約者配当金支払額	1,973 百万円																																																														
利息による増加等	0 百万円																																																														
契約者配当準備金繰入額	2,167 百万円																																																														
当年度末現在高	2,755 百万円																																																														
前年度末現在高	2,755 百万円																																																														
当年度契約者配当金支払額	2,147 百万円																																																														
利息による増加等	0 百万円																																																														
契約者配当準備金繰入額	2,189 百万円																																																														
当年度末現在高	2,798 百万円																																																														
<p>14. 担保に供されている資産は、国債 1,356 百万円 です。</p> <p>15. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同令第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は 369 百万円、同令第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は 1,784 百万円です。</p> <p>16. 外貨建資産の額は 3,010 百万円 です(主な外貨額 13 百万米ドル、4 百万ユーロ)。外貨建負債の額は 2 百万円 です(主な外貨額 0 百万米ドル)。</p> <p>17. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 177 百万円です。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しています。</p> <p>18. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 2,394 百万円です。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しています。</p>	<p>21. 担保に供されている資産は、国債 1,385 百万円 です。</p> <p>22. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は 237 百万円、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は 2,134 百万円です。</p> <p>23. 1株当たりの純資産額は 1,309 円 61 銭です。</p> <p>24. 外貨建資産の額は 3,941 百万円 です(主な外貨額 16 百万米ドル、6 百万ユーロ)。外貨建負債の額は 0 百万円 です(主な外貨額 0 百万米ドル)。</p> <p>25. 金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 70 百万円です。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しています。</p> <p>26. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 2,822 百万円です。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しています。</p>																																																														
<p>19. 退職給付債務に関する事項は次のとおりです。</p> <p>(1)退職給付債務及びその内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>イ 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">2,738 百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ 年金資産</td> <td style="text-align: right;">2,769 百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ 未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">31 百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ 未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">405 百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ 未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">44 百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ 貸借対照表計上額純額</td> <td style="text-align: right;">418 百万円</td> </tr> <tr> <td>ト 前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>チ 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">418 百万円</td> </tr> </table> <p>(2)退職給付債務等の計算基礎</p> <table border="0"> <tr> <td>イ 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>ロ 割引率</td> <td style="text-align: right;">2.0%</td> </tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益率</td> <td style="text-align: right;">1.0%</td> </tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の処理方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(9年)による定額法により按分した額を発生時の翌年度から費用処理</td> </tr> <tr> <td>ホ 過去勤務債務の額の処理方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(5年)による定額法により費用処理</td> </tr> </table>	イ 退職給付債務	2,738 百万円	ロ 年金資産	2,769 百万円	ハ 未積立退職給付債務	31 百万円	ニ 未認識数理計算上の差異	405 百万円	ホ 未認識過去勤務債務	44 百万円	ヘ 貸借対照表計上額純額	418 百万円	ト 前払年金費用	- 百万円	チ 退職給付引当金	418 百万円	イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	ロ 割引率	2.0%	ハ 期待運用収益率	1.0%	ニ 数理計算上の差異の処理方法		発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(9年)による定額法により按分した額を発生時の翌年度から費用処理		ホ 過去勤務債務の額の処理方法		発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(5年)による定額法により費用処理		<p>27. 退職給付債務に関する事項は次のとおりです。</p> <p>(1)退職給付債務及びその内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>イ 退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">2,936 百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ 年金資産</td> <td style="text-align: right;">2,990 百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ 未積立退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">53 百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ 未認識数理計算上の差異</td> <td style="text-align: right;">290 百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ 未認識過去勤務債務</td> <td style="text-align: right;">23 百万円</td> </tr> <tr> <td>ヘ 貸借対照表計上額純額</td> <td style="text-align: right;">260 百万円</td> </tr> <tr> <td>ト 前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">- 百万円</td> </tr> <tr> <td>チ 退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">260 百万円</td> </tr> </table> <p>(2)退職給付債務等の計算基礎</p> <table border="0"> <tr> <td>イ 退職給付見込額の期間配分方法</td> <td style="text-align: right;">期間定額基準</td> </tr> <tr> <td>ロ 割引率</td> <td style="text-align: right;">2.0%</td> </tr> <tr> <td>ハ 期待運用収益率</td> <td style="text-align: right;">4.5%</td> </tr> <tr> <td>ニ 数理計算上の差異の処理方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(9年)による定額法により按分した額を発生時の翌年度から費用処理</td> </tr> <tr> <td>ホ 過去勤務債務の額の処理方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(5年)による定額法により費用処理</td> </tr> <tr> <td colspan="2">なお、平成19年4月に従来の適格退職年金制度から確定拠出年金制度及び退職一時金制度へ移行しています。</td> </tr> </table>	イ 退職給付債務	2,936 百万円	ロ 年金資産	2,990 百万円	ハ 未積立退職給付債務	53 百万円	ニ 未認識数理計算上の差異	290 百万円	ホ 未認識過去勤務債務	23 百万円	ヘ 貸借対照表計上額純額	260 百万円	ト 前払年金費用	- 百万円	チ 退職給付引当金	260 百万円	イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	ロ 割引率	2.0%	ハ 期待運用収益率	4.5%	ニ 数理計算上の差異の処理方法		発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(9年)による定額法により按分した額を発生時の翌年度から費用処理		ホ 過去勤務債務の額の処理方法		発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(5年)による定額法により費用処理		なお、平成19年4月に従来の適格退職年金制度から確定拠出年金制度及び退職一時金制度へ移行しています。	
イ 退職給付債務	2,738 百万円																																																														
ロ 年金資産	2,769 百万円																																																														
ハ 未積立退職給付債務	31 百万円																																																														
ニ 未認識数理計算上の差異	405 百万円																																																														
ホ 未認識過去勤務債務	44 百万円																																																														
ヘ 貸借対照表計上額純額	418 百万円																																																														
ト 前払年金費用	- 百万円																																																														
チ 退職給付引当金	418 百万円																																																														
イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																														
ロ 割引率	2.0%																																																														
ハ 期待運用収益率	1.0%																																																														
ニ 数理計算上の差異の処理方法																																																															
発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(9年)による定額法により按分した額を発生時の翌年度から費用処理																																																															
ホ 過去勤務債務の額の処理方法																																																															
発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(5年)による定額法により費用処理																																																															
イ 退職給付債務	2,936 百万円																																																														
ロ 年金資産	2,990 百万円																																																														
ハ 未積立退職給付債務	53 百万円																																																														
ニ 未認識数理計算上の差異	290 百万円																																																														
ホ 未認識過去勤務債務	23 百万円																																																														
ヘ 貸借対照表計上額純額	260 百万円																																																														
ト 前払年金費用	- 百万円																																																														
チ 退職給付引当金	260 百万円																																																														
イ 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準																																																														
ロ 割引率	2.0%																																																														
ハ 期待運用収益率	4.5%																																																														
ニ 数理計算上の差異の処理方法																																																															
発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(9年)による定額法により按分した額を発生時の翌年度から費用処理																																																															
ホ 過去勤務債務の額の処理方法																																																															
発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(5年)による定額法により費用処理																																																															
なお、平成19年4月に従来の適格退職年金制度から確定拠出年金制度及び退職一時金制度へ移行しています。																																																															
<p>20. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。</p>	<p>28. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。</p>																																																														

・財産の状況

2 損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	平成17年度 (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)		平成18年度 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)	
		金額	占率	金額	占率
		経常収益	270,355	100.0%	281,304
保険料等収入	255,487	94.5	265,389	94.3	
保険料収入	252,285		262,368		
再保険収入	3,201		3,021		
資産運用収益	14,734	5.5	15,577	5.5	
利息及び配当金等収入	12,393		14,639		
預貯金利息	0		-		
有価証券利息・配当金	12,085		14,270		
貸付金利息	308		368		
その他利息配当金	-		0		
為替差益	-		0		
その他運用収益	-		3		
特別勘定資産運用益	2,340		935		
その他経常収益	133	0.0	337	0.1	
年金特約取扱受入金	39		112		
保険金据置受入金	67		53		
退職給付引当金戻入額	11		157		
その他の経常収益	14		13		
経常費用	265,967	98.4	266,630	94.8	
保険金等支払金	98,281	36.4	111,052	39.5	
保険金	19,427		19,788		
年金	660		626		
給付金	19,061		17,532		
解約返戻金	53,395		67,101		
その他返戻金	2,007		1,536		
再保険料	3,729		4,466		
責任準備金等繰入額	114,615	42.4	105,594	37.5	
支払準備金繰入額	1,304		4,205		
責任準備金繰入額	113,311		101,389		
契約者配当金積立利息繰入額	0		0		
資産運用費用	70	0.0	416	0.1	
支払利息	9		30		
有価証券売却損	-		290		
金融派生商品費用	-		13		
為替差損	0		-		
貸倒引当金繰入額	11		14		
その他運用費用	49		67		
事業費用	50,620	18.7	48,506	17.2	
その他経常費用	2,379	0.9	1,060	0.4	
保険金据置支払金	6		5		
税	893		978		
減価償却費	1,465		66		
その他の経常費用	15		9		
経常利益	4,388	1.6	14,674	5.2	

(単位：百万円)

科目	年度	平成17年度 (平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)		平成18年度 (平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)	
		金額	占率	金額	占率
特 別 損 失		40	0.0%	70	0.0%
固定資産等処分損		14		24	
特別法上の準備金繰入額		25		43	
価格変動準備金		25		43	
その他特別損失		-		2	
契約者配当準備金繰入額		2,167	0.8	2,189	0.8
税引前当期純利益		2,180	0.8	12,414	4.4
法人税及び住民税		3,826	1.4	7,034	2.5
法人税等調整額		△3,063	△ 1.1	△ 2,343	△ 0.8
当期純利益		1,418	0.5	7,722	2.7
前期繰越利益		56		-	
当期末処分利益		1,474		-	

財産の状況

注記事項(損益計算書関係)

平成17年度 (平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)	平成18年度 (平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)																																																				
<p>1. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は260百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は290百万円です。</p> <p>2. 1株当たりの当期純利益の金額は、195円60銭です。</p> <p>3. 退職給付費用の総額は、243百万円です。 なお、その内訳は以下のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">イ</td> <td style="width: 45%;">勤務費用</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">224百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">48百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">21百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">11百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">20百万円</td> </tr> </table> <p>4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。</p>	イ	勤務費用	224百万円	ロ	利息費用	48百万円	ハ	期待運用収益	21百万円	ニ	数理計算上の差異の費用処理額	11百万円	ホ	過去勤務債務の費用処理額	20百万円	<p>1. 保険業法施行規則の改正及び会社計算規則の施行により、以下のとおり表示方法を変更しています。 (1)前年度において区分掲記していた「不動産動産等処分益(損)」は、当年度から「固定資産等処分益(損)」として表示しています。 (2)前年度において「価格変動準備金繰入額」と掲記されていたものは当年度から「特別法上の準備金繰入額」を表示し、その内訳に「価格変動準備金」として表示しています。 (3)当年度から損益計算書の末尾を当期純利益としています。</p> <p>2. 関係会社との取引による収益の総額は 23百万円、費用の総額は 4,566百万円です。</p> <p>3. 有価証券売却損は外国証券 290百万円です。</p> <p>4. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は 131百万円、責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額の金額は 350百万円です。</p> <p>5. 金融派生商品費用は、全額評価損であり、その金額は 13百万円です。</p> <p>6. その他特別損失は役員退職慰労引当金に関する過年度対応額 2百万円です。</p> <p>7. 1株当たりの当期純利益の金額は、857円70銭です。</p> <p>8. 退職給付費用の総額は、119百万円です。 なお、その内訳は以下のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">イ</td> <td style="width: 45%;">勤務費用</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">236百万円</td> </tr> <tr> <td>ロ</td> <td>利息費用</td> <td style="text-align: right;">53百万円</td> </tr> <tr> <td>ハ</td> <td>期待運用収益</td> <td style="text-align: right;">124百万円</td> </tr> <tr> <td>ニ</td> <td>数理計算上の差異の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">25百万円</td> </tr> <tr> <td>ホ</td> <td>過去勤務債務の費用処理額</td> <td style="text-align: right;">20百万円</td> </tr> </table> <p>なお、平成19年4月に従来の適格退職年金制度から確定拠出年金制度及び退職一時金制度へ移行したことに伴い、翌年度に退職給付引当金取崩益 約2億円を計上する見込みです。</p> <p>9. 関連当事者との取引 (1)親会社及び法人主要株主等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>属性</th> <th>会社等の名称</th> <th>住所</th> <th>資本金 (百万円)</th> <th>事業の内容</th> <th>議決権等の 被所有割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>親会社</td> <td>株式会社 損害保険ジャパン</td> <td>東京都新宿区 西新宿1丁目 26番1号</td> <td style="text-align: center;">70,000</td> <td>損害 保険業</td> <td style="text-align: center;">100.0</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>関連当事者との 関係</th> <th>取引の内容</th> <th>取引金額 (百万円)</th> <th>科目</th> <th>期末残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生命保険業務の 代理・事務代行 委託契約</td> <td>生命保険業務の 代理・事務代行 委託契約料</td> <td style="text-align: center;">4,742</td> <td>未払費用</td> <td style="text-align: center;">1,372</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)上記金額のうち取引金額には消費税等を含んでいます。</p> <p>(2)子会社等 該当ありません。</p> <p>(3)兄弟会社等 記載すべき取引はありません。</p> <p>(4)役員及び個人主要株主等 記載すべき取引はありません。</p> <p>10 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。</p>	イ	勤務費用	236百万円	ロ	利息費用	53百万円	ハ	期待運用収益	124百万円	ニ	数理計算上の差異の費用処理額	25百万円	ホ	過去勤務債務の費用処理額	20百万円	属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 被所有割合 (%)	親会社	株式会社 損害保険ジャパン	東京都新宿区 西新宿1丁目 26番1号	70,000	損害 保険業	100.0	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)	生命保険業務の 代理・事務代行 委託契約	生命保険業務の 代理・事務代行 委託契約料	4,742	未払費用	1,372
イ	勤務費用	224百万円																																																			
ロ	利息費用	48百万円																																																			
ハ	期待運用収益	21百万円																																																			
ニ	数理計算上の差異の費用処理額	11百万円																																																			
ホ	過去勤務債務の費用処理額	20百万円																																																			
イ	勤務費用	236百万円																																																			
ロ	利息費用	53百万円																																																			
ハ	期待運用収益	124百万円																																																			
ニ	数理計算上の差異の費用処理額	25百万円																																																			
ホ	過去勤務債務の費用処理額	20百万円																																																			
属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 被所有割合 (%)																																																
親会社	株式会社 損害保険ジャパン	東京都新宿区 西新宿1丁目 26番1号	70,000	損害 保険業	100.0																																																
関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)																																																	
生命保険業務の 代理・事務代行 委託契約	生命保険業務の 代理・事務代行 委託契約料	4,742	未払費用	1,372																																																	

3 キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
	平成17年度	平成18年度
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	2,180	12,414
減価償却費	1,465	66
支払備金の増加額	1,304	4,205
責任準備金の増加額	113,311	101,389
契約者配当準備金積立利息繰入額	0	0
契約者配当準備金繰入額	2,167	2,189
貸倒引当金の増加額	107	8
退職給付引当金の増加額	11	157
価格変動準備金の増加額	25	43
利息及び配当金等収入	12,393	14,639
有価証券関係損益	2,339	617
支払利息	9	30
為替差損益	1	13
有形固定資産関係損益	14	24
代理店貸の増加額	2	246
再保険貸の増加額	81	17
その他資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額	1,757	1,255
代理店借の増加額	432	1,032
再保険借の増加額	136	212
その他負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増加額	266	387
小 計	103,758	102,993
利息及び配当金等の受取額	12,719	14,714
利息の支払額	9	30
契約者配当金の支払額	1,973	2,147
法人税等の支払額	2,906	4,578
営業活動によるキャッシュ・フロー	111,588	110,951
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	152,621	180,039
有価証券の売却・償還による収入	46,502	46,174
貸付けによる支出	6,819	8,247
貸付金の回収による収入	5,299	6,437
その他		4
小 計	107,639	135,679
(+)	(3,949)	(24,727)
有形固定資産の取得による支出	97	134
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 107,736	△ 135,813
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入		20,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	20,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	13
現金及び現金同等物の増加額	3,853	△ 4,848
現金及び現金同等物期首残高	22,296	26,149
現金及び現金同等物期末残高	26,149	21,301

(注) 現金及び現金同等物の範囲
 キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物には、手許現金、要求払預金及び取得日から3か月以内に満期の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ価格の変動について僅少なりリスクしか負わない短期投資を計上しています。

・財産の状況

4 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

平成18年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)							
	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
				保険業法 施行規則 附則第10 条積立金	繰越 利益 剰余金		
前事業年度末残高	7,250	-	-	325	1,474	1,800	9,050
当事業年度変動額							
新株の発行	10,000	10,000	10,000	-	-	-	20,000
当期純利益	-	-	-	-	7,722	7,722	7,722
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当事業年度変動額合計	10,000	10,000	10,000	-	7,722	7,722	27,722
当事業年度末残高	17,250	10,000	10,000	325	9,197	9,522	36,772

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
前事業年度末残高	1,449	1,449	7,600
当事業年度変動額			
新株の発行	-	-	20,000
当期純利益	-	-	7,722
株主資本以外の項目の 当事業年度変動額(純額)	364	364	364
当事業年度変動額合計	364	364	28,086
当事業年度末残高	1,085	1,085	35,686

注記事項(株主資本等変動計算書関係)

平成18年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)				
1. 発行済株式の種類及び総数ならびに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)				
	前年度末 株式数	当年度 増加株式数	当年度 減少株式数	当年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	7,250	20,000	-	27,250
合計	7,250	20,000	-	27,250
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加は株式の発行によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当する事項はありません。

3. 配当金支払額
該当する事項はありません。

5 債務者区分による債権の状況

(単位：百万円)

区 分	平成17年度末	平成18年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	44	7
危険債権	-	-
要管理債権	-	7
小計	44	14
(対合計比)	(0.5%)	(0.1%)
正常債権	9,725	11,590
合計	9,770	11,605

- (注) 1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権です。
- 3.要管理債権とは、3か月以上延滞貸付金及び条件緩和貸付金です。なお、3か月以上延滞貸付金とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸付金(注1及び2に掲げる債権を除く。)条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸付金(注1及び2に掲げる債権ならびに3か月以上延滞貸付金を除く。)です。
- 4.正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

6 リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	平成17年度末	平成18年度末
破綻先債権額	-	-
延滞債権額	44	6
3か月以上延滞債権額	-	7
貸付条件緩和債権額	-	-
合計 + + +	44	14
(貸付残高に対する比率)	(0.5%)	(0.1%)

- (注) 1.破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取り立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(未収利息不計上貸付金)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、会社法等による手続き申し立てにより法的倒産となった債務者、または手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、あるいは、海外の法律により上記に準ずる法律上の手続き申し立てがあった債務者に対する貸付金です。
- 2.延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の貸付金です。
- 3.3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延しているもので、破綻先債権、延滞債権に該当しない貸付金です。
- 4.貸付条件緩和債権とは債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しない貸付金です。

・財産の状況

7 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

8 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円)

項 目	平成17年度末	平成18年度末
ソルベンシー・マージン総額 (A)	93,565	128,336
純資産の部合計	9,050	36,772
価格変動準備金	46	90
危険準備金	8,447	11,820
一般貸倒引当金	60	65
その他有価証券の評価差額×90%(マイナスの場合100%)	2,272	1,701
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
控除項目	-	-
そ の 他	78,232	81,289
リスクの合計額 $\sqrt{R_1^2 + (R_2 + R_3 + R_7)^2 + R_4}$ (B)	11,564	12,015
保険リスク相当額 R ₁	8,217	8,283
予定利率リスク相当額 R ₂	3,242	3,168
資産運用リスク相当額 R ₃	4,201	4,817
経営管理リスク相当額 R ₄	317	330
最低保証リスク相当額 R ₇	234	255
ソルベンシー・マージン比率 $\frac{(A)}{(1/2) \times (B)} \times 100$	1,618.1%	2,136.1%

- (注) 1.上記は、保険業法施行規則第86条、第87条、第161条、第162条及び第190条、平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。
 2.保険業法施行規則の改正により、平成18年度末からソルベンシー・マージン総額の算出基準が一部変更されております(平成17年度末については、従来の基準による数値を記載しております)。
 3.平成17年度末の「純資産の部合計」には、同年度末「資本の部合計」の金額を記載しております。
 4.平成18年度末における「純資産の部合計」と貸借対照表の「純資産の部合計」の差額は、その他有価証券の評価差額金1,085百万円(平成17年度末は1,449百万円)によるものです。
 5.最低保証リスク相当額の算出に際しては、標準的方式を用いております。

(参考)実質資産負債差額

(単位：百万円)

項 目	平成17年度末	平成18年度末
資産の部に計上されるべき金額の合計額(1)	812,359	954,070
負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額(2)	721,895	827,463
実質資産負債差額(1)-(2)	90,463	126,606

- (注) 上記は、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条及び平成11年金融監督庁・大蔵省告示第2号に基づいて算出しています。
 なお、実質資産負債差額から満期保有目的の債券・責任準備金対応債券に係る時価評価額と帳簿価額の差額を控除した額は、平成18年度末121,848百万円(平成17年度末91,518百万円)です。

9 有価証券等の時価情報(会社計)

(1) 有価証券の時価情報

売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区 分	平成17年度末		平成18年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評 価 損 益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評 価 損 益
売買目的有価証券	13,418	1,625	14,845	546

有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの)

(単位：百万円)

区 分	平成17年度末					平成18年度末				
	帳簿額	時価	差 損 益			帳簿額	時価	差 損 益		
			うち差益	うち差損				うち差益	うち差損	
満期保有目的の債券	611,924	611,924	0	8,085	8,084	652,648	657,126	4,477	8,472	3,995
責任準備金対応債券	79,954	78,898	1,055	44	1,100	155,945	156,226	280	1,045	764
子会社・関連会社株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他有価証券	46,788	44,516	2,272	4	2,276	62,704	61,002	1,701	15	1,717
公 社 債	42,738	40,762	1,976	2	1,978	62,654	60,950	1,704	13	1,717
株 式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外 国 証 券	4,049	3,754	295	2	298	49	52	2	2	-
公 社 債	4,049	3,754	295	2	298	49	52	2	2	-
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	738,667	735,340	3,327	8,135	11,462	871,298	874,355	3,057	9,533	6,476
公 社 債	603,563	597,520	6,042	4,673	10,715	754,092	753,708	384	6,045	6,429
株 式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外 国 証 券	135,103	137,819	2,715	3,461	746	117,205	120,646	3,441	3,488	47
公 社 債	135,103	137,819	2,715	3,461	746	117,205	120,646	3,441	3,488	47
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・財産の状況

・時価のない有価証券の帳簿価額は次のとおりです。 (単位：百万円)

区 分	平成17年度末	平成18年度末
合 計	0	0

(2) 金銭の信託の時価情報
該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報

定性的情報

1. 取引の内容

当社が利用しているデリバティブ取引はクレジット・デフォルト・スワップ取引のみです。

2. 利用目的・取組方針

資産運用にあたり、当社が保有する債券の発行体が、倒産等により契約不履行になるデフォルトリスクをヘッジするためクレジット・デフォルト・スワップ取引を活用しています。

3. リスクの内容

クレジット・デフォルト・スワップ取引には、対象資産の信用リスク及び取引相手の信用リスクがあります。

上記のとおり、当社ではクレジット・デフォルト・スワップ取引を保有する債券のデフォルトリスクのヘッジのためのみ行っており、対象資産の信用リスクはありません。

また、取引相手の信用リスクについては、信用度の高い金融機関に限定して取引を行い回避しています。

4. リスク管理体制

当社では、資産運用全般に関する規程、デリバティブ取引に関する規程、リスク管理規程等を定め、これらの規程に基づいてデリバティブ取引を実施し、管理しています。

また、リスク管理部門より、デリバティブ取引も含めたリスク状況を定期的に経営陣に報告しています。

定量的情報

1. 差損益の内訳（ヘッジ会計適用分・非適用分の内訳）

(単位：百万円)

区 分	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計
ヘッジ会計適用分	-	-	-	-	-	-
ヘッジ会計非適用分	-	-	-	-	13	13
合 計	-	-	-	-	13	13

(注) ヘッジ会計非適用分の差損益は損益計算書に計上されています。

2. 金利関連
該当ありません。

3. 通貨関連
該当ありません。

4. 株式関連
該当ありません。

5. 債券関連
該当ありません。

6. その他

(単位：百万円)

区分	種類	平成17年度末			平成18年度末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
			うち1年超				うち1年超		
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ								
	プロテクション売	-	-	-	-	-	-	-	
	プロテクション買	-	-	-	6,000	4,000	51	13	
	合計							13	

・財産の状況

10 経常利益等の明細(基礎利益)

(単位：百万円)

	平成17年度	平成18年度
基礎利益 A	5,861	18,361
キャピタル収益	-	0
金銭の信託運用益	-	-
売買目的有価証券運用益	-	-
有価証券売却益	-	-
金融派生商品収益	-	-
為替差益	-	0
その他キャピタル収益	-	-
キャピタル費用	0	303
金銭の信託運用損	-	-
売買目的有価証券運用損	-	-
有価証券売却損	-	290
有価証券評価損	-	-
金融派生商品費用	-	13
為替差損	0	-
その他キャピタル費用	-	-
キャピタル損益 B	0	303
キャピタル損益含み基礎利益 A + B	5,860	18,057
臨時収益	-	-
再保険収入	-	-
危険準備金戻入額	-	-
その他臨時収益	-	-
臨時費用	1,472	3,382
再保険料	-	-
危険準備金繰入額	1,461	3,372
個別貸倒引当金繰入額	10	10
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-
貸付金償却	-	-
その他臨時費用	-	-
臨時損益 C	1,472	3,382
経常利益 A + B + C	4,388	14,674

11 逆ざや額

(単位：億円)

平成17年度	平成18年度
71	65

12 計算書類等についての会社法による会計監査人の監査

当社の計算書類等については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新日本監査法人の監査を受けており、平成19年5月14日付で適正である旨の監査報告書を受領しています。

業務の状況を示す指標等

1 主要な業務の状況を示す指標等

(1) 決算業績の概況

P.43～48をご覧ください。

(2) 保有契約高及び新契約高

保有契約高

(単位：千件、百万円、%)

区分	平成17年度末				平成18年度末			
	件数		金額		件数		金額	
		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比
個人保険	1,527	104.8	7,859,783	114.4	1,497	98.1	8,396,374	106.8
個人年金保険	17	97.3	86,438	98.9	17	96.8	84,574	97.8
団体保険	-	-	2,004,186	96.8	-	-	1,982,606	98.9
団体年金保険	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)個人年金保険については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

新契約高

(単位：千件、百万円)

区分	平成17年度				平成18年度			
	件数	金額			件数	金額		
		新契約	転換による純増加			新契約	転換による純増加	
個人保険	202	1,764,861	1,764,861	-	120	1,380,861	1,380,861	-
個人年金保険	0	3,702	3,702	-	0	2,650	2,650	-
団体保険	-	107,028	107,028	-	-	14,349	14,349	-
団体年金保険	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資です。

(3) 年換算保険料

保有契約

(単位：百万円、%)

区分	平成17年度末		平成18年度末	
		前年度末比		前年度末比
個人保険	209,981	113.2	217,837	103.7
個人年金保険	3,653	98.1	3,632	99.4
合計	213,635	112.9	221,469	103.7
うち医療保障・生前給付保障等	81,287	110.1	71,725	88.2

新契約

(単位：百万円、%)

区分	平成17年度		平成18年度	
		前年度比		前年度比
個人保険	45,501	108.5	38,441	84.5
個人年金保険	166	46.6	123	74.3
合計	45,667	108.0	38,565	84.4
うち医療保障・生前給付保障等	14,413	79.0	4,268	29.6

(注)1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

2. 医療保障給付(入院給付、手術給付等)生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)保険料払込免除給付(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しています。

業務の状況を示す指標等

(4) 保障機能別保有契約高

(単位：百万円)

区 分			保 有 金 額	
			平成17年度末	平成18年度末
死亡保障	普通死亡	個人保険	7,859,783	8,396,374
		個人年金保険	(13,713)	(16,292)
		団体保険	2,004,043	1,982,470
		団体年金保険	-	-
	その他共計	9,863,826	10,378,844	
	災害死亡	個人保険	(3,387,557)	(2,508,551)
		個人年金保険	(99)	(99)
		団体保険	(69,860)	(58,311)
		団体年金保険	(-)	(-)
その他共計	(3,457,517)	(2,566,962)		
その他の条件付死亡	個人保険	(586,649)	(528,520)	
	個人年金保険	(-)	(-)	
	団体保険	(-)	(-)	
	団体年金保険	(-)	(-)	
その他共計	(586,649)	(528,520)		
生存保障	満期・生存給付	個人保険	(215,029)	(210,570)
		個人年金保険	83,159	80,630
		団体保険	2	2
		団体年金保険	-	-
	その他共計	83,161	80,633	
	年金	個人保険	(-)	(-)
		個人年金保険	(10,424)	(10,143)
		団体保険	(18)	(17)
		団体年金保険	(-)	(-)
その他共計	(10,443)	(10,161)		
その他	個人保険	-	-	
	個人年金保険	3,279	3,944	
	団体保険	140	134	
	団体年金保険	-	-	
その他共計	3,420	4,078		
入院保障	災害入院	個人保険	(4,651)	(4,525)
		個人年金保険	(0)	(0)
		団体保険	(119)	(110)
		団体年金保険	(-)	(-)
	その他共計	(4,775)	(4,640)	
	疾病入院	個人保険	(4,378)	(4,374)
		個人年金保険	(0)	(0)
		団体保険	(-)	(-)
		団体年金保険	(-)	(-)
その他共計	(4,383)	(4,379)		
その他の条件付入院	個人保険	(5,156)	(4,874)	
	個人年金保険	(0)	(0)	
	団体保険	(-)	(-)	
	団体年金保険	(-)	(-)	
その他共計	(5,156)	(4,874)		

(注) 1 ()内数値は、主契約の付随保障部分及び特約の保障を表します。ただし、定期特約の普通死亡保障は主要保障部分に計上しました。

2 生存保障の満期・生存給付欄の個人年金保険、団体保険(年金特約)の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資を表します。

3 生存保障の年金欄の金額は、年金年額を表します。

4 生存保障のその他欄の金額は、個人年金保険(年金支払開始後)、団体保険(年金特約年金支払開始後)、団体年金保険の責任準備金を表します。

5 入院保障欄の金額は、入院給付金日額を表します。

6 入院保障の疾病入院のその他共計の金額は、主要保障部分と付随保障部分の合計を表します。

(単位：件)

区 分		保 有 件 数	
		平成17年度末	平成18年度末
障 害 保 障	個 人 保 険	71,007	47,649
	個人年金保険	-	-
	団 体 保 険	61,687	54,341
	団体年金保険	-	-
	その他共計	132,694	101,990
手 術 保 障	個 人 保 険	1,326,979	1,319,588
	個人年金保険	99	97
	団 体 保 険	-	-
	団体年金保険	-	-
	その他共計	1,327,078	1,319,685

(5)個人保険及び個人年金保険契約種類別保有契約高

(単位：百万円)

区 分		保 有 金 額	
		平成17年度末	平成18年度末
死 亡 保 険	終 身 保 険	1,288,191	1,319,732
	定期付終身保険	-	-
	定 期 保 険	3,403,501	4,211,123
	その他共計	7,601,475	8,155,482
生 死 混 合 保 険	養 老 保 険	89,603	83,976
	定期付養老保険	-	-
	生存給付金付定期保険	-	-
	その他共計	258,307	240,891
生 存 保 険		-	-
年 金 保 険	個 人 年 金 保 険	86,438	84,574
災 害 ・ 疾 病 関 係 特 約	災 害 割 増 特 約	1,294,896	1,269,287
	傷 害 特 約	-	-
	災 害 入 院 特 約	2,630	2,567
	疾 病 特 約	621	593
	成 人 病 特 約	752	808
	その他の条件付入院特約	-	-

(注) 1 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金を合計したものです。

2 入院特約の金額は、入院給付金日額を表します。

業務の状況を示す指標等

(6) 異動状況の推移

個人保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成17年度		平成18年度	
	件数	金額	件数	金額
年 始 現 在	1,457,253	6,868,049	1,527,282	7,859,783
新 契 約	202,722	1,764,861	120,763	1,380,861
更 新 活	18,407	19,217	25,742	23,308
復 活	5,131	21,754	4,472	22,636
保 険 金 額 の 増 加	2,661	43,778	2,392	43,888
その他の異動による増加		6,604		5,201
死 亡	2,348	14,164	2,504	13,252
満 期	24,223	26,880	34,233	33,619
保 険 金 額 の 減 少	6,054	80,578	22,297	106,928
解 約	103,751	602,178	115,649	625,560
失 効	25,753	114,978	28,252	134,760
その他の異動による減少	156	25,703	59	25,183
年 末 現 在	1,527,282	7,859,783	1,497,562	8,396,374
(増 加 率)	(4.8)	(14.4)	(1.9)	(6.8)
純 増 加	70,029	991,734	29,720	536,591
(増 加 率)	(12.6)	(45.2)	(-)	(45.9)

(注) 金額は、死亡保険、生死混合保険、生存保険の主たる保障部分の合計です。

個人年金保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成17年度		平成18年度	
	件数	金額	件数	金額
年 始 現 在	18,204	87,420	17,715	86,438
新 契 約	683	3,702	470	2,650
復 活	6	24	6	34
保 険 金 額 の 増 加	4	1		
その他の異動による増加	58	927	77	1,210
死 亡	22	116	14	60
支 払 満 了	156	0	21	21
保 険 金 額 の 減 少	546	437	413	380
解 約	924	4,340	972	4,561
失 効	97	443	59	297
その他の異動による減少	37	298	46	438
年 末 現 在	17,715	86,438	17,156	84,574
(増 加 率)	(2.7)	(1.1)	(3.2)	(2.2)
純 増 加	489	981	559	1,863
(増 加 率)	(-)	(-)	(-)	(-)

(注) 金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額の合計です。

団体保険

(単位：件、百万円、%)

区 分	平成17年度		平成18年度	
	件数	金額	件数	金額
年 始 現 在	9,521,679	2,070,167	9,040,843	2,004,186
新 契 約	193,292	107,028	68,957	14,349
更 新	609,744	781,710	663,345	715,605
復 活			10	60
中 途 加 入	682,162	228,579	767,816	329,933
保 険 金 額 の 増 加	358,597	50,381	229,121	59,816
その他の異動による増加	10,943	77,002	164	18,037
死 亡	27,975	5,372	27,398	4,904
満 期	639,136	825,721	700,666	786,343
脱 退	866,762	141,525	849,476	162,312
保 険 金 額 の 減 少	193,594	89,899	475,251	147,315
解 約	442,769	64,716	311,637	37,448
失 効	169	703	62	112
その他の異動による減少	166	182,745	22	20,947
年 末 現 在	9,040,843	2,004,186	8,651,874	1,982,606
(増 加 率)	(5.0)	(3.2)	(4.3)	(1.1)
純 増 加	480,836	65,980	388,969	21,580
(増 加 率)	(-)	(-)	(-)	(-)

(注) 1. 金額は、死亡保険、生死混合保険、年金払特約の主要保障部分の合計です。
2. 件数は、被保険者数を表します。

団体年金保険

該当ありません。

(7) 契約者配当の状況

平成18年度の状況

団体定期保険を中心に2,147百万円の契約者配当金を支払いました。

また、平成19年度における契約者配当金の支払いのため、平成18年度末(平成19年3月末)に2,189百万円を契約者配当準備金に繰り入れました。この結果、平成18年度末(平成19年3月末)における契約者配当準備金の残高は2,798百万円となっています。

- ・ 5年ごと利差配当契約における平成18年度決算に基づく契約者配当の例示

当社では、平成9年4月より5年ごと利差配当付保険商品の取り扱いを行っています。

平成18年度決算に基づく契約者配当金を「5年ごと利差配当付終身保険」及び「5年ごと利差配当付個人年金保険」について例示しますと次のとおりです。

5年ごと利差配当付商品の配当基準利回り

保険種類	配当基準利回り
5年ごと利差配当付個人保険	1.75%
5年ごと利差配当付個人年金保険	1.60%

業務の状況を示す指標等

例1 5年ごと利差配当付終身保険の契約者配当金

30歳加入、60歳払込満了
男性、年払、保険金1,000万円

契約年度	経過年数	契約者配当金	保険料	死亡契約
平成14年度	5年	0円	241,700円	10,000,000円

例2 5年ごと利差配当付個人年金保険(10年確定年金)の契約者配当金

30歳加入、60歳払込満了、60歳年金開始
男性、年払、年金額100万円(定額)

契約年度	経過年数	契約者配当金	保険料	死亡契約
平成14年度	5年	2,095円	281,140円	1,494,895円

(注)「死亡契約」欄は契約応当日以降死亡の場合の受領金額を示し、「契約者配当金」及び「保険料」欄は継続中の契約の金額を示しています。また「契約者配当金」は、責任準備金に各年度の配当基準利回りと予定利率との差額を乗じた額となっています。「経過年数」とは、平成19年4月1日から平成20年3月31日の間の契約応当日での経過を示しています。

平成17年度の状況

団体定期保険を中心に1,973百万円の契約者配当金を支払いました。

また、平成18年度における契約者配当金の支払いのため、平成17年度末(平成18年3月末)に2,167百万円を契約者配当準備金に繰り入れました。この結果、平成17年度末(平成18年3月末)における契約者配当準備金の残高は2,755百万円となっています。

2 保険契約に関する指標等

(1) 保有契約増加率

(単位：%)

区分	平成17年度	平成18年度
個人保険	14.4	6.8
個人年金保険	1.1	2.2
団体保険	3.2	1.1
団体年金保険	-	-

(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金(個人保険)

(単位：千円)

区分	平成17年度	平成18年度
新契約平均保険金	8,705	11,434
保有契約平均保険金	5,146	5,606

(3) 新契約率(対年度始)

(単位：%)

区分	平成17年度	平成18年度
個人保険	25.7	17.6
個人年金保険	4.4	3.2
団体保険	5.2	0.7

(4)解約失効率(対年度始) (単位：%)

区 分	平成17年度	平成18年度
個 人 保 険	10.7	10.2
個 人 年 金 保 険	5.8	5.9
団 体 保 険	5.1	6.2

(5)契約継続率 (単位：%)

区 分	平成17年度	平成18年度
13か月目	92.7	80.9
25か月目	83.7	71.5

(6)個人保険新契約平均保険料(月払契約) (単位：円)

平成17年度	平成18年度
10,914	11,392

(7)死亡率(個人保険主契約) (単位：‰)

件 数 率		金 額 率	
平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度
1.79	1.68	1.88	1.53

(8)特約発生率(個人保険) (単位：‰)

区 分		平成17年度	平成18年度
災 害 死 亡 保 障 契 約	件 数	0.066	0.071
	金 額	0.059	0.099
障 害 保 障 契 約	件 数		
	金 額		
災 害 入 院 保 障 契 約	件 数	3.848	4.097
	金 額	114.533	113.064
疾 病 入 院 保 障 契 約	件 数	38.414	39.717
	金 額	979.975	908.953
成 人 病 入 院 保 障 契 約	件 数	17.887	17.625
	金 額	808.918	742.577
疾 病・傷 害 手 術 保 障 契 約	件 数	14.448	15.166
成 人 病 手 術 保 障 契 約	件 数	18.436	18.078

(9)事業費率(対収入保険料) (単位：%)

平成17年度	平成18年度
20.1	18.5

業務の状況を示す指標等

(10) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の数

平成17年度	平成18年度
5社	5社

うち、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険

平成17年度	平成18年度
1社	1社

(11) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた保険会社等のうち、支払再保険料の額が大きい上位5社に対する支払再保険料の割合

(単位：%)

平成17年度	平成18年度
100.0	100.0

(12) 保険契約を再保険に付した場合における、再保険を引き受けた主要な保険会社等の格付機関による格付に基づく区分ごとの支払再保険料の割合

(単位：%)

格付区分	平成17年度	平成18年度
AAA	2.4	2.7
AA以上	82.2	83.5
A以上	15.4	13.8

うち、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険

(単位：%)

格付区分	平成17年度	平成18年度
AA	100.0	100.0

(注) 格付は国内の再保険会社はJCR社、外国の再保険会社はS&P社とムーディーズ社の格付を使用し、両社の格付が異なる場合は、低い格付を使用しています。

(13) 未だ収受していない再保険金の額

(単位：百万円)

平成17年度	平成18年度
750	452

うち、保険業法施行規則第71条に基づいて責任準備金を積み立てないとした第三分野保険

(単位：百万円)

平成17年度	平成18年度
-	-

(14)第三分野保険の給付事由又は保険種類の区分ごとの、発生保険金額の経過保険料に対する割合
(単位 : %)

	平成17年度	平成18年度
第三分野発生率	-	16.0
医療(疾病)	-	18.9
がん	-	23.2
介護	-	41.7
その他	-	2.1

- (注) 1. 発生率は以下の算式により算出しています。

$$\frac{\text{発生保険金額} + \text{保険金} \cdot \text{給付金等支払に係る事業費など}}{\{ (\text{年度始保有契約年換算保険料} + \text{年度末保有契約年換算保険料}) / 2 \}}$$
2. (注) 1 の算式中、分母の保有契約年換算保険料には翌年度以降の保険金・給付金の支払に備える保険料が含まれています。
3. (注) 1 の算式中、分子の発生保険金額は、保険金・給付金などの支払額 + 対応する支払備金繰入額(保険業法施行規則第72条に定める既発生未報告分を除く)としています。
4. (注) 1 の算式中、分子の保険金・給付金等支払に係る事業費などには、保険金支払に係る事務経費、人件費、システム経費などを計上しています。

業務の状況を示す指標等

3 経理に関する指標等

(1) 支払備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成17年度末	平成18年度末
保 険 金	死 亡 保 険 金	3,447	3,360
	災 害 保 険 金	188	77
	高 度 障 害 保 険 金	448	382
	満 期 保 険 金	25	226
	そ の 他	-	-
小 計		4,109	4,046
年 金		12	0
給 付 金		2,007	2,117
解 約 返 戻 金		4,921	9,102
保 険 金 据 置 支 払 金		-	-
そ の 他 共 計		11,067	15,273

(2) 責任準備金明細表

(単位：百万円)

区 分		平成17年度末	平成18年度末
責 任 準 備 金 (除危険準備金)	個 人 保 険	752,045	846,974
	(一般勘定)	739,559	833,197
	(特別勘定)	12,485	13,776
	個 人 年 金 保 険	17,531	20,644
	(一般勘定)	17,531	20,644
	(特別勘定)	-	-
	団 体 保 険	274	250
	(一般勘定)	274	250
	(特別勘定)	-	-
	団 体 年 金 保 険	-	-
	(一般勘定)	-	-
	(特別勘定)	-	-
	そ の 他	2	1
	(一般勘定)	2	1
(特別勘定)	-	-	
小 計		769,853	867,869
(一般勘定)		757,367	854,092
(特別勘定)		12,485	13,776
危 険 準 備 金		8,447	11,820
合 計		778,301	879,690
(一 般 勘 定)		765,815	865,913
(特 別 勘 定)		12,485	13,776

(3) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の積立方式、積立率、残高(契約年度別)

責任準備金の積立方式、積立率

		平成17年度末	平成18年度末
積立方式	標準責任準備金 対象契約	5年チルメル式	純保険料式
	標準責任準備金 対象外契約	がん保険・医療保険等	純保険料式
		変額保険	純保険料式
		その他	純保険料式
積立率(危険準備金を除く)		100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、個人保険及び個人年金保険を対象としています。
 なお、団体保険及び団体年金保険の責任準備金は積立方式という概念がないため、上記には含んでいません。
 2. 積立率については、標準責任準備金対象契約に関しては平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により、また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保険料積立金、及び未経過保険料に対する積立率を記載しています。

責任準備金残高(契約年度別)

契約年度	責任準備金残高	予定利率
~1980年度	百万円 -	-
1981年度~1985年度	10,009	6.20%
1986年度~1990年度	29,308	6.20%~6.25%
1991年度~1995年度	96,924	4.25%~6.25%
1996年度~2000年度	312,013	2.00%~3.10%
2001年度~2005年度	371,988	1.50%
2006年度	33,597	1.50%

- (注) 1. 「責任準備金残高」は、個人保険及び個人年金保険の責任準備金(特別勘定の責任準備金及び危険準備金を除く)を記載しています。
 2. 「予定利率」については、各契約年度別の責任準備金に係る主な予定利率を記載しています。

(4) 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約に係る一般勘定の責任準備金の残高、算出方法、その計算の基礎となる係数

責任準備金残高(一般勘定)

(単位：百万円)

	平成17年度末	平成18年度末
責任準備金残高 (一般勘定)	5	22

- (注) 1. 保険業法施行規則第68条に規定する保険契約(標準責任準備金対象契約)を対象としています。
 2. 「責任準備金残高(一般勘定)」は、最低保証に係る保険料積立金を記載しています。

算出方法、その計算の基礎となる係数

「責任準備金残高(一般勘定)」は平成8年大蔵省告示第48号第5項第1号に規定する「標準的方式」を使用して算出しています。また、計算の基礎となる係数は同告示第5項第1号二に規定する率を使用しています。

業務の状況を示す指標等

(5) 契約者配当準備金明細表

(単位：百万円)

	区 分	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険	合 計
平成 17 年度	前年度末現在	0	0	2,556	-	-	5	2,561
	利息による増加	0	0	0	-	-	-	0
	配当金支払による減少	0	-	1,967	-	-	6	1,973
	当年度繰入額	0	0	2,160	-	-	5	2,167
	当年度末現在	0	0	2,749	-	-	5	2,755
		(0)	(0)	(0)	(-)	(-)	(-)	(0)
平成 18 年度	前年度末現在	0	0	2,749	-	-	5	2,755
	利息による増加	0	0	0	-	-	-	0
	配当金支払による減少	0	0	2,140	-	-	6	2,147
	当年度繰入額	2	1	2,180	-	-	4	2,189
	当年度末現在	3	2	2,788	-	-	4	2,798
		(0)	(0)	(0)	(-)	(-)	(-)	(0)

(注) ()内はうち積立配当金額です。

(6) 引当金明細表

(単位：百万円)

	前期末残高	当期末残高	当期増減額	計上の理由及び算定方法	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	60	65	4	貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、計上しています。
	個別貸倒引当金	85	89	4	
	特定海外債権引当勘定	-	-	-	
退職給付引当金	418	260	157	従業員の退職給付に備えるため、計上しています。	
役員退職慰労引当金	-	7	7	役員の退職慰労金支払いに備えるため、計上しています。	
価格変動準備金	46	90	43	保険業法第115条の規定により計上しています。	

(7) 特定海外債権引当勘定の状況

該当ありません。

(8) 資本金等明細表

(単位：百万円)

区 分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	
資 本 金	7,250	10,000	-	17,250	
うち既 発行株式	普通株式	(7,250千株)	(20,000千株)	(-)	(27,250千株)
		7,250	10,000	-	17,250
	計	7,250	10,000	-	17,250
資 本 剰 余 金	-	10,000	-	10,000	

(9) 保険料明細表

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度
個 人 保 険	240,115	250,359
一時払	819	1,657
年 払	110,624	116,228
半年払	1,196	1,197
月 払	127,475	131,276
個 人 年 金 保 険	3,665	3,486
一時払	-	-
年 払	861	801
半年払	21	22
月 払	2,782	2,663
団 体 保 険	8,476	8,499
団 体 年 金 保 険	-	-
そ の 他 共 計	252,285	262,368

(10) 保険金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成17年度 合 計	平 成 1 8 年 度						
		合 計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険
死亡保険金	16,876	16,458	11,957	-	4,501	-	-	0
災害保険金	202	271	266	-	5	-	-	-
高度障害保険金	587	903	625	-	278	-	-	-
満期保険金	1,762	2,153	2,153	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	19,427	19,788	15,002	-	4,785	-	-	0

(11) 年金明細表

(単位：百万円)

平成17年度 合 計	平 成 1 8 年 度						
	合 計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険
660	626	9	597	19	-	-	-

業務の状況を示す指標等

(12) 給付金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成17年度 合 計	平 成 1 8 年 度						
		合 計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険
死亡給付金	150	137	120	17	-	-	-	-
入院給付金	5,477	5,501	5,490	-	10	-	-	1
手術給付金	2,643	2,943	2,943	-	-	-	-	-
障害給付金	3	16	-	-	16	-	-	-
生存給付金	8,849	6,918	6,918	-	-	-	-	-
一時金	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	1,936	2,014	2,014	-	-	-	-	-
合 計	19,061	17,532	17,487	17	26	-	-	1

(13) 解約返戻金明細表

(単位：百万円)

平成17年度 合 計	平 成 1 8 年 度						
	合 計	個人保険	個人年金保険	団体保険	団体年金保険	財形保険 財形年金保険	その他の保険
53,395	67,101	66,499	602	-	-	-	-

(14) 減価償却費明細表

(単位：百万円、%)

区 分	取得原価	当期償却額	減価償却累計額	当期末残高	償却累計率
有 形 固 定 資 産	632	66	294	338	46.5
建 物	492	48	199	292	40.6
その他の有形固定資産	140	17	94	46	67.3
無 形 固 定 資 産	52	-	-	52	-
そ の 他	-	-	-	-	-
合 計	685	66	294	391	43.0

(15) 事業費明細表

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度
営 業 活 動 費	24,619	19,990
営 業 管 理 費	3,505	4,657
一 般 管 理 費	22,495	23,858
合 計	50,620	48,506

(注) 一般管理費には、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第140条第5項の規定に基づき生命保険契約者保護機構が承継した旧保険契約者保護基金に対する当社負担金及び保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当社負担金を含んでいます。

(16)税金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度
国 税	71	125
消 費 税	-	-
印 紙 税	67	55
登 録 免 許 税	-	70
そ の 他 の 国 税	4	0
地 方 税	821	853
地 方 消 費 税	-	-
法 人 住 民 税	-	-
法 人 事 業 税	800	829
固 定 資 産 税	3	3
不 動 産 取 得 税	-	-
事 業 所 税	16	19
そ の 他 の 地 方 税	0	0
合 計	893	978

(17)リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

区 分	平成17年度末			平成18年度末		
	動 産	そ の 他	合 計	そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	そ の 他	合 計
取得価額相当額	1,053	-	1,053	928	-	928
減価償却累計額相当額	613	-	613	527	-	527
期末残高相当額	439	-	439	400	-	400

未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

区 分	平成17年度			平成18年度		
	1年以内	1年超	合 計	1年以内	1年超	合 計
未経過リース料 期末残高相当額	190	269	460	181	243	424

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度
支払リース料	272	223
減価償却費相当額	257	209
支払利息相当額	10	9

減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

減価償却費相当額の算定方法	定額法によっています。
利息相当額の算定方法	リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっています。

業務の状況を示す指標等

4 資産運用に関する指標等

(1) 資産運用の概況

平成18年度の資産の運用概況
P.29～30をご覧ください。

ポートフォリオの推移
イ 資産の構成

(単位：百万円、%)

区 分	平成17年度末		平成18年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
現預金・コールローン	24,835	3.1	19,964	2.1
買現先勘定	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-
商品有価証券	-	-	-	-
金銭の信託	-	-	-	-
有 価 証 券	736,395	92.1	869,597	93.2
公 社 債	601,586	75.3	752,388	80.6
株 式	0	0.0	0	0.0
外 国 証 券	134,808	16.9	117,208	12.6
公 社 債	134,808	16.9	117,208	12.6
株 式 等	-	-	-	-
そ の 他 の 証 券	-	-	-	-
貸 付 金	9,639	1.2	11,449	1.2
保 険 約 款 貸 付	9,639	1.2	11,449	1.2
一 般 貸 付	-	-	-	-
不 動 産	241	0.0	292	0.0
繰 延 税 金 資 産	7,591	0.9	9,727	1.0
そ の 他	20,855	2.6	22,575	2.4
貸 倒 引 当 金	146	0.0	155	0.0
合 計	799,411	100.0	933,451	100.0
う ち 外 貨 建 資 産	-	-	-	-

口資産の増減

(単位：百万円)

区 分	平成17年度末	平成18年度末
現預金・コールローン	3,725	4,871
買現先勘定	-	-
債券貸借取引支払保証金	-	-
買入金銭債権	-	-
商品有価証券	-	-
金銭の信託	-	-
有価証券	102,596	133,202
公社債	116,797	150,801
株式	-	-
外国証券	14,200	17,599
公社債	14,200	17,599
株式等	-	-
その他の証券	0	-
貸付金	1,520	1,810
保険約款貸付	1,520	1,810
一般貸付	-	-
不動産	17	50
繰延税金資産	3,906	2,136
その他	626	1,719
貸倒引当金	107	8
合計	112,501	134,039
うち外貨建資産	-	-

(2)運用利回り

(単位：%)

区 分	平成17年度	平成18年度
現預金・コールローン	0.00	0.00
買現先勘定	-	0.31
債券貸借取引支払保証金	-	-
買入金銭債権	-	-
商品有価証券	-	-
金銭の信託	-	-
有価証券	1.76	1.75
うち公社債	1.59	1.66
うち株式	0.00	0.00
うち外国証券	2.43	2.22
貸付金	3.51	3.51
うち一般貸付	-	-
不動産	-	-
一般勘定計	1.67	1.66

(注) 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益 - 資産運用費用として算出した利回りです。

・業務の状況を示す指標等

(3) 主要資産の平均残高

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度
現預金・コールローン	20,569	22,706
買現先勘定	-	69
債券貸借取引支払保証金	-	-
買入金銭債権	-	-
商品有価証券	-	-
金銭の信託	-	-
有価証券	687,573	798,894
うち公社債	546,886	674,229
うち株式	0	0
うち外国証券	140,686	124,664
貸付金	8,782	10,500
うち一般貸付	-	-
不動産	246	278
一般勘定計	738,949	857,523
うち海外投融資	140,686	124,664

(4) 資産運用収益明細表

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度
利息及び配当金等収入	12,393	14,639
商品有価証券運用益	-	-
金銭の信託運用益	-	-
売買目的有価証券運用益	-	-
有価証券売却益	-	-
有価証券償還益	-	-
金融派生商品収益	-	-
為替差益	-	0
その他運用収益	-	3
合計	12,393	14,642

(5)資産運用費用明細表

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度
支 払 利 息	9	30
商品有価証券運用損	-	-
金銭の信託運用損	-	-
売買目的有価証券運用損	-	-
有価証券売却損	-	290
有価証券評価損	-	-
有価証券償還損	-	-
金融派生商品費用	-	13
為 替 差 損	0	-
貸倒引当金繰入額	11	14
貸付金償却	-	-
賃貸用不動産等減価償却費	-	-
そ の 他 運 用 費 用	49	67
合 計	70	416

(6)利息及び配当金等収入明細表

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度
預 貯 金 利 息	0	-
有価証券利息・配当金	12,085	14,270
公 社 債 利 息	8,669	11,212
株 式 配 当 金	-	-
外国証券利息配当金	3,416	3,057
貸 付 金 利 息	308	368
不 動 産 賃 貸 料	-	-
そ の 他 共 計	12,393	14,642

(7)有価証券売却益明細表

該当ありません。

(8)有価証券売却損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度
国 債 等 債 券	-	-
株 式 等	-	-
外 国 証 券	-	290
そ の 他 共 計	-	290

・業務の状況を示す指標等

(9) 有価証券評価損明細表

該当ありません。

(10) 商品有価証券明細表

該当ありません。

(11) 商品有価証券売買高

該当ありません。

(12) 有価証券明細表

(単位：百万円、%)

区 分	平成17年度末		平成18年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
国 債	259,933	35.3	366,562	42.2
地 方 債	83,340	11.3	84,055	9.7
社 債	258,313	35.1	301,769	34.7
うち公社・公団債	67,431	9.2	88,901	10.2
株 式	0	0.0	0	0.0
外 国 証 券	134,808	18.3	117,208	13.5
公 社 債	134,808	18.3	117,208	13.5
株 式 等	-	-	-	-
そ の 他 の 証 券	-	-	-	-
合 計	736,395	100.0	869,597	100.0

(13) 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	平成17年度末						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国 債	6,610	13,005	12,083	11,899	10,625	205,709	259,933
地 方 債	7,601	12,573	1,192	13,588	45,983	2,401	83,340
社 債	7,717	45,475	20,561	75,942	80,030	28,584	258,313
株 式						0	0
外 国 証 券	13,897	19,630	63,017	28,496	9,765	-	134,808
公 社 債	13,897	19,630	63,017	28,496	9,765	-	134,808
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-
合 計	35,827	90,685	96,854	129,927	146,405	236,695	736,395

区 分	平成18年度末						合 計
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	
国 債	8,003	12,782	39,425	7,693	20,506	278,151	366,562
地 方 債	6,206	6,362	4,368	53,380	11,331	2,407	84,055
社 債	22,665	32,733	30,157	121,940	57,599	36,673	301,769
株 式						0	0
外 国 証 券	17,146	24,902	63,405	4,999	6,753	-	117,208
公 社 債	17,146	24,902	63,405	4,999	6,753	-	117,208
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-
合 計	54,022	76,781	137,356	188,014	96,191	317,231	869,597

(14) 保有公社債の期末残高利回り

(単位：%)

区 分	平成17年度末	平成18年度末
公 社 債	1.71	1.74
外 国 公 社 債	2.41	2.51

(15) 業種別株式保有明細表

一般勘定における株式保有残高は少額であり、重要性がないため、記載を省略します。

・業務の状況を示す指標等

(16)貸付金明細表

(単位：百万円)

区 分	平成17年度末残高	平成18年度末残高
保 険 約 款 貸 付	9,639	11,449
契 約 者 貸 付	7,925	9,483
保 険 料 振 替 貸 付	1,714	1,965
一 般 貸 付	-	-
(うち非居住者貸付)	(-)	(-)
企 業 貸 付	-	-
(うち国内企業向け)	(-)	(-)
国・国際機関・ 政府関係機関貸付	-	-
公共団体・公企業貸付	-	-
住 宅 口 ー ン	-	-
消 費 者 口 ー ン	-	-
そ の 他	-	-
合 計	9,639	11,449

(17)貸付金残存期間別残高

該当ありません。

(18)国内企業向け貸付金企業規模別内訳

該当ありません。

(19)貸付金業種別内訳

該当ありません。

(20)貸付金使途別内訳

該当ありません。

(21)貸付金地域別内訳

該当ありません。

(22)貸付金担保別内訳

該当ありません。

(23)有形固定資産明細表

有形固定資産の明細

(単位：百万円、%)

	区 分	前期末 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	償 却 累計額	償 却 累計率
平成 17 年度	土 地	-	-	-	-	-	-	-
	建 物	223	74	13	43	241	163	40.4
	動 産	46	23	1	15	52	84	61.5
	建設仮勘定	-	-	-	-	-	-	-
	合 計	270	97	14	58	294	247	45.7
平成 18 年度	土 地	-	-	-	-	-	-	-
	建 物	241	121	22	48	292	199	40.6
	建設仮勘定	-	-	-	-	-	-	-
	その他の有形固定資産	52	13	2	17	46	94	67.3
	合 計	294	134	24	66	338	294	46.5

不動産残高及び賃貸用ビル保有数

(単位：百万円)

区 分	平成17年度末	平成18年度末
不 動 産 残 高	241	292
営 業 用	241	292
賃 貸 用	-	-
賃貸用ビル保有数	-	-

(24)固定資産等処分益明細表

該当ありません。

(25)固定資産等処分損明細表

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度
不 動 産	13	-
動 産	1	-
有 形 固 定 資 産	-	24
土 地	-	-
建 物	-	22
そ の 他	-	2
無 形 固 定 資 産	-	-
そ の 他	-	-
合 計	14	24

(26)賃貸用不動産等減価償却費明細表

該当ありません。

業務の状況を示す指標等

(27) 海外投融資の状況

資産別明細

イ 外貨建資産

該当ありません。

ロ 円貨額が確定した外貨建資産

該当ありません。

八 円貨建資産

(単位：百万円、%)

区 分	平成17年度末		平成18年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
非 居 住 者 貸 付	-	-	-	-
公社債(円建外債)・その他	134,808	100.0	117,208	100.0
小 計	134,808	100.0	117,208	100.0

二 合 計

(単位：百万円、%)

区 分	平成17年度末		平成18年度末	
	金 額	占 率	金 額	占 率
海 外 投 融 資	134,808	100.0	117,208	100.0

(注)「円貨額が確定した外貨建資産」は、為替予約が付されていることにより決済時の円貨額が確定し、当該円貨額を資産の貸借対照表価額としているものです。

地域別構成

(単位：百万円、%)

区 分	外国証券						非居住者貸付		
	公 社 債		株 式 等		金 額	占 率	金 額	占 率	
	金 額	占 率	金 額	占 率	金 額	占 率	金 額	占 率	
平成17年度末	北 米	42,317	31.4	42,317	31.4	-	-	-	-
	ヨーロッパ	56,945	42.2	56,945	42.2	-	-	-	-
	オセアニア	2,000	1.5	2,000	1.5	-	-	-	-
	アジア	13,321	9.9	13,321	9.9	-	-	-	-
	中南米	-	-	-	-	-	-	-	-
	中 東	8,499	6.3	8,499	6.3	-	-	-	-
	アフリカ	11,723	8.7	11,723	8.7	-	-	-	-
	国際機関	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	134,808	100.0	134,808	100.0	-	-	-	-	
平成18年度末	北 米	34,883	29.8	34,883	29.8	-	-	-	-
	ヨーロッパ	51,119	43.6	51,119	43.6	-	-	-	-
	オセアニア	2,000	1.7	2,000	1.7	-	-	-	-
	アジア	8,976	7.7	8,976	7.7	-	-	-	-
	中南米	-	-	-	-	-	-	-	-
	中 東	8,499	7.3	8,499	7.3	-	-	-	-
	アフリカ	11,729	10.0	11,729	10.0	-	-	-	-
	国際機関	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	117,208	100.0	117,208	100.0	-	-	-	-	

外貨建資産の通貨別構成
該当ありません。

(28) 海外投融資利回り

(単位：%)

平成17年度	平成18年度
2.43	2.22

(29) 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)
該当ありません。

(30) 各種口-ン金利
該当ありません。

(31) その他の資産明細表

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	当期増加額	当期減少額	減価償却 累計額	期末残高	摘 要
会 員 権 等	37	-	-	-	37	
そ の 他	4	23	17	-	10	
合 計	41	23	17	-	47	

5 有価証券等の時価情報(一般勘定)

(1) 有価証券の時価情報
売買目的有価証券の評価損益
該当ありません。

・業務の状況を示す指標等

有価証券の時価情報(売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価のあるもの) (単位:百万円)

区 分	平成17年度末					平成18年度末				
	帳簿価額	時 価	差 損 益			帳簿価額	時 価	差 損 益		
			うち差益	うち差損				うち差益	うち差損	
満期保有目的の債券	611,924	611,924	0	8,085	8,084	652,648	657,126	4,477	8,472	3,995
責任準備金対応債券	79,954	78,898	1,055	44	1,100	155,945	156,226	280	1,045	764
子会社・関連会社株式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他有価証券	46,788	44,516	2,272	4	2,276	62,704	61,002	1,701	15	1,717
公 社 債	42,738	40,762	1,976	2	1,978	62,654	60,950	1,704	13	1,717
株 式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外 国 証 券	4,049	3,754	295	2	298	49	52	2	2	-
公 社 債	4,049	3,754	295	2	298	49	52	2	2	-
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	738,667	735,340	3,327	8,135	11,462	871,298	874,355	3,057	9,533	6,476
公 社 債	603,563	597,520	6,042	4,673	10,715	754,092	753,708	384	6,045	6,429
株 式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
外 国 証 券	135,103	137,819	2,715	3,461	746	117,205	120,646	3,441	3,488	47
公 社 債	135,103	137,819	2,715	3,461	746	117,205	120,646	3,441	3,488	47
株 式 等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
買入金銭債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡性預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

・時価のない有価証券の帳簿価額は次のとおりです。 (単位:百万円)

区 分	平成17年度末	平成18年度末
合 計	0	0

(2) 金銭の信託の時価情報

該当ありません。

(3) デリバティブ取引の時価情報(ヘッジ会計適用・非適用分の合算値)

差損益の内訳(ヘッジ会計適用・非適用分の内訳)

(単位:百万円)

区 分	金利関連	通貨関連	株式関連	債券関連	その他	合 計
ヘッジ会計適用分	-	-	-	-	-	-
ヘッジ会計非適用分	-	-	-	-	13	13
合 計	-	-	-	-	13	13

(注)ヘッジ会計非適用分の差損益は損益計算書に計上されています。

金利関連

該当ありません。

通貨関連

該当ありません。

株式関連

該当ありません。

債券関連

該当ありません。

その他

(単位:百万円)

区 分	種 類	平成17年度末			平成18年度末				
		契約額等		時価	差損益	契約額等		時価	差損益
		うち1年超				うち1年超			
店 頭	クレジット・デフォルト・スワップ プロテクション売	-	-	-	-	-	-	-	
	プロテクション買	-	-	-	6,000	4,000	51	13	
	合 計							13	

. 保険会社の運営

1 リスク管理体制

P.34～36をご覧ください。

2 コンプライアンス(法令等遵守)体制

P.31～32をご覧ください。

3 お客様情報の適正なお取り扱いに関する具体的な取り組み

P.21～22をご覧ください。

・特別勘定に関する指標等

1 特別勘定資産残高の状況

(単位：百万円)

区 分	平成17年度末	平成18年度末
	金 額	金 額
個人変額保険	14,826	16,482
個人変額年金保険	-	-
団体年金保険	-	-
特別勘定計	14,826	16,482

2 個人変額保険特別勘定資産の運用の経過

1. 当期の運用環境・運用実績（平成18年4月～平成19年3月）

国際型

世界的な株式市場の上昇を享受し、インデックスは15.8%の上昇となりました。

高い成長を遂げる中国経済からの恩恵が大きい香港やシンガポールといったアジア株式のウエイトを高めていたことや割安だと考える銘柄を保有したことがプラスに働きました。

株式型

国内株式市場はほぼ横ばい圏内で推移したものの、インデックスは2.4%の上昇となりました。

好調な業績や高い配当利回りなどを材料に株価が大きく上昇した海運株のウエイトを高めていたことや、業績の変化率が市場の期待に届かず株価も低迷した銀行株のウエイトを低くしていたことなどがプラスに働きました。

総合型

世界的な株式市場や債券市場の上昇を享受し、インデックスは2.8%の上昇となりました。国内債券のウエイトをやや低くしていたことがプラスに働きました。国内株式部分は、海運株のウエイトを高めていたことや銀行株のウエイトを低くしていたことがプラスに働きました。外国株式部分は、割安だと考える銘柄の保有がプラスに働きました。国内債券部分は、機動的に残存期間構成を変更させたことや信用力を判断のうえ国債以外の債券のウエイトを高めにしたこともプラスに働きました。

各特別勘定の運用方法（運用の基本的性格）

国際型特別勘定

外国の株式及び日本の株式を中心に組入れます。投資の分散効果が高まるため、中長期的には国内株式のみに投資する場合より安定的な運用と言えますが、一方で為替リスクのある部分が最も大きいファンドです。

株式型特別勘定

日本の株式を中心に運用します。主に中長期的な視点から銘柄を選定しTOPIX（東証株価指数）を上回ることを目標に運用しています。

3勘定の中では最も高いリターンが期待できるもののリスクも高いファンドです。

総合型特別勘定

日本の公社債、外国の公社債を中心に一部日本の株式及び外国の株式を組入れます。

3勘定の中で最も分散度が高く安定収益指向の強いファンドです。

・ 特別勘定に関する指標等

3 個人変額保険の状況

(1) 保有契約高

(単位：件、百万円)

区 分	平成17年度末		平成18年度末	
	件 数	金 額	件 数	金 額
変額保険(有期型)	483	1,891	608	2,107
変額保険(終身型)	17,301	153,729	16,433	142,486
合 計	17,784	155,620	17,041	144,593

(2) 年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳

(単位：百万円、%)

区 分	平成17年度末		平成18年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
現預金・コールローン	1,314	8.9	1,336	8.1
有 価 証 券	13,418	90.5	14,845	90.1
公 社 債	4,845	32.7	4,874	29.6
株 式	5,542	37.4	6,023	36.5
外 国 証 券	3,030	20.4	3,947	24.0
公 社 債	318	2.1	692	4.2
株 式 等	2,712	18.3	3,255	19.8
そ の 他 の 証 券	-	-	-	-
貸 付 金	-	-	-	-
そ の 他	93	0.6	300	1.8
貸 倒 引 当 金	-	-	-	-
合 計	14,826	100.0	16,482	100.0

(3) 個人変額保険特別勘定の運用収支状況

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度
	金 額	金 額
利息配当金等収入	169	221
有価証券売却益	634	360
有価証券償還益	-	-
有価証券評価益	1,793	940
為替差益	10	23
金融派生商品収益	-	-
その他の収益	0	-
有価証券売却損	90	207
有価証券償還損	-	-
有価証券評価損	167	393
為替差損	9	9
金融派生商品費用	-	-
その他の費用	-	-
収支差額	2,340	935

(4) 個人変額保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報

売買目的有価証券の評価損益

(単位：百万円)

区 分	平成17年度末		平成18年度末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評 価 損 益	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた 評 価 損 益
売買目的有価証券	13,418	1,625	14,845	546

金銭の信託の時価情報

該当ありません。

個人変額保険特別勘定のデリバティブ取引の時価情報

該当ありません。

X. 保険会社及びその子会社等の状況

該当ありません。

生命保険会社のディスクロージャーについて

ディスクロージャーとは

ここでいうディスクロージャーとは、「企業の経営内容の公開」のことです。

生命保険会社は、どのような事業を行なっているのか、経営内容や財務状況はどうなっているのか、どんな保険商品やサービスがあるのか、などの情報を開示しています。

ディスクロージャーによって、経営の透明性が高まるとともに、社会からの評価にさらされることで、より一層の経営努力がはられることとなります。

なお、生命保険会社は、法律(保険業法第111条)によって、事業年度(4月1日～3月31日)ごとにディスクロージャー誌(「生命の現状」決算のご報告 など名称は会社によって異なります。)を作成することが義務づけられています。

生命保険会社のディスクロージャー誌

ディスクロージャー誌の内容

ディスクロージャー誌に掲載する内容についても法令で定められています。

生命保険協会では、生命保険各社に前向きなディスクロージャーを促すために、法令で定められた項目の他に自主的に開示すべきと判断した項目を加えた「ディスクロージャー開示基準」や比較を容易とするための統一様式「ディスクロージャー要綱様式モデル」を作成しています。なお、生命保険各社が「開示基準」にない情報を開示することを妨げるものではありません。

(ディスクロージャー誌の主な内容)

- ・会社の概況...沿革、組織、店舗網、役員、従業員の状況など
- ・業務の内容...主要な業務の内容、経営方針
- ・事業の概況...営業職員・代理店教育、商品一覧、公共福祉活動など
- ・財産の状況...計算書類、不良債権の状況、ソルベンシー・マージン比率、時価情報など
- ・業務の状況...決算業績の概況、契約増加率等の指標、資産運用の概況など
- ・会社の運営...リスク管理の体制、法令遵守の体制、個人情報保護について

ディスクロージャー誌を見るには

法令の規定により、7月末までに、ディスクロージャー誌を本社・支社・営業所・事務所などに備え置き、広く閲覧できるようにすることが義務づけられています。また、ホームページにディスクロージャー誌の内容を掲載している生命保険会社も増えてきています。

生命保険協会では、全社のディスクロージャー誌を取り揃えており、本部と全国53カ所の地方連絡所や全国の消費生活センターでもご覧いただくことができます。

主な経営指標

1. 契約業績の指標

契約高

生命保険会社が事業年度末にどのくらいの生命保険契約を保有しているのか、1年間にどのくらいの商品を販売したのかを示す指標として、保有契約高、新契約高があります。

契約高とは、生命保険会社が保障する金額の総合計額です。

個人保険、団体保険...死亡時の支払金額等の合計額	}の合計額
個人年金保険...	
年金支払開始前の契約:年金支払開始時における年金原資の額	
年金支払開始後の契約:責任準備金の額	
団体年金保険...責任準備金の額	

ディスクロージャー誌には、「保障機能別保有契約高」を掲載しており、死亡保障、生存保障、入院保障、障害保障、手術保障のそれぞれについて、その生命保険会社が保障している金額がわかります。(この表では、例えば入院保障の額は1日あたりの入院給付金の額の合計額を示しています。詳しくはディスクロージャー誌の該当部分の注を参照してください。)

なお、生命保険会社によっては、より詳細な商品種類別の保有契約高や新契約高の明細表を掲載しているところもあります。

また、個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険の区分ごとに、新契約などによる契約高の増加と、死亡、満期、解約、失効などによる契約高の減少の状況を「異動状況」の表を掲載しています。

年換算保険料

個人保険・個人年金保険とその合計、さらに医療・介護分野(第三分野といわれます。)に関して、それぞれの保有契約・新契約の年換算保険料が開示されています。保険料の払い方には、毎月支払う月払いの他に、年払い、契約当初に一括して支払う一時払いなどがあります。また、契約期間の全期間にわたって支払う方法や一定期間で支払いを終えてしまう方法があります。年換算保険料は、そうした支払い方の違いを調整し、契約期間中に平均して支払うと仮定した場合に、生命保険会社が保険契約から1年間にどのくらいの保険料収入を得ているかを示しています。

かつて、ほとんどの会社が死亡保障の商品を中心に販売しており、死亡保障金額の合計額(個人保険の場合)である契約高は比較のための指標としても優れたものでした。ところが、今では、販売商品も様々で生命保険会社ごとに商品構成が異なり、また、特に医療・ガン・介護または個人年金といったご契約者が生存中のリスクに対して保障する商品が多く販売されるようになっていますが、これらの商品は死亡保障金額が小さいため、契約高だけで業績を判断することは適切ではない場合があり、これを補完する指標として年換算保険料が導入されました。

比較、分析対象としている生命保険会社の業績を見る場合、保険種類ごとの特徴を分析したり、契約件数に着目したり、ディスクロージャー誌で経営戦略について書かれている個所とあわせて読むことが有効です。

P.113～119については、社団法人生命保険協会作成の「生命保険会社のディスクロージャー虎の巻」からの抜粋を含みます。

2. 収益性の指標

基礎利益

「基礎利益」とは、保険料収入や保険金・事業費支払等の保険関係の収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる生命保険会社の基礎的な期間収益の状況を表す指標で、一般事業会社の営業利益や、銀行の業務純益に近いものです。基礎利益は損益計算書に項目が設けられているものではなく、経常利益から有価証券の売却損益などの「キャピタル損益」と「臨時損益」を控除して求めたものです。

基礎利益は、

- ・保険料収入や保険金・年金・給付金や解約返戻金などの支払い、責任準備金の繰り入れ(戻し入れ)、事業費の支払いといった保険関係の損益
- ・資産運用関係の損益のうち、利息及び配当金等収入(貸付、預貯金、債券などから得られる利息や株式などから得られる配当をいいます。)と支払利息などの費用といった予定利率で見込んだ運用収益に対応する収益などを表しています。

基礎利益には、いわゆる「逆ざや」が織り込まれており(予定利率分の責任準備金の増加は責任準備金繰入額に含まれ、実際の運用収益は上記のとおり基礎利益に含まれます。)、基礎利益が十分確保されていれば、保険本業で逆ざやを上回る利益を確保していることになります。

逆ざや

かつてない超低金利が続く等の経済環境の変化により、予定利率により見込んでいた運用収益が実際の運用収益でまかなえない額が一部の契約で発生しており、これを「逆ざや」状態といえます。

上記「基礎利益」の説明のとおり、基礎利益が十分確保されていれば、逆ざやが他の利益で補われており、現在の「逆ざや」状態が続いたとしても、それだけで生命保険会社の経営が破綻するということはありません。

なお、各社とも「逆ざや」に耐えうる十分な経営体力をつけるべく、資産構成の見直しや運用リスク管理の徹底、経営の効率化による事業費の圧縮、自己資本の一層の増強などに努めています。

多くの生命保険会社は逆ざや額を開示しています。

運用利回り

生命保険会社が保有する資産がどの程度の利回りで運用されたかは、運用利回りを見るとわかります。ディスクロージャー誌には、資産項目別に運用利回りが開示されています。これは、経常損益中の資産運用収益 - 資産運用費用に保険業法第112条評価益を加味したものを、平均の運用額(帳簿価額の日々の金額を累積し平均したもの)で割り算して算出したものです。

$$\text{運用利回り(\%)} = \frac{\text{資産運用収益} - \text{資産運用費用} + \text{保険業法第112条評価益}}{\text{一般勘定資産日々平均残高}}$$

3. 健全性の指標

ソルベンシー・マージン比率

ソルベンシー・マージンとは、「支払余力」という意味です。生命保険会社は将来の保険金などの支払いについて責任準備金を積み立てており、通常予測できる範囲のリスクについては責任準備金の範囲内で対応できます。しかし、大幅な環境変化によって、予想もしない出来事が起こる場合があります。例えば、大災害や株の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つがソルベンシー・マージン比率です。具体的には、純資産などの内部留保と有価証券含み益などの合計(ソルベンシー・マージン総額)を、数値化した諸リスクの合計額で割り算して求めます。

なお、生命保険会社のソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、監督当局によって早期是正措置がとられます。逆にこの比率が200%以上であれば、健全性のひとつの基準を満たしていることになります。

生命保険会社は、平成9年度決算からこの数値を公表しており、平成12年度決算では、金融商品の時価会計の導入等を踏まえてその計算基準が見直されています。また、平成13年度決算からは、ソルベンシー・マージン比率の算出根拠となっている分子・分母の内訳を開示しています。

ソルベンシー・マージン比率は経営の健全性を示す一つの指標ですが、この比率だけをとらえて経営の健全性の全てを判断することは適当ではありません。資産運用の状況や業績の推移等の経営情報などから総合的に判断する必要があります。

実質資産負債差額(=実質純資産額)

実質資産負債差額とは、有価証券や有形固定資産の含み損益などを反映した、いわば時価ベースの資産の合計から、価格変動準備金や危険準備金などの資本性の高い負債をのぞいた負債の合計を差し引いて算出するもので、行政監督上の指標のひとつです。実質純資産額ともいいます。

含み損益

含み損益とは、帳簿価額と時価の差額のことをいいます。時価が帳簿価額を上回る場合、資産を時価で売却すれば、売却益が得られることから、さまざまなリスクに対する備えの機能を持つといえ、有価証券と土地の含み損益の一部は、ソルベンシー・マージン比率の計算上、分子(ソルベンシー・マージン総額)に算入されます。新聞報道では、有価証券全体や株式の含み損益がとりあげられています。

ディスクロージャー誌においては、「有価証券の時価情報」として保有目的及び有価証券の種類ごとの帳簿価額、時価、差損益が開示されています。また、ソルベンシー・マージン比率の状況として、分子、分母の内訳が開示されており、その他有価証券の評価差額、土地の含み損益が確認できます。

用語集

4. その他

一般勘定と特別勘定

特別勘定は、変額保険や変額個人年金保険などで、その運用実績を直接保険金等に反映することを目的として、他の勘定と分離して運用する勘定です。一般勘定は、特別勘定を除いた資産を運用管理する勘定です。

生命保険会社によっては、団体年金分野(厚生年金基金保険、国民年金基金保険等)においても、一部特別勘定を設けています。

税効果会計

税効果会計は、会計上の資産・負債の金額と課税所得上の資産・負債の金額との間の相違を、会計理論上合理的に対応させるための会計手法です。

例えば、不良債権の償却は会計上費用と見なされますが、税務上は全額損金計上されるとは限りません。したがって、従来の会計

では不良債権の償却を進めた年度や有税の準備金を積み増した年度には、減益なのに法人税等負担が増えるといったずれが生じることがありました。

税効果会計においては、法人税等負担の増加を税金の前払いと見て資産計上し、法人税等の調整を行います。具体的には、前払税金(未払税金)として資産(負債)計上される場合には繰延税金資産(負債)として貸借対照表に表示するとともに、これら繰延税金資産・負債の増減(「その他有価証券」にかかわるものは除く)を法人税等調整額として損益計算書に表示します(繰延税金資産・負債、法人税等調整額等の勘定科目は、税効果会計の採用に伴い生じます)。

生命保険会社の繰延税金資産の発生原因は、危険準備金や価格変動準備金などの有税での準備金積立とといった生命保険会社固有のものによる比率が高くなっています。

用語解説

貸借対照表

(資産の部)	
1 現金及び預貯金	
現金	
預貯金	
2 コールローン	
3 買現先勘定	
4 債券貸借取引支払保証金	
5 買入金銭債権	
6 商品有価証券	
7 金銭の信託	
8 有価証券	
国債	
地方債	
社債	
株式	
外国証券	
その他の証券	
9 貸付金	
保険約款貸付	
一般貸付	
10 有形固定資産	
土地	
建物	
建物仮勘定	
その他の有形固定資産	
11 無形固定資産	
ソフトウェア	
のれん	
その他の無形固定資産	
12 代理店貸	
13 再保険貸	
14 その他資産	
未収金	
前払費用	
未収収益	
預託金	
先物取引差入証拠金	
先物取引差金勘定	
保管有価証券	
金融派生商品	
仮払金	
その他の資産	
15 繰延税金資産	
16 再評価に係る繰延税金資産	
17 支払承諾見返	
18 貸倒引当金(控除項目として計上)	
資産の部合計	

(負債の部)	
19 保険契約準備金	
支払備金	
責任準備金	
契約者配当準備金	
20 代理店借	
21 再保険借	
22 短期社債	
23 社債	
24 新株予約権付社債	
25 その他負債	
売現先勘定	
債券貸借取引受入担保金	
借入金	
未払法人税等	
未払金	
未払費用	
前受収益	
預り金	
預り保証金	
先物取引受入証拠金	
先物取引差金勘定	
借入商品有価証券	
借入有価証券	
売付商品有価証券	
売付有価証券	
金融派生商品	
仮受金	
その他の負債	
26 退職給付引当金	
27 価格変動準備金	
28 金融先物取引責任準備金	
29 証券取引責任準備金	
30 繰延税金負債	
31 再評価に係る繰延税金負債	
32 負ののれん	
33 支払承諾	
負債の部合計	

(純資産の部)	
34 資本金	
43 新株式申込証拠金	
44 資本剰余金	
資本準備金	
その他資本剰余金	
45 利益剰余金	
利益準備金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
46 自己株式	
47 自己株式申込証拠金	
株主資本合計	
40 その他有価証券評価差額金	
41 繰越ヘッジ損益	
42 土地再評価差額金	
評価・換算差額等合計	
48 新株予約権	
純資産の部合計	
負債及び純資産の部合計	

損益計算書

(経常損益)	
1 経常収益	
2 保険料等収入	
保険料	
再保険収入	
3 資産運用収益	
利息及び配当金等収入	
預貯金利息	
有価証券利息・配当金	
貸付金利息	
不動産賃貸料	
その他利息配当金	
商品有価証券運用益	
金銭の信託運用益	
売買目的有価証券運用益	
有価証券売却益	
有価証券償還益	
金融派生商品収益	
為替差益	
その他運用収益	
特別勘定資産運用益	
4 その他経常収益	
年金特約取扱受入金	
保険金据置受入金	
その他の経常収益	
5 経常費用	
6 保険金等支払金	
保険金	
年金	
給付金	
解約返戻金	
その他返戻金	
再保険料	
7 責任準備金等繰入額	
支払備金繰入額	
責任準備金繰入額	
契約者配当金積立利息繰入額	
8 資産運用費用	
支払利息	
商品有価証券運用損	
金銭の信託運用損	
売買目的有価証券運用損	
有価証券売却損	
有価証券評価損	
有価証券償還損	
金融派生商品費用	
為替差損	
貸倒引当金繰入額	
貸付金償却	
賃貸用不動産等減価償却費	
その他運用費用	
特別勘定資産運用損	
9 事業費	
10 その他経常費用	
保険金据置支払金	
税金	
減価償却費	
退職給付引当金繰入額	
その他の経常費用	
11 経常利益(または経常損失)	

(特別損益)	
12 特別利益	
固定資産等処分益	
保険業法第112条評価益	
その他特別利益	
13 特別損失	
固定資産等処分損	
減損損失	
価格変動準備金繰入額	
金融先物取引責任準備金繰入額	
証券取引責任準備金繰入額	
不動産圧縮損	
その他特別損失	
14 契約者配当準備金繰入額	
15 税引前当期純利益	
(または税引前当期純損失)	
16 法人税及び住民税	
17 法人税等調整額	
18 当期純利益	
(または当期純損失)	

貸借対照表の用語

資産の部

1 現金及び預貯金

生命保険会社は保険料として集めた資金を有価証券や貸付金などで運用していますが、保険金・年金・給付金などの支払いに要する資金も必要のため、資産の一部を現金(外国通貨を含む通貨、当座小切手、送金小切手など)や、短期間の運用目的で預金(定期預金、通知預金、譲渡性預金、外貨預金)として保有しています。

2 コールローン

他の金融機関に対して行う短期間(1日～2週間程度)の貸付で、一時的な余裕資金の運用手段として行っています。

3 買現先勘定

一定期間後に一定の価格で売戻すことを条件に債券などを購入する買現先取引により発生した金銭債権を計上します。これは、債券などを担保とした金融取引の性格も有しています。

4 債券貸借取引支払保証金

現金担保付債券貸借取引(レポ取引)により担保として差し入れた額を計上します。

5 買入金銭債権

下記「8 有価証券」に該当しない証券などを計上します。具体的には、コマース・ペーパー(CP)や住宅抵当証券、商品投資受益権証券、一般貸付債権信託受益権証券などがあります。

6 商品有価証券

投資目的ではなく、不特定多数の投資家への販売を目的として保有している有価証券です。生命保険会社は、法令により、いわゆる公共債ディーリング業務が認められています。

7 金銭の信託

生命保険会社が保有する有価証券などと帳簿価額を分離して運用する目的で、信託銀行に金銭を信託する勘定のことです。信託銀行に委託された資金の運用は、生命保険会社などの指図にもとづき、信託銀行がその執行と管理にあたります。

8 有価証券(国債・地方債・社債・株式・外国証券・その他の証券)

有価証券のうち、「国債」「地方債」「社債」はそれぞれ日本国、国内の地方公共団体、国内企業等の発行する債券への投資で三者をあわせて「公社債」ともいいます。

「株式」は国内企業の発行する株式への投資です。

「外国証券」は米国債等、海外の国・企業などが発行する「外国債券」や、海外の企業が発行する外国株式等、海外の国・企業などが発行する有価証券への投資の総称です。

「その他の証券」は証券投資信託受益証券や株式以外の出資証券など上記の有価証券以外の証券です。

9 貸付金(保険約款貸付・一般貸付)

生命保険会社の貸付金は「保険約款貸付」と「一般貸付」があります。「保険約款貸付」には2種類あり、1つは、契約者が資金を必要としたときに解約返戻金の一定範囲内で利用できる「保険契約者貸付」というものです。もう1つが、保険料の払い込みが一時的に困難になり、払込猶予期間内に払い込まない場合に、保険契約の失効を防ぐため解約返戻金の範囲内で、保険料とその利息の合計額を立て替えを行う「保険料振替貸付」です。

一方、「一般貸付」は保険約款貸付以外の貸付で、内外の企業に対する貸付、国・政府機関に対する貸付、住宅ローンなどがあります。

10 有形固定資産(土地・建物・建設仮勘定・その他の有形固定資産)

有形固定資産には、土地・建物・建設仮勘定・その他の有形固定資産が含まれます。土地とは投資用建物・営業用店舗・社宅などの土地、建物とは投資用建物・営業用店舗・社宅など、建設仮勘定とは不動産の取得に伴って支出した金額で、引き渡しを受け、それぞれ土地・建物などの本体の科目に振り替えるまでに一時的に計上する勘定のことです。その他の有形固定資産とは有形固定資産のうち、土地、建物、建設仮勘定に計上されないもので、自動車・コンピュータ・備品などが含まれます。

11 無形固定資産

無形固定資産とは、有形固定資産のように形はないものの、企業が排他的に利用できる、収益をもたらす財産を指します。具体的には、のれんや知的財産権、電話加入権、ソフトウェアなどが含まれます。

12 代理店貸

生命保険会社は、保険の募集・集金業務を行うために代理店と委託または請負契約を結んでいます。代理店貸とは、その代理店に対する債権総額です。代理店で取り扱った新契約について、集金した保険料は生命保険会社に送金しますが、事業年度末時点で保険会社に入金(着金)されていない場合などに発生します。

13 再保険貸

再保険契約にもとづいて授受される再保険料・保険金などに関する再保険会社に対する債権(未収金額)の総額です。

14 その他資産(未収金・未収収益・預託金・金融派生商品など)

他のいずれの科目にも属さない資産です。主なものは、債権金額が確定しているにもかかわらずその代金の回収が行われていないものを計上する未収金、貸付金に係る未収利息や不動産の未収賃料などを計上する未収収益、供託金や土地・建物を賃借する場合の保証金などを計上する預託金や次の金融派生商品などです。

*金融派生商品(資産の部)

金融派生商品(デリバティブ)取引に係る期末の評価額を計上します。原則として、資産・負債にそれぞれ表示します。

15 繰延税金資産

税効果会計を適用した場合に、将来の会計期間において回収が見込まれる税金の額を計上します。

16 再評価に係る繰延税金資産

「土地の再評価に関する法律」に基づき、土地再評価を実施した事業用土地の再評価額が直前の帳簿価額を下回る場合、税効果相当額を計上します。

17 支払承諾見返

(「33 支払承諾」の解説をご参照ください)

18 貸倒引当金

貸付金やその他の債権が相手先の破産などにより回収不能となる危険に備え、取立不能見込額を予め準備する目的で、引当計上します。表示上は資産の控除項目として資産の部に計上します。

生命保険会社では、資産の自己査定にもとづき、貸倒実績率等合理的な方法により算出した一般貸倒引当金の他、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定を貸倒引当金に計上します。

*個別貸倒引当金

個別の債務者に対する貸付金などについて、回収不能または回収不能の懸念がある場合に、その回収不能額または回収不能見込額を当期の費用として計上します。

*特定海外債権引当勘定

発展途上国や国内情勢の不安定な国など、特定の海外向け貸付の回収不能額または回収不能見込額を算出し計上します。

負債の部

19 保険契約準備金

保険契約準備金は、保険業法において将来の保険金などの支払いに備えて積み立てが義務づけられているもので、支払準備金、責任準備金、契約者配当準備金があります。

*支払準備金

支払義務が発生している保険金、返戻金その他の給付金のうち、決算期末時点で、いまだ未払いとなっているものについて、その支払いのために必要な金額を積み立てる準備金のことです。なお、支払事由の報告は受けていないが、その支払事由が既に発生したと考えられる金額についても、支払準備金に積み立てることとしています。

*責任準備金

責任準備金は、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険業法で保険種類ごとに積み立てが義務付けられている準備金です。責任準備金の積立方式の代表的なものには、「平準純保険料式」と「チルメル式」があります。

*契約者配当準備金

契約者配当準備金は、保険契約に対する配当を行うために積み立てられた準備金です。

20 代理店借

代理店貸の逆で、代理店への債務額を計上します。保険の募集・集金等を行う代理店に支払う手数料などの未払分を計上します。

21 再保険借

再保険貸の逆で、生命保険会社と再保険会社との間の再保険契約にもとづいて授受される再保険料・保険金などに関する債務の総額です。

22 短期社債

自社の発行した短期社債の額を計上します。

23 社債

自社の発行した社債の額を計上します。

24 新株予約権付社債

自社の発行した新株予約権付社債の額を計上します。

25 その他負債(債券貸借取引受入金・借入金・未払金・未払費用・金融派生商品など)

他のいずれの科目にも属さない負債です。主なものは、未払の税金や経費などを計上する未払費用や、不動産賃貸に伴い受け入れた保証金、敷金などを計上する預り保証金や次の金融派生商品、債券貸借取引受入担保金などです。

*金融派生商品(負債の部)

(「金融派生商品(資産の部)」の解説をご参照ください)

*債券貸借取引受入担保金

現金担保付債券貸借取引(レポ取引)により担保として受け入れた額を計上します(「債券貸借取引保証金」の解説をご参照ください)。

26 退職給付引当金

退職給付債務の額(退職時に見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生している認められる額を一定の割引率や予想される残存勤務期間に基づき割り引いて計算した額)に未認識過去勤務債務と数理計算上の差異を加減した額から年金資産の額を差し引いた額を計上します。過去勤務債務とは、退職給付水準の改訂などによって発生した退職給付債務の増加または減少部分をいい、このうち費用として処理されていないものを未認識過去勤務債務といいます。また、数理計算上の差異とは、年金資産の期待収益率と実際の運用成果との差異、退職給付債務の計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更などにより発生した差異をいい、このうち費用として処理されていないものを未認識数理計算上の差異といいます。

27 価格変動準備金

株式などの価格変動の著しい資産について、その価格が将来下落したときに生じる損失に備えることを目的に、保険業法第115条第1項にもとづいて積み立てる金額です。

28 金融先物取引責任準備金

金融先物取引法第81条第1項の規定にもとづき、金融先物取引等を行う生命保険会社が、金融先物取引等の委託などに係る事故による委託者の損失の補填に備えて積み立てる金額です。

29 証券取引責任準備金

証券取引法第65条の2第7項において準用している証券取引法第51条の規定にもとづき、証券先物取引次業務などの認可を受けた生命保険会社が、証券先物取引等の受託などに係る事故による委託者の損失の補填に備えて積み立てる金額です。

30 繰延税金負債

税効果会計を適用した場合に、将来の会計期間において支払が見込まれる税金の額を計上します。

31 再評価に係る繰延税金負債

「土地の再評価に関する法律」に基づき、土地再評価を実施した事業用土地の再評価額が直前の帳簿価額を上回る場合、税効果相当額を計上します。

32 負ののれん

のれんは、企業を買収した際に、取得原価が、資産と引き受けた負債の純額を上回る際に資産の部に無形固定資産として計上されます。逆に、取得原価が、資産と引き受けた負債の純額を下回る際には、「負ののれん」として負債の部に計上されます。

33 支払承諾

生命保険会社には、保険業法において債務の保証が付随業務として認められています。保険会社は、顧客からの依頼にもつき顧客の第三者に対する債務について、その支払いを保証した場合、保険会社が実際に顧客に代わり第三者への債務を弁済することが考えられます。この場合、保険会社は本来の債務者である顧客に対し求償権(代わって弁済したお金を返してもらい権利)を取得します。「支払承諾」とは、保証先に対して保証している債務の総額を偶発的に発生する債務として貸方に計上するものです。この場合、「支払承諾見返」を借方に同額計上しますが、これは保証している債務を債務者に代わって弁済した場合に、顧客に対して生じる求償権を偶発的に発生する債権として計上するものです。

純資産の部

34 資本金

保険業法第6条の規定により、保険会社については、株式会社では資本金の額が10億円以上とされています。

40 その他有価証券評価差額金

生命保険会社の保有する有価証券のうち、「売買目的有価証券」、「責任準備金対応債券」、「満期保有目的の債券」、「子会社・関連会社株式」のいずれにも分類されない「その他有価証券」について、時価で評価し、その評価損益を、税効果分を除いて貸借対照表に計上します。

41 繰延ヘッジ損益

繰延ヘッジを適用したヘッジ手段に係る損益又は評価差額から税効果相当分を控除した額を計上します。

42 土地再評価差額金

「土地の再評価に関する法律」に基づく土地の再評価に伴う再評価差額から、再評価にかかる繰延税金負債の金額を控除した金額、または再評価に係る繰延税金資産の金額を加えた金額を計上します。土地の再評価は、事業用の土地を時価で評価するとともに、税効果反映後の評価差額を純資産に計上する制度で、1998年度(平成10年度)から2001年度(平成13年度)までの決算で、一度だけ実施することが認められました。

43 新株式申込証拠金

決算期末時点で資本金に振替えられていない新株式の申込証拠金を、資本金とは別区分で計上します。

44 資本剰余金

資本剰余金とは、株主などからの出資額(または負担額)のうち資本金に組み入れられなかった部分等であり、資本金とともに企業内に維持または拘束されるものです。資本準備金及びその他資本剰余金などがあります。

45 利益剰余金

利益剰余金とは企業の経済活動の結果から生じた資本の増加部分であり、利益を源泉としたものです。利益準備金・任意積立金・繰越利益剰余金などがあります。

*利益準備金

会社法によって定められている準備金で、剰余金の配分を行う場合、資本準備金と利益準備金の合計が一定の額に達するまでは、その配当により減少する剰余金の額の5分の1を資本準備金または利益準備金として積み立てなければなりません。

*任意積立金

剰余金処分として積み立てる積立金のうち、会社法などで強制されないものです。株式会社においては、株主資本等変動計算書の中で繰り入れられます。

*繰越利益剰余金

利益剰余金のうち、利益準備金及び任意積立金に計上されていないものです。株式会社は、契約者配当準備金を損益計算書上で繰り入れることが可能であるため、繰越利益剰余金については、相互会社の当期末処分剰余金と異なり、契約者配当準備金の繰り入れ後の額が記載されます。

46 自己株式

株式会社で使用される科目で、保険会社が所有する自社の株式が計上されます。なお、連結貸借対照表では、親会社及び連結子会社が所有する親会社株式が計上されます。

47 自己株式申込証拠金

自己株式の処分のために払込んだ額を、自己株式の処分を認識するまでの期間計上します。

48 新株予約権

株式会社に対して行使することにより、その会社の株式の交付を受けられる権利です。発行価額を記載し、その権利が行使され、対価が払込まれた際に資本金又は資本準備金に振替えます。

3 資産運用収益

(利息及び配当金等収入、商品有価証券運用益、金銭の信託運用益など)

資産運用による収益で、利息や配当金のほかに有価証券売却益なども含まれます。

*利息及び配当金等収入

資産運用収益の中心となる収益で、主なものは預貯金利息、有価証券利息・配当金、貸付金利息、不動産賃貸料です。

*商品有価証券運用益

商品有価証券に係る売却損益、評価損益などを計上します。これらの損益を合計して、益が出た場合には「商品有価証券運用益」、損が出た場合には「商品有価証券運用損」を計上します。

*金銭の信託運用益

信託銀行へ信託した金銭を有価証券などで運用した結果として得られた収益を計上します。逆に運用結果が損失となった場合には「金銭の信託運用損」に計上します。

*売買目的有価証券運用益

商品有価証券、金銭の信託、特別勘定以外の売買目的有価証券から生ずる全ての損益(売却損益・償還損益・利息配当金等収入・評価損益等)を一括して計上します。これらの損益を合計して、益が出た場合は「売買目的有価証券運用益」に、損が出た場合は「売買目的有価証券運用損」に計上します。

*有価証券売却益

有価証券を売却した場合、売却価額が帳簿価額を上回った場合に、その差額を計上します。なお、有価証券売却益は、あわせて有価証券の種類別に次のように分類して表示します。

・国債等債券売却益:新株予約権付社債を除く公社債及び公社債投信から発生する売却益を計上。

・株式等売却益:株式、新株予約権付社債及び株式投信から発生する売却益を計上。

・外国証券売却益:外国証券から発生する売却益を計上。

*有価証券償還益

公社債の償還金のうち、その帳簿価額を超える金額(金利調整差額を除く)を計上します。

*金融派生商品収益

みなし決済より時価評価したデリバティブ取引の評価損益及び期中の実現損益を計上します。これらの損益を合計して、益が出た場合は「金融派生商品収益」に、損が出た場合は「金融派生商品費用」に計上します。

*為替差益

外貨建の取引では、取引時と決済時、あるいは外貨建債権等を決算時のレートで換算した時に円と外国通貨の為替レートが異なることにより益や損が発生します。為替差益は、この為替レートによる損益を計上します。期中の収益合計と損失合計を相殺して、益が出た場合は「為替差益」に、損が出た場合は「為替差損」に計上します。なお、外国証券の売買及び期末評価に係る為替差損益は、それぞれの科目(「外国証券売却益」「外国証券売却損」「外国証券評価損」)に含まれています。

*その他運用収益

上記の収益に含まれない資産運用収益を計上します。具体的には公社債の引き受けに係る手数料などがあります。

*特別勘定資産運用益

特別勘定から生ずる全ての資産運用収益、資産運用費用を計上します。これらを合計して、益が出た場合は「特別勘定資産運用益」に、損が出た場合は「特別勘定資産運用損」に計上します。

4 その他經常収益 (保険金据置受入金等)

主なものは、保険金据置受入金、責任準備金戻入額、支払備金戻入額です。

*保険金据置受入金

保険金の支払いが起こった場合でも、お客様によっては一度にその全額を必要としないうケースもあります。そのような方のために生命保険会社では、所定の利息をつけて保険金をお預かりする制度がありますが、この制度の受入金を計上します。(「保険金据置支払金」の解説もご参照ください)

*責任準備金戻入額

責任準備金の取崩額が積立額を上回る場合に計上します。

*支払備金戻入額

支払備金の取崩額が積立額を上回る場合に計上します。

5 經常費用

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する費用です。生命保険会社の場合、保険金等支払金、責任準備金等繰入額、資産運用費用、事業費、その他經常費用に区分されています。

6 保険金等支払金

保険金、年金、給付金、返戻金などの保険契約上の支払いを計上します。再保険契約による支払保険料もここに計上します。

7 責任準備金等繰入額

(支払備金繰入額、責任準備金繰入額、契約者配当金積立利息繰入額)

生命保険会社特有の決算手続きとして、責任準備金及び支払備金については、毎期年度末(3月末)に、前年度計上額を一旦全額戻入し、当年度の必要額を新たに全額繰り入れる方法(洗い替え方式)により積み立てられます。損益計算書の表示は(繰入額・戻入額)の差額で表示されますので、繰入額が戻入額を上回る場合には、責任準備金繰入額・支払備金繰入額として表示され、戻入額が繰入額を上回る場合には、責任準備金戻入額・支払備金戻入額として表示されます。

*契約者配当金積立利息繰入額

契約者配当金の支払方法のうち、契約応当日から利息をつけて保険会社に積み立ておく方法による契約者配当金は、契約の消滅または契約者の支払請求などにより実際の支払いが行われるまで契約者配当準備金の中に利息をつけて留保されます。契約者配当金積立利息繰入額は、契約者配当準備金に繰り入れる当年度の利息による増加額を計上します。

損益計算書の用語

經常損益

1 經常収益

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益です。生命保険会社の場合、保険料等収入、資産運用収益、その他經常収益に区分されています。

2 保険料等収入 (保険料・再保険収入)

契約者から払い込まれた保険料による収益で、生命保険会社の収益の大宗をなしています。再保険収入もここに含まれます。

8 資産運用費用（支払利息、商品有価証券運用損、有価証券売却損など）
資産運用収益を得るために要した費用で、有価証券売却損、有価証券評価損、貸倒引当金繰入額などを計上します。
*支払利息
生命保険会社の支払利息に計上されるものには、借入金利、預り金利息、保険金・給付金等の支払遅延利息などがあります。
*商品有価証券運用損
（「商品有価証券運用益」の解説をご参照ください）
*金銭の信託運用損
信託銀行へ信託した金銭の運用結果が損失となった場合に計上します。
*売買目的有価証券運用損
（「売買目的有価証券運用益」の解説をご参照ください）
*有価証券売却損
有価証券を売却した場合、売却価額が帳簿価額を下回った場合に、その差額を計上します。なお、有価証券売却益と同様、有価証券の種類別に「国債等債券売却損」「株式等売却損」「外国証券売却損」に分類して表示します（「有価証券売却益」の解説をご参照ください）
*有価証券評価損
減損処理により有価証券を時価評価した際の評価差損を計上します。有価証券評価損は、種類別に次のように分類して表示します。
・国債等債券評価損：新株予約権付社債を除く公社債及び公社債投信から発生する評価損を計上。
・株式等評価損：株式、新株予約権付社債及び株式投信から発生する評価損を計上。
・外国証券評価損：外国証券から発生する評価損を計上。
*有価証券償還損
公社債の償還金のうち、帳簿価額に達しない場合の差額（金利調整差額を除く）を計上します。
*金融派生商品費用
（「金融派生商品収益」の解説をご参照ください）
*為替差損
（「為替差益」の解説をご参照ください）
*貸倒引当金繰入額
資産の自己査定結果を踏まえ、個別貸倒引当金に繰り入れるもの以外の貸付金については、貸倒実績率等合理的な方法により算出した貸倒見込額を一般貸倒引当金として計上します。貸倒引当金繰入額は、当期の計上金額（繰入金額）から前期に計上した金額（戻入金額）を差し引いた金額を計上します。また、個別貸倒引当金や特定海外債権引当金等の繰り入れについても同科目で計上しますが、当期に追加で繰り入れる金額から、回収等により引当不要となった金額の戻し入れを差し引いた額としています。逆に、当期の繰入額が戻入額より少ない場合には「貸倒引当金戻入額」として特別利益に計上します。
*貸付金償却
貸付先の破産などの理由により、回収不能となった貸付金の償却額です。ただし、前事業年度以前に貸倒引当金にすでに積み立てられている金額（個別貸倒引当金）を相殺した後の金額を計上します。
*貸費用不動産等減価償却費
減価償却費（固定資産の取得価額をその耐用期間の各事業年度に配分する手続き）のうち、投資用不動産・動産などに係わるものを計上します。
*その他運用費用
上記のいずれにも属さない資産運用に係る費用を計上します。具体的には、（1）投資に係る税金（消費税、固定資産税など）（2）投資用不動産に係る費用のうち、a）賃借料等、b）登記手数料、c）維持・管理に係る委託料、光熱費、修理費等、などがあります。
*特別勘定資産運用損
（「特別勘定資産運用益」の解説をご参照ください）
9 事業費
新契約の募集及び保有契約の維持保全や保険金などの支払いに必要な経費を計上します。一般事業会社の販売費及び一般管理費に類似します。
10 その他経常費用
主に、保険金据置支払金、税金、減価償却費、退職給付引当金繰入額を計上します。ただし、税金、減価償却費のうち、資産運用に係わるものは資産運用費用に計上します。
*保険金据置支払金
保険金、給付金を生命保険会社に据置している場合、受取人からの請求または据置き期間の満了によって支払われた金額です。生命保険会社は、保険金、給付金を据置く場合、保険金据置受入金を計上して責任準備金の中に一旦留保し、これらを支払う場合には、据置き期間に対応する利息とともに、責任準備金を取り崩して支払います。
*税金
生命保険会社が税金として納付する金額を計上します。ただし、法人所得に係る税金は「法人税及び住民税」に、資産運用に直接係る投資関係税金は「その他運用費用」等に計上されるため、この科目には計上されていません。主なものは、印紙税、事業税、営業用資産に係る固定資産税・都市計画税などがあります。
*減価償却費
減価償却は、資産の取得価額を、その耐用期間の各事業年度の費用として配分するための経理上の手続で、生命保険会社が保有する「固定資産」について、当年度に減価償却した金額を計上します。なお、投資用不動産等に係る減価償却費については「貸費用不動産等減価償却費」において計上します。
*退職給付引当金繰入額
退職給付引当金の前期末・当期末の差額を計上します。
11 経常利益または損失
生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益（経常収益）から、発生する費用（経常費用）を差し引いた残額が経常利益です。なお、経常費用が経常収益を上回った場合には、その差額が経常損失となります。

特別損益

12 特別利益

臨時・突発的に発生する利益を計上します。主に、固定資産等処分益、保険業法第112条評価益などを計上します。

*固定資産等処分益

不動産・動産などを売却し、売却価額が、その帳簿価額と譲渡経費の合計額を超える場合に、その差額を計上します。有価証券の売却益は、資産運用の一つの柱として、経常的かつ反復して行われていることから経常収益に含めており、不動産・動産などの処分益は、臨時・突発的に発生するということから、特別利益の中に含めています。

*保険業法第112条評価益

保険業法第112条にもとづいて計上される株式の評価益です。保険業法では、市場価格のある株式の時価が、帳簿価額を超える場合、行政の認可を受けた上で、その全部または一部分について評価益を計上し、責任準備金及び配当準備金として積み立てることが認められています。

13 特別損失

臨時・突発的に発生する損失で、生命保険会社の通常の事業活動ではないものを計上します。主に、固定資産等処分損、価格変動準備金繰入額、証券取引責任準備金繰入額、不動産圧縮損などを計上します。

*固定資産等処分損

有価証券以外の不動産・動産などを売却し、売却価額が、その帳簿価額と譲渡経費の合計額を下回る場合に、その差額を計上します。さらに、この科目には、有価証券以外の資産に係る除却（取壊しなど）、災害・盗難による損失、及び累積債務国に対する貸付金などの価格譲渡損失も計上します。

*減損損失

固定資産の減損に係る会計基準に基づき発生した損失を計上します。

*価格変動準備金繰入額

価格変動準備金への繰入額を計上します。逆に取り崩した場合は、「価格変動準備金戻入額」として特別利益に計上します。（「価格変動準備金」の解説もご参照ください）

*金融先物取引責任準備金繰入額

金融先物取引責任準備金への繰入額を計上します。（「金融先物取引責任準備金」の解説もご参照ください）

*証券取引責任準備金繰入額

証券取引責任準備金への繰入額を計上します。（「証券取引責任準備金」の解説もご参照ください）

*不動産圧縮損

法人税法、租税特別措置法の規定にもとづき、不動産の交換・換地・買換・収用などで圧縮記帳の適用を受け、新規取得資産の取得価額を減額させた額です（圧縮記帳とは、法人が資産を取得した際、取得価額よりも少なく帳簿に計上することです）。不動産圧縮損に計上した額だけ、不動産処分益を相殺することになり、法人税などの課税の繰延が行われず、不動産圧縮損相当額については利益金処分において圧縮積立金として処理されるものもあります。

14 契約者配当準備金繰入額

株式会社において使用される勘定科目で、保険契約者に対する配当金の支払財源となる契約者配当準備金への繰入額となります。なお、無配当保険のみ取り扱っている会社の場合は、この項目は存在しません。

15 税引前当期純利益または純損失

経常損益に特別利益を加え、特別損失を控除したものです。株式会社の場合は、さらに「契約者配当準備金繰入額」を控除した金額となります。（株式会社は、契約者配当準備金の繰り入れが株主総会の付議事項ではないため、決算時点で「契約者配当準備金繰入額」の控除を行っています）

16 法人税及び住民税

当年度の所得にかかると法人税、住民税の合計金額です。

17 法人税等調整額

税効果会計の適用に伴い生じる繰延税金資産と繰延税金負債の差額（その他有価証券にかかるものを除く）を期首と期末と比較し、法人税等負担が増加する場合はプラスで、減少する場合はマイナス（ ）で表示します。

18 当期純利益または純損失

税引前当期純利益から法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を控除した金額で、会社のすべての活動によって生じた純利益または純損失を意味します。

その他の用語

1 標準責任準備金

責任準備金の積立水準は、積立方式と計算基礎率によって決まります。従来、責任準備金の計算基礎率には保険料の計算基礎率を用いていましたが、1995年（平成7年）に改正、1996年（平成8年）4月より施行された保険業法において「標準責任準備金制度」が導入され、責任準備金の積立方式だけでなく計算基礎率についても、監督当局が定めることになりました。つまり、標準責任準備金とは、保険会社が設定する保険料水準にかかわらず、監督当局が保険会社の健全性の維持、保険契約者の保護の観点から定める標準とする水準の責任準備金のことです。具体的には、新保険業法が施行された1996年（平成8年）4月以降に締結した保険契約のうち金融庁長官が定めたものについて、次のような積立方式と計算基礎率により計算しています。

積立方式:平準純保険料式

予定死亡率:(社)日本アクチュアリー会が作成し、監督当局が検証したもの

1996年(平成8年)4月1日以降2007年(平成19年)3月31日までに締結する保険契約 生保標準生命表1996(死亡保険用、年金開始後用)に基づく予定死亡率2007年(平成19年)4月1日以降締結する保険契約 生保標準生命表2007(死亡保険用、年金開始後用)・第三分野標準生命表2007に基づく予定死亡率

予定利率:1999年(平成11年)3月31日までに締結した保険契約 年2.75%

1999年(平成11年)4月1日以降2001年(平成13年)3月31日までに締結した保険契約 年2.00%

2001年(平成13年)4月1日以降締結する保険契約 年1.50%

2 責任準備金の積立率

ディスクロージャー誌で開示されている「責任準備金の積立率」とは、標準責任準備金対象契約に関しては監督当局が定める方式(「標準責任準備金」の解説を参照してください)また、標準責任準備金対象外契約に関しては平準純保険料式により計算した保

険料積立金及び未経過保険料に対して、実際に積み立てている金額の割合を表わしています。

3 再保険

生命保険会社が、自己の引き受けた保険のうち、主として高額契約などについて、保険契約のリスクを分散するために国内・国外の再保険引受会社と結ぶ保険契約のことです。

4 格付け

格付けとは、独立した第三者である格付会社が、保険会社の保険金支払いに関する確実性をアルファベットと記号・単語などで表したものです。会社の財務・収支情報、営業・経営戦略などさまざまな情報にもとづき決定されています。ただし、格付会社は複数あり、それぞれ見方が違います。このため同じ保険会社でも格付会社によっては格付けが異なる場合があります。また、同じ格付会社の格付けでも「依頼格付け」と「勝手格付け」の2種類があり、性質が異なります。なお、格付けの取得は法律で義務付けられているわけではありませんので、格付けを取得していない会社もあります。格付けは格付会社の意見であり、保険金の支払いなどについて保証を行うものではありません。また、取得した時点までの数値・情報などにもとづいたものであるため、将来的に変更される可能性があります。

5 三利源

「三利源」とは、予定事業費率に基づく事業費支出予定額と実際の事業費支出との差額である「費差」、予定死亡率に基づく保険金・給付金当支払予定額と実際の保険金・給付金等支払額との差額である「危険差(死差)」、予定利率に基づく予定運用収益と実際の運用収益の差額である「利差」の三つを指します。「三利源」については、生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を示す指標である「基礎利益」の内訳として開示している会社があります。

「Report 2007 損保ジャパンひまわり生命の現状」は
保険業法111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

本誌に関するお問い合わせ 経営企画部 03-3344-6704
生命保険などに関するご相談窓口 カスタマーセンター 0120-563-506

作成・発行 2007年7月 経営企画部